

平成 25 年 第 2 回

高森町議会 6 月定例会会議録

平成 25 年 6 月 19 日 開会

平成 25 年 6 月 26 日 閉会



高 森 町 議 会

6月19日（水）

（第1日）

平成25年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成25年6月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

1 番 宇藤 康博君

2 番 後藤 三治君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （8日間）

自 平成25年 6月19日

至 平成25年 6月26日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月19日（水）	本会議	議案審議
6月20日（木）	休 会	
6月21日（金）	”	
6月22日（土）	”	
6月23日（日）	”	
6月24日（月）	”	
6月25日（火）	本会議	一般質問
6月26日（水）	”	委員長報告・採決

日程第 3 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
高森町税条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 24 年度高森町一般会計補正予算
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 24 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 24 年度高森町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 34 号 高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 35 号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 36 号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 12 議案第 37 号 高森町工場等設置奨励条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 38 号 高森町観光立町推進基本条例の制定について
- 日程第 14 議案第 39 号 高森町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 40 号 業務委託契約の締結について
- 日程第 16 議案第 41 号 平成 25 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 42 号 平成 25 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 43 号 平成 25 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 19 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梶壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	岩下公治君	政策推進課長	甲斐敏文君
健康推進課長	村上源喜君	住民福祉課長	橋本和則君
税務課長	色見継治君	農林政策課長	佐藤武文君
建設課長	工藤英二君	会計課長	廣木富八君
教育委員会事務局長	後藤正三君	政策推進課審議員	服部信一郎君
健康推進課審議員	沼田勝之君	総務課長補佐	東幸祐君
健康推進課長補佐	新井堅太郎君	住民福祉課長補佐	阿南一也君
税務課長補佐	佐藤幸一君	農林政策課長補佐	後藤健一君
建設課長補佐	松本満夫君	教育委員会事務局次長	阿部恭二君
監査事務局長	安方含君	総務課財政係長	岩下徹君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	丸山雄平君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

議員の皆さまには、定例会を招集いたしましたところ、大変公私共々ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただきました。心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

まず、きょうの天候、昨夜からの天候が議員の皆さまも心配されているのではないかとこのように思っております。現在、九州の西側を上昇中で、上昇というよりも、前線がありまして、逆に停滞するおそれもあるということで、このことがですね、この災害につながらないようにするために、つながらないということをひたすら現在祈っているわけでございます。そのことは昨年7月12日に発生しました九州北部豪雨災害のこのまだまだ復旧が進んでない箇所もあるということで、もちろん本町の復旧工事ももとより、阿蘇地域全体の復旧工事をこれから先、さらに加速させていかなければならないということのこの梅雨時期を迎えるわけでございますので、本当に心から心配をいたしているところでございます。

また、6月10日に開催いたしました町の地域防災会議においても、町の防災計画の変更点等をご協議いただき、熊本県や警察関係、広域消防本部また町の消防団、熊本気象台などの関係機関、団体との連携と協力をいただきながら、町の災害対策本部が十分に機能いたしますように、万全の対策を備え、講じてまいりたいというふうに考えております。

議員皆さまにおかれましても、今後ともご指導とご協力を切にお願い申し上げたいというふうに思っております。

さて、本年4月に職員の人事異動を行ったところでございますが、昨年度からは、熊本県との双方向による人事交流を開始したところであり、通常は町村に複数の双方向人事交流は難しいところでございますが、熊本県のご理解等をいただきまして、本年度はさらにもう1名を双方向交流という形で派遣をいただきまして、本町の健康推進全般について強化を図ることといたしました。

また、さらに本年度は、国の省庁であります、農林水産省との双方向の人事交流

も開始をいたしました。これは、もちろん将来の本町の農業施策についても強化を図らなければいけないわけですが、非常に将来的なこの人事の交流というのが役に立つ日、また効果を出す日が必ず来るというふうに私自身考えておりますので、今後も国の他の庁省との人事交流も考えていきたいというふうに思っております。

また、ご報告でございますが、現在、総務省、金融庁、国土交通省のキャリアの方々3名ですが、地方自治体を体験するという国の試みの中で、熊本県内3つの自治体だけに、研修にこられておられることもご報告をさせていただきます。20代のキャリアの方でございますが、将来国を背負って立つ方でもございます。そういう方と本町の若い職員もしくは職員全般が関係を持つ、交流を深める、言葉を交わすということは、大変意義あることではないかというふうに思っております。

また、議員の皆さまもご承知だと思いますが、私は就任後2年間この高森町役場のいびつな年齢構成について、職員の年齢構成についていろいろと今まで講じてきたわけですが、特に、職員の年齢の40代の方が極端に少ないというこの構成になっておりますことから、その打開策といたしまして、また、もう一点の観点では、若い職員の資質をさらに高めるためにも、5年未満の職員、係長研修を勧め、そして課長等の管理職研修も取り入れているところでございます。このこともご報告をさせていただきたいというふうに思います。

4月以降の行事関係といたしましては、各地域でもさまざまな行事が開催されたところでございますが、4月20日から21日までの「牛深ハイヤ祭り」に参加をさせていただきました。これは県が掲げる横軸連携といたしましても、大変マッチングしているものではないかというふうに思っております。今後も交流を続けることとしておりますところですが、8月の当町の「風鎮祭」にも天草市から参加をいただく予定となっておりますこともご報告を申し上げさせていただきたいと思っております。

また、5月19日の泥りんピック、そして翌週26日の農業体験イベントにも高森町以外の方々からたくさん参加をいただき、大変意義あること、これは次のステップをしっかりと考えなければいけない、町としてもやっていかなければいけないということが、逆に確信が持てたほど、ほかの市町村からお見えになられた方が楽しんで当町の若い職員や町民の方と触れ合われていたというふうに思っております。

それと、5月30日からの世界農業遺産の認定のこの式典にも、阿蘇の市町村長

の皆さまと一緒に参加をし、知事のプレゼンテーションを補助する役割で参加をさせていただきました。結果を申し上げますと、世界農業遺産を認定を受けたわけですが、まず、1点世界文化遺産がたいへん現在、この認定を受けるのが難しくなっている中、世界文化遺産の最初のスタートを考えてみますと、現在より比較的簡単に認定を受けていた時代もあったわけですが、現在、大変厳しいわけですが、この世界農業遺産も今後は、認定を受けるのが極めて難しくなるようになるというふうに、これはFAO（国際連合食糧農業機関）の理事、すなわち国連の理事国の方も言われておりましたので、このことし、認定を受けたということは、大変意義あることではないかというふうに思っております。今後の展望といたしましては、知事が先頭に立ってこの世界農業遺産をしっかりと県民の方に広報をしていただき、そして県もあげて取り組んでいくということを申されておりますので、当町といたしましても特に基幹産業が農業でございますので、この世界の冠と、世界の文言ということをしかり活用できるような町の施策も進めていかなければいけないのではないかとこのように考えております。

また、今週の日曜日に「はなしのぶコンサート」も開催されます。また、これから以降、イベント等もたくさんございますが、行政といたしましては、観光立町基本計画の策定関係や観光振興という観点から、この明るいまちづくりのために、町民の皆さまに、また議員の皆さまにこのイベントの参加やご協力をお願いしながら、これから先のまちづくりがしっかりとできていくことに持っていかなければいけないというふうに思っております。

最後になりましたが、現在、私の就任後2年を経過いたしました。選挙の時に政策集というものを出版させていただきましたので、その政策集の進捗状況を確認いたしております。さらに今年度も、各地域での政策説明会を開催したいというふうに考えております。住民の皆さま方にぜひお越しいただき、私が掲げる政策に関する詳細な説明をしていきたいというふうに考えております。

最後に、現在、熊本県議会中ですが、大変喜んで良いと思えることが2件ございます。1点は、町が直接どうのこうのできるわけではございませんが、県道竹田五ヶ瀬線、甲斐議員様の地元でございますが、約15年この事業は1円の予算も付かずにスタートもしておりませんでした。今年、意義あることといたしまして、県の新しいこの事業という形で、予算がつくわけでございます。約4,000万円のこの予算で、2年間でまずスタートを切るわけでございます。大変、私といたしましては、嬉しいこと、喜ばしいことだというふうに思っております。

もう1点、県道津留・柳線、これは約20年以上の地域からの要望もございましたが、今回、災害のあとの復旧工事や災害云々ではなく、しっかりした県の新しい県道の新規工事への着工という部分での予算が計上されました。大変、県議会の方、特に建設委員長等々にはお世話になったところでございますが、それもこれも過去20年近く地域の皆さまが、町を通して要望していただいたことにつけるのではないかというふうに思っております。このこともご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の定例会にご提案いたしましたのは、報告1件、承認5件、議案10件、総計16件でございますが、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつと変えさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成25年第2回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 宇藤康博君、2番 後藤三治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成25年第2回高森町議会定例会の会期につきましては、本日6月19日から6月26日までの8日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月26日までの8日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） おはようございます。

報告第1号で報告いたします。繰越明許費に係る繰越計算書の内容について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告を申し上げます。

平成24年度から繰り越しております各種事業につきましては、お手元の資料によります。次のページの繰越計算書のとおりでありまして、全体といたしましては、14の事業について、総額5億30万5,000円となっております。

内訳といたしましては、緊急経済対策を柱とした国の平成24年度補正予算を受けまして、本町においては9つの事業を繰り越しております。

また、九州北部豪雨災害により、復旧工事を進めております公共土木、河川、農林業施設の各種復旧事業を繰り越したものでございます。なお、各事業の繰越内容は、お手元の繰越明許費繰越計算書に記載のとおりであり、現在、各事業とも早期の事業完了を目指して推進いたしておるところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（田上更生君） 本件は、報告事項であります。質問があれば発言をゆるします。

質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質問なしと認めます。

以上で、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（田上更生君） 日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） おはようございます。

承認第1号で承認を求めます、専決第1号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令が改正され、平成25年4月1日から施行されることとされたため、専決したものでございます。

改正のポイントは2つでございます。まず、国民健康保険から後期高齢者医療に移行された方がおられる国民健康保険被保険者世帯、いわゆる国保世帯につきまして、すでに実施されている保険料の軽減措置を3年延長するとともに、延長される期間について新たな軽減措置率が提供されることになりました。世帯の構成に変更がない場合、これまでは後期高齢者医療に移行して5年間に限り、国民健康保険税を2分の1に軽減されていましたが、これを3年間延長し軽減割合を2分の1から4分の1とすることとされております。

次に、国民健康保険から、後期高齢者医療に移行した人がおられる世帯の国民健康保険税の軽減措置を恒久化するというものでございます。すでに低所得であることにより、国民健康保険税の軽減を受けておりました世帯につきまして、同じく世帯の構成に変更がない場合で、国民健康保険から後期高齢者医療に移行された方がおられる場合は、以降後5年間軽減が受けられましたけれども、この度、この期限を撤廃し、恒久的に軽減措置を受けられるものとされております。

なお、この軽減分の財源分としましては、平成26年度から引き上げを予定されております消費税を財源として調整交付金等により手当されることとなっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番芹口でございます。お尋ねしたいと思います。今回の改正

によりまして新たに対象となります特定継続世帯、これは大体、何世帯ぐらいあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 今のご質問は、条例改正することによりまして、今後、何世帯ぐらい対象が増えるかということで、その件につきましては、今、税が先日確定したばかりでございます、まだそこまでの調査は現在行っておりません。

○議長（田上更生君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

**日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
高森町税条例の一部を改正する条例**

○議長（田上更生君） 日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） おはようございます。

承認第2号でご報告いたします、専決第2号、高森町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

専決しました内容でございますが、高森町税条例の一部を改正する条例であります。今回の税条例の一部改正につきましては、平成25年3月1日に国会に提出されておりました平成25年度地方税法の一部を改正する法律が国会で可決され、3月30日に公布されたことに伴いまして、高森町税条例も4月1日から施行する必

要がありましたので、専決処分をさせていただきました。

主な改正内容につきましてご説明を申し上げます。新旧対照表 1 ページをお開きください。第 34 条の 7 につきましては、寄附金税額控除の一部改正でございます。現在、地方公共団体に対して、寄附を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金金額のうち 2,000 円を超える金額について全額控除できる仕組みがなっているところでございます。都道府県又は市町村に対する寄附金にかかる個人の都道府県税及び市町村税の寄附金税額控除について、平成 26 年度から平成 50 年度までの各年度に限り、特別控除額の算定に用いる所得税の限度税率と、当該所得税の原価税率に復興特別所得税率 100 分の 2.1 でございますが、これに乗じて得た率を加算する措置を今回講ずることとなったものがあります。

新旧対照表 3 ページをお開きください。附則第 3 条の 2 につきましては、延滞金の割合等の特例の改正でございます。現在の低金利の状況に合わせて、事業者等の負担を軽減する観点等から、税の延滞等に課せられる利率を引き下げるものがございます。法定内期限を過ぎて履行遅滞となった納税者に課せられる延滞金の税率を 14.6% を 9.3% に、納期限後 1 ヶ月以内において、早期納付を促す観点から低い利率、現在 4.3% を 3% に、それから、還付加算金でございますけれども、これについては 4.3% を 2% に改正するものがございます。

新旧対照表 5 ページをお開きください。附則第 4 条の 2 につきましては、公益法人等にかかる町民税の課税の特例の改正でございます。公益法人等に対して、財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例を受けた財産等を有する公益法人等から当該財産等の贈与を受けた他の公益法人等は、当該の特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等とみなされた場合において、非課税の承認が取り消された時には、当該の公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得に係る個人の都道府県税の所得税及び個人の市町村民税の所得割を課するものであります。

新旧対照表 6 ページをお開きください。附則第 7 条の 3 の 2 につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正でございます。消費税率引き上げに伴う影響を標準化する観点から、特例的な措置として、所得税の住宅ローン控除の適用者、平成 26 年から 29 年までの入居者でございますけれども、この方について所得税から控除をしきれなかった額を住民税控除額限度額の範囲内で 4 年間延長し控除をするものであります。

新旧対照表 8 ページをお開きください。附則第 22 条の 2 につきましては、東日

本大震災に係る被災住宅移住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の改正であります。東日本大震災によりその有していた移住用家具が滅失等して、移住の用に供することができなくなった納税義務者の相続人が当該家屋の敷地の用に供されていた土地を譲渡した場合にも、当該相続人は、被害家屋を被相続人とその取得をした日から共有したものとみなして、移住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができることとなったものであります。

新旧対照表 11 ページをお開きください。附則第 23 条につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の改正であります。東日本大震災によりその有していた自己の移住用家屋を、移住の用に供することができなくなった移住者が、一定のですね、住宅の新築又は取得又は増改築を移住の用に供することができなくなった日から、平成 25 年 12 月 31 日の間に、そのものの移住の用に供した場合には、一定の要件の中で住宅借入金を有する場合の所得税の特別控除に係る税額控除額を、住宅借入金等の年末段階の残高の限度額及び税率等に係る計算する特例措置を講ずることとするものであります。

以上、専決いたしました内容についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜ようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 24 年度高森町一般会計補正予算

○議長（田上更生君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第3号でご報告いたします、専決第3号平成24年度高森町一般会計補正予算（第15号）についてご説明を申し上げます。

専決しました内容は、3月議会終了後に決定いたしました地方譲与税や各種交付金、地方交付税などの最終調整と、経済対策に伴う国の補正予算として実施されます追加事業の採択などにより、平成25年へ繰り越して使用するための繰越明許費の補正などがございます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ369万6,000円の減額であり、これを現計予算に合算いたしますと総額46億8,098万7,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。第2表繰越明許費の補正につきましては、まず、経営体育成支援事業補助金を追加いたしました。これは、人・農地プランに位置づけられた中心経営体などが、農業制度資金を活用して、農業機器や施設の導入、簡易な土地基盤の整備を行う場合に補助するものであり、平成24年度の緊急経済対策予算により、高森、色見、上色見地区の合わせて8名への予算配分が確定したことにより計上したものでございます。また、変更分につきましては、色見地区と、上仁田水地区における農業用水機の掘削工事において、地層崩壊やボーリング深度の変更により、掘削延長が必要であることなどから、事業費を増額して繰り越すものでございます。

6ページの第3表地方債補正につきましては、24年度の起債借入額が確定したことに伴い、それぞれ減額するものでございます。

以下、9ページから歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。第2款地方譲与税から10ページの第11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、国からの最終交付決定を受けたことによる調整であります。

なお、平成24年度の特別交付税総額は、前年度に比較しますと約6,000万円増加の約2億3,000万円となっております。主な増加要因につきましては、九州北部豪雨災害の復旧事業に対しまして、約4億円近い多額の一般財源を投入しておりますことから、それを補う意味での増額によるものでございます。

11ページの第12款分担金及び負担金につきましては、色見地区と上仁田水地

区の農災復旧事業における受益者の負担割合が確定したことに伴い減額するものでございます。なお、激甚災害の指定を受けたことなどにより、最終的な受益者の負担割合は、事業費の0.9%となっております。

第18款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金について、特別交付税などの確定を受け、最終的には繰り入れる必要がなくなったことから、全額を減額いたしました。これにより平成24年度末での財政調整基金残高は、平成23年度末から約2,200万円増え、約12億3,900万円となりましたことをお知らせしておきます。

次に13ページから歳出予算について説明いたします。第2款総務費の財産管理費につきましては、予定しておりました庁舎ひさしの改修について、屋上からの防水工事と併せて実施予定でございましたが、漏水の原因追及ができなかったため、工事を見合わせたものでございます。しかしながら腐食による落下の危険性等を考えますと、大規模な改修を改めて予算計上させていただき、工事を行いたいと考えているところでございます。

14ページの農業委員会委員一般選挙費につきましては、選挙が行われなかったことにより減額するものでございます。

第3款民生費につきましては、国民健康保険特別会計の法定外繰出金を減額するものでございます。これによりまして、平成24年度の法定外繰り出しはなくなりました。

15ページの第5款農林水産業費につきましては、各事業費の確定に伴い、それぞれ調整したものでございます。

16ページから17ページにかけては、災害復旧に伴う公共土木、河川、林道、農地等災害復旧における平成24年度の事業費確定により補正を行ったものがあります。

以上、専決いたしました主な内容についてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（田上更生君） 日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 今回、議会に承認を求めます、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ3,801万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,953万2,000円とするものでございます。すべての項目において3月定例会後に確定又は変更になりました直近の実績をもって調整を行っております。

歳入の主なものを申し上げますと、財政調整交付金1,433万円、共同事業交付金1,073万4,000円、また、町から法定外繰り出しを予定しておりました繰入金1,000万円をそれぞれ減額いたしております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費をはじめとする、保険給付費を3,288万7,000円減額し、高額療養費に要する経費を544万7,000円減額いたしております。また、特定健康診査事業に関します経費248万9,000円を減額したところでございます。

以上、ご説明申し上げましたけども、審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算

○議長（田上更生君） 日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 今回、承認を求めます平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、3月定例会後に確定しました介護事業に係る経費につきまして、64万8,000円の補正を加え、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億5,273万9,000円としたものであります。

歳入補正の主なものは、保険料65万円でございます。

また、歳出の主なものは、介護給付費に係るもので273万円となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第34号 高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第34号、高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 議案第34号でご提案申し上げました、高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

この条例案の趣旨といたしましては、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、第2条第1項の規定により、平成25年7月から平成26年3月までの間の給与を4.2%減額するものであります。

参考までに申し上げますと、町の平成24年度のラスパイレス指数は96.2でございますが、これに国換算措置によります8%を加算いたしまして、104.2となります。従いまして、この4.2を減額するというものでございます。

本案につきましては、議案第41号、平成25年度高森町一般会計補正予算（第1号）とも関連してまいります。このことにより減額の総額は約1,060万円となります。

なお、第2条第2項につきましては、退職者があった場合に対しての減額を規定しており、また、第3項については、時間外勤務手当が発生した場合について規定しているものでございます。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第35号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第35号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 議案第35号でご提案申し上げます、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表をお開き願いたいと思います。今回の改正は、資格要件に居住するもののほかに、勤務地を有するものを追加するものでございます。

現在の町、高森町消防団員の定数は290名となっておりますが、現員数は272名でありまして、消防団員の減少が進む中のひとつの対策として、改正の必要が生じたものでございます。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第35号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 3 6 号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（田上更生君） 日程第 1 1、議案第 3 6 号、高森町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 議案第 3 6 号でご提案申し上げます、高森町過疎地域自立促進計画の変更について御説明いたします。

今回の整備計画は、色見保育園の新築工事の実施に伴い、その財源として平成 25 年度から事業を実施いたしますことから、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を得る必要があるためご提案申し上げます。

この法律に基づく事業につきましては、過疎債の借り入れが可能となりますことから、町財政にとりまして、有利となるものでございます。この補助事業は、国の緊急経済対策による事業であることから、一般財源となるうちの 9 割を地域の元気臨時交付金で充当する予定としているところでありますが、現時点では不確定でありますことなどから、本過疎計画に盛り込むこととするものでございます。

なお、熊本県との協議は、本年 5 月 1 5 日に実施いたし、異議ない旨の回答を 5 月 3 0 日付けで受けておりますので、念のため申し添えます。

以上、ご説明いたしましたので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 6 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 3 7 号 高森町工場等設置奨励条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第37号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 議案第37号で提案いたしました、高森町工場等設置奨励条例の一部改正についてご説明申し上げます。

高森町工場等設置奨励条例は、町内に工場を新たに立地する企業又は立地している企業の税法上の優遇措置を定めたものであり、具体的には新たに取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税を3年間に限り課税を免除するものであります。この条例の第2条及び第3条でうたわれています、農村地域工業等導入促進法の適用が平成21年12月31日までに取得した資産等となっていることから、平成24年度をもって、その適用が終了することとなりましたので、関連条項の削除の改正を行うものであります。

なお、この農村地域工業導入促進法の適用を受けていた地域は、本町では庁舎西側に位置します高森工業団地の企業ですが、過疎地域自立促進特別措置法の規定がありますので、当条例が、過疎地域自立促進特別措置法の規定により適用が可能であるため、改正前と変わらず、企業にとっては何ら支障のないことを申し添えます。

また、当条例の適用により、減額される固定資産税につきましては、地方交付税により補てんされていることとなっております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第38号 高森町観光立町推進基本条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第38号、高森町観光立町推進基本条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 議案第38号で提案しました、高森町観光立町推進基本条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回、制定する条例は、観光立町に関する施策を総合的、計画的に推進し、子供たちが住み続けることができる豊かで活力ある高森町の実現に寄与することを目的に制定するものであります。

本条例は、前文、第1章総則、第2章基本的施策、第3章推進会議、第4章雑則からなります。第1章では、条例制定の目的、基本理念をうたい、観光立町推進計画を策定するための町の責務、町民の役割、財政上の措置を規定し、観光立町の施策の実現状況を毎年議会に報告することを規定しております。

第2章では、本町の景観を生かした観光地の形成、新たな観光旅行分野の開拓を求めるとともに、景観の保全に必要な施策を講じることを規定し、また観光事業の競争力の強化のための取り組みとして、連携の推進、接遇の向上、人材育成、観光旅行促進のための環境整備に必要な事項を規定しています。

第3章では、観光立町の実現に関する重要事項を調査審議する機関として、町長の諮問に応じた観光立町推進会議の設置及び組織等を規定しております。

第4章では、この条例以外での必要事項は、町長が別に定めるとしてあります。

なお、施行日は公布の日からと規定しています。

この議案につきましては、平成24年度議会におきまして、平成26年3月議会に上程する旨の説明をしておりましたが、この条例に規定している推進会議体制や本年度策定する観光基本計画には、どうしても当該条例を基本とする必要があり、本議会に提出するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第14 議案第39号 高森町税特別措置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第39号、高森町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 議案第39号で提案いたしました、高森町税特別措置条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

今回の高森町税特別措置条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正によるものであります。

主な改正内容につきまして、ご説明申し上げます。高森町税特別措置条例は、高森町工場等設置奨励条例第3条第1項の指定を受けたものに対して、税法上の優遇措置を定めたものであり、新たに取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税を3年間に限り課税免除するものであります。この条例の根拠となります法令に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令があります。この適用が平成25年3月31日までに取得した資産となっておりましたけども、企業等の事業の拡大及び設備投資を促すため、平成27年3月31日までに取得した資産を対象とするものとして、延長す

るものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第40号 業務委託契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第40号、業務委託契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 議案第40号で提案いたしました、業務委託契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

契約の目的でございますが、平成25年度地籍調査測量業務委託でございます。

契約の方法といたしまして、指名競争入札を行いました。

委託期間でございますが、契約の日から平成26年3月20日まででございます。

契約金額につきましては、5,040万円でございます。

契約の相手方、住所、熊本市北区龍田町弓削668番地7、株式会社スペック、代表取締役 高宮龍二氏であります。

本町の地籍調査事業でございますが、昭和54年度からの調査開始から33年を経過しているところでございます。平成24年度までの調査済み面積でございますが、166.52平方キロメートルのうち、135.38平方キロメートルが終了し、

進捗率につきましては、81.3%となっております。残り面積は31.14平方キロメートルでございます。

本年度現地調査でございますが、昨年度に引き続きまして大字矢津田地区の赤羽根、小村、柳谷地区を予定しているところでございます。

調査面積でございますが、4.28平方キロメートル。

調査字図数、19字。

調査筆数、約2,200筆を予定しているところでございます。

地籍調査測量業務委託では、現地調査、測量業務全般を実施し、面積測量のデータ及び地籍図原図等の成果品の納入をさせることとなっており、製造の請負に該当するため、地方自治法第149条第2項及び同法第96条第1項第5号の規定により、今議会に承認を求めます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番、三森でございます。

地籍調査につきましては、昭和54年から開始されておりますが、進捗状況も大変進んでおまして、喜ばしいことでもあります。しかしながら、この中で立会いのできなかった、境界の確立できなかった、そういう部分が今後どうなっていくのか、そこらあたりをちょっとお尋ねをいたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 9番議員さんの問いに対して、お答えしたいと思います。

現在、調査地区におかれましてもかなりですね、高齢者の方、それからなかなか地権者の方も、現場がわからない方が多数おられるということでございますけど、ことしもう2回地籍調査説明会を行いましたけども、100%に近い状態です。地籍調査を終わりたいと思っておりますし、不立会いになりますと、筆界未定というのがありますので、委任状あたり、それから地籍調査の推進委員をお願いしてですね、ほとんど100%に近い状態で地籍調査を、せっかくの補助事業でございますので、現在のところそういう感じで、地籍調査を行っているところでございます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

是が非でもですね、100%に近い、それはもう100%が一番いいわけですが、
れども、これだけ高齢化が進みますとなかなか境界立会いというのができなくて、
未確定部分が出てくるというのも現実ではなかろうかと思えます。

先ほども申しましたように、100%近いですね、数字を目指して頑張っていた
だきたいと思えます。せつかくのお金でございますので、その点もよろしくお願
いを申し上げ質問を終わります。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は総務常任委
員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第41号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第41号、平成25年度高森町一般会計補正
予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第41号でご提案いたしました、平成25年度高森町一般
会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の一部
改正に伴い、一律約4.2%の減額措置分を計上するものと、国・県などからの補
助事業の追加計上や、九州北部豪雨災害の復旧事業の追加、また平成24年度から
の繰越金の確定に伴う調整などございまして、総額8,544万3,000円を増
額することとし、これを現計予算に合算いたしますと、歳入歳出それぞれ45億8,
944万3,000円とするものでございます。なお、仮に今回、職員給料の減額
を行わなかった場合の地方交付税が減額、すなわち減らされる金額を試算いたしま
したところ、本高森町での影響額は約3,000万円という金額でございましたこと
をご報告申し上げます。

5 ページをお開きください。第2表地方債補正につきましては、後ほど歳出予算の説明の際に、工事内容等を詳細にご説明いたしますが、町道中原線の改良工事に伴うものと、老良原橋災害復旧工事の下部工について、それぞれ追加計上することとし、限度額を変更するものでございます。

次に、8 ページから歳入予算の主なものについてご説明いたします。第12款分担金及び負担金につきましては、色見地区と上仁田水地区の農業農地等災害復旧工事において、水量の確保が依然として厳しい状況であり、本年度の追加工事が発生しますことから、受益者負担金を計上するものでございます。なお、平成24年度からの継続事業でありますので、受益者負担の割合は、事業費の0.9%と変更はございません。第14款の国庫支出金につきましては、老良原災害復旧の追加工事分と、中原線の改良工事に伴う補助金をそれぞれ追加計上いたしました。

9 ページの民生費県負担金につきましては、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む民間保育所に対して、資金の交付を行うものであり、高森保育園がその対象となりましたことから、補助金として受け入れるものでございます。なお、一部事務費として町が執行する部分もございますが、補助金の大半は高森保育園にそのまま補助することになります。総務費県補助金では、再生可能エネルギー等導入推進事業補助金100%の補助金でございますが、その補助金を活用し、避難施設太陽光発電街灯設置事業について、当初予算において2,520万円の事業計画をいたしておりましたところ、わかりやすく申し上げますと、特別枠という新しく形が広がりまして、その枠の中で、本町、高森町が阿蘇管内では、唯一高森町ということになりましたが、補助が拡充され、風力発電と太陽光発電を備えたLED街灯施設整備へと変更されましたことから、増額するものでございます。農林水産業費県補助金の林業振興費補助金では、鳥獣被害防止緊急捕獲等補助金を新たに計上いたしました。この事業は、平成24年度の緊急経済対策関連予算を活用して実施されるもので、平成27年度までの3年間で予定されており、鳥獣被害の深刻化や広域化に対応するための捕獲活動の強化等々に対象とするものであり、本町においては、捕獲に対する補助金として実施するものでございます。なお、議会の皆さまにご報告を差し上げたいというふうに思いますが、この事業は先ほど申し上げましたように、緊急経済対策関連の予算を活用しているわけでございます。大変タイトな日程の中、農林政策課の佐藤課長の指示のもと、若い職員が大変短い間に、新しい施策、新しい計画等をつくったことによって、採択になったわけでございますが、現在、高森町が300頭が3年間で900頭、シカ、イノシ

シ各900頭でございます。阿蘇管内ではもちろん1番でございます。熊本県北部、県北の地域で申し上げても、かなり高いこの頭数の補助を獲得することができました。大変国の経済対策予算というのは、期間が短こうございます。3月に2月の末から3月の中旬までは正確に決まっていることはなく、その時点で、町の捕獲対策計画を出しなさいという中で、4月16日には提出、採択という形の中、先ほど申し上げましたように、農林政策課の若い職員が、課長の指示のもと取り組んだことに大変喜ばしいこととございまして、ぜひ議会議員の皆さまもお声をかけていただきたいということをお願いさせていただきたいというふうに思います。

次に10ページの第18款繰入金につきましては、当初予算において、財政調整基金からの繰入金を9,900万円で予定しておりましたが、平成24年度からの繰越金の確定に伴い、2,283万8,000円と減額するものでございます。第20款雑入につきましては、コミュニティ助成事業として、本町から5件の申請を行い、2件の採択を受けました事から計上するものでございます。また、このことにつきましてもあとで詳細に説明をさせていただきたいと思っております。同じく雑入の自然循環型有機農業堆肥支援金につきましては、阿蘇高森オーガニックアグリセンターにおける堆肥原料として、脱水植物性残渣及び納豆残渣を購入しておりますが、町が堆肥化を始め、有機農業を推進することに対して、購入先から支援を受けるものでございます。第21款町債につきましては、先ほど地方債の補正で説明のとおりでございます。

次に、11ページから歳出予算の主なものについてご説明いたします。各款にわたりまして第2節給料の減額を計上しております。7月から来年3月までの職員給与を一律約4.2%削減することとして、計算し、計上したものでございます。第2款総務費の地域振興費におきましては、地域づくりインターンの会への負担金とインターンの旅費を計上いたしております。これは主に都市部に住む学生が地方のまちづくりや地方の村おこしが盛んな地域に、ある一定期間滞在し、地域住民や行政職員たちと一緒に地域づくり活動や交流プログラムなどに取り組むことにより、総合的な観点でどうしていくことが必要であるかを調査、報告するというものでございます。観光立町によるまちづくりを推進していくうえでも、また30年後50年後の未来像を描くためにも、3大都市圏の学生の持つ新たな感性や想像力、技術に大きな期待を寄せるものでございます。同じく地域振興費の負担金補助及び交付金において、高森町ツーリズムビジネス研究会助成金の減額を計上しております。これは、平成24年度の緊急経済対策により、高森町ツーリズムビジネス実践事業

の採択を受け、25年度への繰越事業として実施することから、単県事業で予定しておりました本事業分を減額するものでございます。また、先ほど申し上げましたコミュニティ事業助成金につきましては、2年連続の採択、さらに2件の採択を受けることとなりました。洗川地域と大村地区における自治会放送設備を整備するものに対する補助金でございます。

12ページ「朋遊館」管理費の修繕費につきましては、女性浴槽の床、木製壁の腐食などの修繕を行うものでございます。また、地元の方が今よりさらに利用しやすい環境を整えるため、浴室利用時間外の管理を地元管理運営委員会にお願いするための委託料を計上するものでございます。

13ページの第3款民生費の社会福祉総務費につきましては、軽トラックの更新に伴う、高森町社会福祉協議会への運営費助成金を計上いたしました。

14ページの第4款衛生費の予防費につきましては、小児肺炎球菌とヒブワクチンが任意接種であったため助成金として計上しておりましたが、法定接種に変更されたことから委託料として組みかえるものでございます。

15ページの第5款農林水産業費の物産館等管理費につきましては、奥阿蘇キャンプ場のコイン式シャワー施設と奥阿蘇物産館の浄化槽修繕料を計上いたしました。また長年の使用により汚物が付着して流れが悪くなっている污水管につきましても、物産館と物産品加工場の洗浄業務を委託するものでございます。農業活性化施設費では、高森公園周辺の草刈りにつきまして、当初は非常勤職員報酬と作業員賃金とで対応する予定でございましたが、対象面積と金額の面から委託契約で実施することが適当と判断して、それぞれ予算の組みかえを行うものでございます。

16ページの林業振興費につきましては、負担金補助及び交付金におきまして、先ほど歳入でもご説明のとおり、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金を活用した、捕獲に対する補助金を交付するものでございまして、従来出していた補助金に上乗せして交付することから、1頭当たりイノシシが1万1,000円、シカが1万4,000円で、サルが3万8,000円の補助となるものでございます。第6款商工費の観光費におきましては、観光イベントや施設整備等のための臨時職員賃金を計上いたしました。また、長寿社会づくりソフト事業費交付金を活用いたしました、新たな祭りイベントへの助成金を計上いたしました。

17ページの第7款土木費の道路新設改良費におきましては、町道中原線改良工事測量設計業務委託料を計上いたしました。昨年の九州北部豪雨災害により、中原橋では、大量の流木が川をふさぎ止めたことで、周辺の住民の方々、世帯に被害が

発生いたしましたことから、今後の危険性等を考慮し、橋梁の嵩上げや道路工事を含めた改良工事を行うものでございます。なお、中原橋の上流におけるスリットダムや堰堤の複数の設置予定により、補助事業の採択は大変困難な状況にありましたが、結果的に、補助率が高い社会資本整備総合交付金の採択を受けたことにより、あまり事例のない効率的な災害の改良工事となるものでございます。

18ページの第9款教育費の保健体育総務費におきまして、スポーツによるまちづくり推進計画策定業務委託料を計上いたしました。本町におきましては、昨年3月に高SPOが設立され各種スポーツ教室の開催、また本年度は泥りんピックや田植え体験、農業体験なども開催され、積極的に展開されているところでございます。そのような中、私の政策集にも大きく掲げております健康とスポーツによるまちづくりについて、子どもから高齢者までそれぞれの世代に応じた目標設定、特に小学生、中学生におけるスポーツ活動や部活動への支援や根本的な見直し等々、また町民グラウンド、町民体育館を中心としたスポーツ環境整備などについて、より明確化していくための計画策定として考えているところでございます。第10款災害復旧費の公共土木施設九州北部豪雨災害復旧費では老良原橋の災害復旧に伴い、事前協議でカットされておりました橋台部分について、災害査定で橋脚部分の補助金充当が認められたことにより、橋台の設置工事に合わせて、護岸工事分を増額計上するものでございます。

19ページの農地等九州北部豪雨災害復旧費につきましては、先ほど平成24年度の予算の専決処分で説明いたしました色見地区と上仁田水地区の復旧工事において、現在の深度では水量が確保できないため、深さの変更が必要でありまして、それに伴い揚水管自体が重くなるために、揚水管の材質をFRPへと軽量化する必要があることから、追加工事分を計上するものでございます。第13款の予備費につきましては1,000万円を増額いたしております。これは、災害復旧により、平成24年度からの繰越事業として実施しております、町道山鳥上ノ原線におきまして、緊急に盛り土の変更工事が必要でありますことから429万7,000円を予備費から災害復旧費へ、予算充用しました関係で、今後の不意の支出に対応するための増額でございます。

以上、今回提案しております補正予算についてその概要を説明いたしましたが、ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番、後藤です。

2点お聞きしたいと思います。まず、12ページ草部出張所、野尻出張所の食糧費が今回計上されております。以前から財政厳しい中、食糧費はなるべく計上しないようにというお話の中で、今回こういう形で上がってきたわけですが、なんか特別の理由があったのかを1点お聞きしたいと思います。

それから、2点目が16ページでございますけれども、先ほど町長さんの方から新しい祭りをつくって助成したいということでございましたが、この「でんでんまつり」というものは、どういったものなのか。私どもも「でんでんまつり」をどこでやっているのかなと、大分ここで予算書をいただいた時に見たんですけども、新しい祭りであれば、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） お答えいたします。

12ページの出張所費、総務管理費の今の2番、後藤議員のご質問にお答えいたします。

出張所費、野尻出張所費につきまして、食糧費をそれぞれ、草部が3万9,000円、野尻出張所分が4万5,000円でございます。これにつきましては、本年度地域振興係といたしまして、各地区の中にかなり入り込んで、面接訪問等も行っております。そういった中から地域の方と親身にいろいろなお話をしていく中で、またそして各地区の祭り、その他各種行事がございます。その中にこの職員を深く浸透、入り込ませましてですね、地域の方とのより密接な関係を築きたいということでございます。議員さんおっしゃるとおり、食糧費につきましては、減額措置を年々とってきておりますが、これについては、地域との深いつながりを持ちたいということで、今回、計上させていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 2番議員の「でんでんまつり」の助成金についてご説明いたします。

歳出におきましては、16ページの観光費負担金補助及び交付金で「でんでんまつり」助成金ということで80万円計上させていただいております。

すみません。歳入につきましては、10ページの雑入の長寿社会づくりソフト事業費交付金ということで80万円計上させていただいております。

今、申しましたように、歳入歳出同額ということで、全額補助を財団法人地域社会振興財団から受けまして、つまりうちで新しい祭りをやろうということで、名称は今からつけていきますけど、今の所では、交付申請ではですね、「わくわくドキドキ、あったかもりでんでんまつり」というふうにしております。

事業主体は、今、うちのほうで募集して現在、要綱等制定しておりますツーリズムビジネス研究会へ助成して、そこで事業を実施していただくという方法です。

具体的事業につきましては、高森の田楽、ブランド化している高森の田楽と、新しく高森おでんの「でんでん」ですね。これをとって「でんでんまつり」としておりますけど、田楽とおでんを、おでんにつきましては地元産の味噌とか醤油を使って、あか牛のすじ肉、これでおでんを開発しようということです。地酒で冬のイベント、冬をエンジョイしていただくというようなイベントとしております。

その田楽につきましては、もうブランド化しておりますけど、おでんにつきましては、新たにですね、今度、先ほどから言っております地域づくりインターン生に試作してもらったり、それとまた高森高校生にですね、これを試作してもらったり、そういうことを現在検討中であります。

結果的にはですね、観光協会主催であります「秋の味まつり」この時にこの二つのメニューを公表したいというふうなことも考えておりますけども、まだその辺ははっきりした結論は出ておりません。今後、先ほど言いました高森ツーリズムビジネス研究会と打ち合わせを密にして確立させていきたいというふうに考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番でございます。3ページでございますけども、男女共同参画推進費研修旅費として12万円、それから児童福祉総務費に研修旅費として26万1,000円計上してございますけれども、この研修の目的、また内容、研修先等わかりますれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） おはようございます。

ただいまお尋ねの旅費の件ですけど、まず、社会福祉総務費の方の、男女共同参

画ですが、これは25年度男女参画共同地域づくり育成事業に係る研修でありまして、昭和58年度から続く本県の人材育成事業の中で、24年度までに高森町、五木村、球磨村の3町村がですね、熊本県の方でまだ研修を実施しておりません。今年度中央研修の方に、本町からやはり予定でありますので、その分の旅費を計上いたしております。

次に、児童福祉費の研修旅費ですが、これは子育て支援センターの先進地視察研修といたしまして、県外の先進地であります、佐賀県と長野県の方に視察研修を予定しております。

以上が研修の旅費につきましての説明とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員さんのご質問に追加をさせていただきます。

今、橋本課長の方がお答えしたとおりでございます。この児童福祉総務費の旅費につきまして、子育て支援センターの研修と2カ所と申し上げられましたその通りでございます。

九州の中での先進地であります佐賀県、これは当然でございますが、当町に適した子育て支援センターを計画するにあたり、複合型もしくは年代の幅が大きい子育て支援センター、これは子育て支援センターと言わないかもしれませんが、ある意味、義務教育期間全般、就学前教育期間から義務教育期間全般をワンストップ化する、この子育て支援センターをやっておりますのが、長野県にございます。大変似た形でございますので、ぜひとも視察に行かせていただきたいというふうに思っております。

また、先ほど2番の後藤議員からのご質問ございました。その通りでございます。食糧費に関しましても、私が認めた、提案した理由と申し上げまして、先ほど課長が申したとおりでございますが、出張所でありました草部、野尻の各出張所を総務課分室という位置づけのもと、3年計画で地域振興係、この地域振興係をつくりまして、1年目は先輩、ベテランの方、2年目から現職の職員、10年未満の職員が赴任するという形を取らせていただいております。赴任した以上は、前よりも非常にスピード感を持って対応するためには、何をやらなければいけないかと申しますと、10年未満の職員は特に山東部、草部、野尻地区において、住民の顔や、もしくは道等々も詳細に熟知しているわけではないという判断のもと、1年計画で戸別、1軒も残らないように面接する、要は顔を合わせるということ。そして各部落や地域で行われている祭りも含めまして、もしくは祭りよりもっと小さい単位での集ま

り等々にも1年間のスケジュールを持って、全てなるべく行くようにしてくださいということ。その時にやはり、例えばお祭りであれば参加費もいりますし、地元の地区の集まりであればそれは要ります。ぜひその分を認めていただきたい。そのことによりもう結果が出てきております。私が就任して1年目よりも、現在の方が草部、野尻からの直接の住民の皆さんのヒアリング、要は、要望やもちろんできることとできないことがございますが、やはりその意見が私のところにスピード感をもって顕著に出てきております。ということですので、これもある意味いびつな年齢構成に将来対応するため、10年未満の職員が今の時期しか行けることはなかなかできないのではないかと思いますので、ぜひともそういう中で、育てるという意味で認めていただきたい、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

追加の説明でございましたが、4番の芹口議員、2番の後藤議員のご説明に追加補足させていただきます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第42号 平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第17、議案第42号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 議案第42号でご提案しました、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、予備費調整によりまして、現在の予算総額に変更を加えることのない補正予算として提案いたしております。

その内容でございますけれども、昭和58年施行されました老人保健法に基づき、

実施されていましたが、平成20年改正法の成立により法律名が変更になり、最終的には制度が廃止されました。

老人保健医療特別会計として、事業を行っていた時の精算を今回また行うものでございます。なお、支払いの相手方は、社会保険支払い診療基金であります。

ご説明申し上げましたけども、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第43号 平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第18、議案第43号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 工藤英二君。

○建設課長（工藤英二君） 議案第43号でご提案申し上げました、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、臨時特例に関する条例に基づき、給与の減額を行い予備費で調整するものであります。28万9,000円を調整を行います。

以上、今回提案しました内容についてのご説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第19 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第19、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

6月20日から6月24日までは休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、6月20日から6月24日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前11時55分

6月25日(火)

(第2日)

平成25年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成25年6月25日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
9番	三森 義高	高森町の防災用水の現状について	① 町内全域の現状は ② 街中心部の防火用水及び消火栓の設置状況は ③ 河川を利用した防火用水設置の考えは
		高森高校と町行政について	① 高森高校に対する支援策は ② 高森東、町外（蘇陽）に対する通学支援の考えは
6番	森田 勝	防災対策	① 避難所の現状と課題、見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所指定の要件について ・ 町内では、現在14カ所の避難所が指定されているが、要件の充足度について（福祉避難所含む） ・ 誘導灯の状況、設置の考えは ② 避難情報のお知らせ方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災無線のエリアの細分化について ・ 無線マスの無設置地区の対応について ・ 無線機の貸付の考えは（区長への）

5 番	立山 広滋	町長政策集の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 政策集全体から見た政策の進み具合はどうか ② 課題の改善又は良くなった、解決したと言えることを挙げればどういったことがあるか ③ 町長の任期が半分を経過したが振り返ると、どういった前半であったのか ④ 残任期間をどのようにして政策集の実現に向けて進もうとしているのか
3 番	興梶 壽一	農業振興による農家の所得向上対策は	<ul style="list-style-type: none"> ① T P P 参加の中で農業への影響は大きいと考えられるが、町独自の対策を考えるべきではないか ② 国策としての農業振興等、人・農地プラン、中山間直接支払いなど他の地域では活かされているという評価もあるが、立地条件の厳しい本町で活かされているのか ③ 水田、米中心の政策が推進されている中で、畑作中心の農家対策をどのように考えているか ④ 町長は、町独自の地域農業マスタープランの策定に向けて委員の選任を予定されているが、町長は何を策定の柱と考えているのか ⑤ アグリセンターを指定管理から町直営とされたが、町長の考える農業政策の中で、どう活かしていくのか ⑥ 町長は今まで観光立町条例制定の中で、農業も観光と合わせて振興を図っていくと発言しているが、町長の任期あと1年と10カ月の中でどのような施策を考えているのか

2 番	後藤 三治	高森湧水トンネルと周辺整備	<p>高森町の玄関口（観光）である高森湧水トンネルと周辺の整備を行い、長時間滞在と農家交流、更には、町内観光地への拠点化を図るためには</p> <p>① 現在の観光客数及び改善策は ② 施設内整備及び借地の利用は ③ 県道熊本高森線の早期完成に向けての考えは ④ 町営住宅（村中）の建替えと移設及び借地を含め、跡地の利用の考えは ⑤ 体験型農地等の拡大・交流の考えは</p>
1 番	宇藤 康博	高森温泉館、朋遊館の現状及び今後は	<p>① 高森温泉館、朋遊館の経営状況は ② 運営協議会の会議内容は ③ アンケート調査や、収支報告が遅れた訳は ④ 他市町村の温泉の運営状況は ⑤ ハザードマップの危険地帯に建設されているが問題はないのか ⑥ 今後の高森温泉館、朋遊館の色々な改修に多大な予算がかかると思われるが、対応策は ⑦ 高森温泉館、朋遊館の今後は</p>

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	宇藤 康博 君	2 番	後藤 三治 君
3 番	興 柁 壽一 君	4 番	芹 口 誓 彰 君
5 番	立 山 広 滋 君	6 番	森 田 勝 君
7 番	田 上 更 生 君	8 番	甲 斐 正 一 君
9 番	三 森 義 高 君	10 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	岩下公治君	政策推進課長	甲斐敏文君
住民福祉課長	橋本和則君	税務課長	色見継治君
農林政策課長	佐藤武文君	建設課長	工藤英二君
会計課長	廣木富八君	教育委員会事務局長	後藤正三君
政策推進課審議員	服部信一郎君	健康推進課審議員	沼田勝之君
総務課長補佐	東幸祐君	健康推進課長補佐	新井堅太郎君
住民福祉課長補佐	阿南一也君	税務課長補佐	佐藤幸一君
農林政策課長補佐	後藤健一君	建設課長補佐	松本満夫君
教育委員会事務局次長	阿部恭二君	監査事務局長	安方含君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	丸山雄平君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

なお、健康推進課長 村上源喜君、総務課財政係長 岩下徹君から欠席届が
っておりますのでご報告いたしておきます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議
事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） おはようございます。9番 三森でございます。

まず質問に入ります前に、町長、教育長をはじめ執行部職員の皆さん方には、
住民の安心、安全さらには町政発展のために日夜ご努力いただいておりますこと
に対し、衷心よりお礼申し上げる次第でございます。

さて、本日は先般4月14日に発生いたしました、空き家を含む2カ所、3棟の
火災が発生し、被災に遭われました皆さま方に対し、お見舞いを申し上げる次
第でございます。また、日夜消防団活動にご努力いただいております消防団各位
に、感謝とお礼を申し上げます。

さて、本日は第1点目、高森町の防火用水の現状について。また第2点目とし
て、高森高校と町行政について、の2題についてを質問いたします。よろしく
お願いを申し上げます。

まず最初に、高森町の全域について防火用水の設置状況、消火栓等々につ
いての現状はどうなっているのかをお尋ねいたします。

いつも火災のときを思いますのが、まず水の便が良いだろうか。消火活動する
場所が良いだろうか、など最初頭をよぎります。火災のときは時間との戦いでも
ありますし、昼と夜とでも違います。特に夜の場合は危険が伴いますので、消
防団員の方々は注意力と判断力が一番大事になります。日頃からの貯水槽、消
火栓等々の場所の確認、また行政として施設に対する夜間の街灯等々の設置状
況は万全であるの

かお尋ねいたします。

また、第2点目といたしまして、街中心部の貯水槽、消火栓設置状況はどうであるのか。特に町内の場合は家屋が密集していますので、延焼でもする場合は今の設置状況で大丈夫なのか、消火栓についての消火活動は、同時に何箇所まで大丈夫なのかをお尋ねいたしたいと思います。

以上、まずもっての2点の答弁をよろしくお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） おはようございます。

議員、お尋ねの高森町内の防火用水及び消火栓の設置状況についてのお答え致します。

町内全域の数をまず申し上げますと、消火栓195カ所、それから防火水槽、これは通常40トンでございますが、これが233カ所でございます。今、ご質問いただきました趣旨の中には、消防団員の活動の趣旨等々もお話いただきまして、本当にこれまでのご協力本当にありがたく思います。消防団におきましては、各防火水槽、それから消火栓の設置箇所につきましては、その地図等がございますので、十分に把握していただくようお願いをいたしておるところでございます。火災が発生した際には、十分な消火活動ができるようにということは当然でございますので、そういった点につきまして、さらに各消防団、分団におきましてもご協力をお願いしているというところでございます。

それから市街地につきましてのお尋ねでございますので内訳を申し上げますと、そのうち消火栓が67カ所、それから防火水槽は17カ所でございます。また、交流センターの駐車場として土地をお借りしている部分に、地下に100トンの貯水槽を設置いたしております。また、小中学校プールにおきましても、火災発生時には貯水槽の役割を果たすものとして考えております。そういった点を加味いたしまして、その時その時に応じた消火体制をとるということでこれまでも対応いたしております。いずれに対しましてもご指摘のとおり、大火災が発生したときには、迅速なる対応等も行う必要がございます。私どもの町消防団も当然でございますが、常備消防としての広域消防との連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上お答えを申し上げます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

今、箇所と数字についてはお示しをいただきました。特に先ほども申しておりますように、昼の火災に対しましては大変はっきりと分かって、場所の確認等々はできていると思っておりますけれども、晩になりますとなかなかその箇所というものが位置づけ、そこらあたりが分かりづらいというのも一つはあります。特によその地域の部分につきましては特にそうではなかろうかと思えます。そういうときに、晩の火災の場合の街灯等、これが非常に一番大事ではないだろうかと思えます。そこらあたりの設置状況は今現在、たぶん地域的にも設置してあるものとは思いますが、町としてどれだけちゃんとした確認ができておるのか、今一度お示しをいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 自席から失礼いたします。

今、ご指摘のとおり、夜間に対する対応につきましては、今現在、町内の夜間街灯につきましては設置してあるとおりでございますが、これが本当に使えなくなったときの対応というのは本当に困難なものがあると思えます。それにつきましては、今議会でもご提案申し上げておりますが、再生エネルギー等を使いました防犯灯の設置を考えております。そういったことで避難所及びその途中におきましても、それらを順次整備していくというふうなことを、補助事業を有効に活用しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、9番 三森です。

大変ありがたい提案をいただきました。本当にこの施設はどうしてもなくてはならない、明かりがなくては本当に消防団の活動というものがどれだけ原則、地元の方であろうともなかなか把握しづらいというのが現状でございます。特に冒頭でも申しましたように、危険を伴った作業でもございます。また、あわてる作業でもございます。そういう中において、いかにその体制をつくっておくのか、これが行政の仕事ではなかろうかと思えますので、その点はとくにご認識をいただき、早くそういう体制をつくっていただきたいというふうに考えておるわけでございます。特に街中心部、街中心部に限りませんけれども、特に町の中において狭い路地等々が相当あります。そういう場合が先ほどから申しておりますように、街灯との絡みもありますし、町の助成、あるいは部落の設置等々の街灯等もありますけれども、な

かなか晩にとおってみますと、足元が暗い部分も相当数箇所があるわけで、そこらあたりの再認識、区の行政と町との繋がり、そこらあたりをしっかりと区長会の中でもそこらあたりの確認等もしっかりとやっていただきたいというふうに思うわけでございます。行政といたしましてはなかなか地区の隅々までと、これはするのは当然ではありますけれども、その下にまた組織として区長がいらっしゃいますので、そこらあたりと連携を取りながら、各地域の防災についてはお互いが共存しながら取り組んでいくという姿勢の下でやっていただきたいなと思うわけでございます。それにつきまして今一度、総務課長の対応を、答えをお願いいたしましたと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） ありがとうございます。

議員がおっしゃるとおりでございます。地域との連携と申しますか、今各地区でも自主防災組織を強化するというところで進めております。今ご指摘いただきました点等が一番の、やはり有事が起こったときの一番の問題点だと思いますし重要な部分だと思いますので、各地域の自主防災組織の中、また今おっしゃいました、各地区の駐在嘱託員の皆さまにも再度お願いを申し上げまして、町と一体連携としてこういうことに取り組んでいくという姿勢で町としては進んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、9番 三森でございます。ありがとうございます。

ぜひとも今の部分について区長、駐在員区長さん方と共に話し合いの中でしっかりと位置づけで取り組んでいただければ幸いです。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それからまた3番目に入りますが、河川を利用した防火用水設置の考えはということで提案を申し上げたいと思います。

先般、4月火災がありましたときは、早朝に私共は内山の堤の作業をやっておりました。作業をやっておりましたと申しますのは、農業用水用の溜池でございますので、農業用水向けの作業をやっていたということでございます。そのときに4分団の2部、これは上在地区のうちの部落の組の消防団でございますが、そのときにご案内をいたしまして、内山堤、あるいは坊ヶ平、お隣にあります。それから含蔵寺の堤。上在地区に3つの溜池があるわけでございます。その溜池の水は要するに

農業用水で利用しておりますが、その用水路と申しますものは、横町地域、要するに中山川、あそこまでから昭和の石田製材所の範囲を流れております。それだけこの3つの堤で町内の全域と申しますと不可能でございますけれども、要するに一番住宅地の密集している場所を、その3つの堤が用水をしておるという部分を頭に入れておいていただきたいと思えます。そういう部分の中で、たまたま先般そういう火災が午後に発生したわけでございますので、そのときの水の流れというものでたまたま4分団の2部にその講習をしておりました。そういうことがいつなごときに、これほど緊急的に火災があったということは私も驚いたわけでございます。そういう中でいち早く最終的に用水していない時期でございましたので、そのときは一番先に私が内山に登って、内山と含蔵寺の堤の水を出したわけでございます。内山の堤が最終的には火災に一番近い流れであった。上在地区のうちの隣の含蔵寺の堤。この水は高森川に流れておりますので、これに結果的には止めができない。要するに1メートル70センチ、80センチ、2メートル近くの幅がありますので、水の勢いで止めても流されてしまうという状況下でございます。そういう状況でございますので、内山の堤の水を一斉に落とすということでも長時間でございましたけれども、その水である程度消火活動できました。その水だけではございませんで、貯水槽も利用されて消火活動をされたというのも現実でございます。そういう状況でございますので、私が今度の提案をいたしますものは、うちの隣にあります含蔵寺の堤、これはそう大きい堤ではございませんで、水の容量は当たり前前に流れておりますし、一斉に流せば相当な水が流れるということで、たまたま含蔵寺の堤の流れというものが先ほどから申しておりますように、農業用水のためにつくられた高森川の貯水池、要するに溜池、それを機械的に止めるシステムで田んぼに配水をいたしております。それが約5トン、6トンの水、それ以上が貯まる状況になります。そういう部分が町の中心部。この高森川の中心部あたりに1カ所、2カ所そういう施設を設置したならば相当な水の量という気がするわけです。その設置場所につきましては交流センターの横か本田畳屋の横、あそこを高森川が走っております。それから石田製材所のところに行っているわけです。その2カ所につけていただければ最高の場と思えますけれども、最初の一個でもつけていただければ、街中の中心部においては相当なポンプを付けても大丈夫だという状況下になります。それは含蔵寺の堤だけの水ではなくして、先ほどから申しておりますように、内山の堤もそれといっしょに合流させられます。そういうことを含めると相当な水がポンプを5台付けても大丈夫のような水が流れます。そこらあたりを利用して

いただくような施設の設置、これを付けていただきますと非常に街の中心部も横の動線が大変利用しやすい。昭和も一体横の動線で走っておりますし、横町のほうにも走っております。また下の本田畳屋のところに付けますと昭和のほう、それから横町の下住宅のほうに動線が走っております。そういうことを踏まえますと、その施設の設置というものは相当な付加価値があるというふうに感じております。貯水槽の何基分にも相当するのではなかろうかというような気もするわけでございますので、その点をぜひとも総務課長、または最後には町長のお考えをお聞きいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） はい、ありがとうございます。

まず本当にお礼を申し上げます。先般の火災の際には、議員のご指導によりまして水利の確保ということで、そういったご指導をいただいたということで本当にありがとうございます。ご指摘のとおりからご提案のとおり、川を利用した水利の確保ということは、ご承知と思いますが通常土嚢での確保を行っております。しかしながら常時それが円滑に利用できるかと申しますと、非常にそれは困難なところもございまして、ご指摘いただいておりますが、水利確保としての河川のせき止めと言いますか、その方法につきましては大変有効なものであるというふうに考えます。今後、私ども事務サイドといたしましては、そういった今の提案の箇所もお示しいただきましたので、そういった調査をしながら検討をしてみたいと思っております。確かに有効な水利確保だというふうに思っています。重ねて先般の火災の際にはそういったご指導をいただいたということをご存じておりましたが、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

3番目の質問にお答えしていただきたいということでございますが、今、岩下総務課長が答弁したとおりに、非常に有効なやり方ではないかなというふうには思っています。これから検討していくということは総務課長が答弁したとおりでございます。

まずは、議員に先ほど総務課長が言ったように、初期活動の迅速な対応、指導に感謝をいたしたいというふうに思っています。それと同時に、まず議員が今回これを提案された理由といたしまして私が思うには、昨年の九州北部豪雨災害を受けての災害意識の向上。2点目が4月14日の町内の中心部の火災等により、さらにそこによって意識が向上されたことだというふうに思っている質問かなというふうに思っています。

おります。そういう中で火災は当然でございます、災害全般、火災も含めまして被害を最小限に食い止めるというのが一番やらなければいけないことです。そういう中で非常に有効的なものであるというふうに思っております。ただし、これは先ほどハード的なことをおっしゃいました。正直申しまして高森町にはこの補助金の規定がございます。必ず現在は消防施設関係補助金につきましては3分の2が町の補助で、地元が3分の1というふうになっております。そういう中で大事なことはこれが有効であるという検証をした上で、もしやるとするならば、やはり地元の方というよりも町全体のコンセンサス、そして単独でやるためには、町が直轄でやるためにはそのコンセンサス、合意が町民の中で必要というのが1点と、2点目がやはりそれがあくまでも特例であるとするならば、やはりこれは議会とのしっかりした議論をもって結論を出していかなければいけないというふうに思っております。なにはともあれ、大変有効なことをご指導いただきまして心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

それと先ほど街路灯のお話をさせていただきましたが、議会の初日に提案いたしましたように避難所等に関しましては、今回国からの事業、これは県が出した事業でございますが3,700万円の100%補助で高森町が阿蘇郡市内では一番取っております。そういう補助の活用を先ほど総務課長がおっしゃったわけでございます。それと同時に議員がおっしゃったように、やはり避難所も含めまして全ての町中の暗さ、夜になっての暗さの問題だと思いますが、それにはやはり商工会や観光協会にしか降りない事業、国からの直轄事業等々がございます。これは経済産業省が管轄でございますが、そういう事業も各種団体等と協議をしていながら、今後はそれを採択を受けるような努力も行政としてはやっていかなければならないのではないのかなというふうに思っております。トータル的に全体が明るくなれば、これはやはり防災としては一番の効果を発揮するものではないかというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

本当に明瞭活発な答弁をいただきました。災害は忘れた頃にではなくして、これはいつ、なんどきに起こるかも分かりません。そういうことを踏まえたと早くそういう手立てをしていただけるという気持ちを私は持っておりますので、その点も含めてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは高森高校と町行政についてをお聞きしたいと思います。

高森高校につきまして質問に入ります前に、町長、教育長はじめ職員の皆さま方におかれまして、高森高校進学に対する働きかけやあらゆる手立てをいただきましたことに対し、心からお礼を申し上げますと共に、41名の入学者がありましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

さて、まず第1点目といたしまして高森高校に対する支援策はということでお尋ねいたしたいと思います。

本年も当初予算の中で、高校等進学振興費として120万円の予算がいただきました。入学金、教科書代、全学年地域貢献ボランティア清掃など、県立高校でありますけれども、高森町として生徒全員に対して支援をいただいておりますことに対し、同窓会としても心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。しかしながら県立高等学校再編整備基本計画により、阿蘇学区から県北学区に見直され、高森町、または南阿蘇村の生徒の激減によりましてさらなる厳しい状況になりつつあります。学校といたしましては、本年から教室の建替え等のため、本校舎の解体等が始まり、来年度より新築工事が始まります。高森町といたしましてもさらに期待に応えるべき努力をするべきであると考えますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） おはようございます。9番議員の質問にお答えをいたします。

高森高校に対する支援策というご質問でございますが、今お話がありました、町の単独の高森高校の支援事業が絶体絶命の危機を介したというふうに私は認識しています。これは本当に崖っぷちの支援策であり、2年がかりの支援の成果がいわゆる41人の壁を超えることができたというふうに思っています。高森高校存続にかける草村町長の強い姿勢の表れ、そして議会、町民の願いが結集したということで大変喜んでいるところでございますが、県の教育委員会の関係者の方々もこの高森町の支援事業に対して、大変感謝の声をいただいております。しかしその関係者と話をしていく中で、3年後という言葉がまた出てまいります。整備計画の中で3年間ということがある以上、これからが本当に正念場にかかってくるというふうに考えているところでございます。町長のほうからのアドバイスもありましてちょっとボードを用意しておりますので、ボードを使用してよろしいでしょうか。

○議長（田上更生君） はい、許可いたします。

○教育長（佐藤増夫君） このボードは高森高校で作成された今後の見通しという、い

わゆる思案のグラフでございます。見ていただきますと、この赤い部分が197人、これは高森町と南阿蘇村の生徒の数であります。そしてここに41人という数字がありますが、これが高森高校に進学した生徒の数でございます。つまり197人中で高森高校に進学したのは41人と。もちろん蘇陽町、それから大津、今年は熊本県からも1名が高森高校にまいっておりますので、合わせて41人を超えたということでございますが、197人。このボードから見えることを2、3申し上げますと、確かに少子化の影響で292人、269人、275人というふうな南阿蘇の生徒の数がありましたが、現在は197人ということに落ち込んでおりますが、これはよその高校の再編と比べてみまして高森は、この197人、160人、170人というこの全体の受ける受け皿の数というのは横ばいであるということが、私は高森高校の問題の一つのポイントになるというふうに感じております。

そこで2つ目でございますが、本年が辛うじて41人確保できた。各学校の高森高校に進学した率で、来年度からの生徒数、そしてこの生徒数から高森高校をはじき出してみますと、見てご覧のように41人を全て切っております。高森高校の定員は80人ですので、その半分の41人を3年間確保できなかつたら、分校再編の対象になるというのが県の規定でございますが、もうこのままでいきますと来年が36人、35人、32人、39人、31人と全て41人を超えるということはこの表からはありえません。そうなってきますと、高森高校の再編というのは大変厳しい状況であるということが言えます。その中で、ではもうまったくだめかというふうにみえますが、私はその中のポイントの一つ、いくつかあるかもしれませんが大きく捉えていることがございます。それは昨年です。平成24年度の33人という数です。支援事業を町のほうで、草村町長のほうで出されまして、非常に再編に力を入れられてきたわけですが、昨年は33人ということで41人を達成できませんでしたけれども、この中身が非常に違ったわけです。つまり高森中学校、それから白水中学校というのが一番多く高森高校に進学する中学校ですが、高森中学校、白水中学校も極端に昨年は生徒数が少ない年に当たっておりまして、高森中学校からは41.7%、白水中学校からは42.1%の生徒が高森高校に進学いたしました。この表を見てお分かりのように3年連続というならば、昨年度で41人を割れたのが3年連続ですので、県はもう3年連続だから高森はアウトですと言えたわけなのですけれども、県教委もそこに大変注目いたしまして、この割合を見たときに、平成25年度のこの41人だったところですが、この割合で各学校を算定したら50人近くいくという県独自の計算をいたしまして、とにかくあと

1年待つから41人確保してくれ、というのが県教委の考え方で、そして昨年途中でもう4年目ですから、今回41人が取れなかったら、もう分校化再編に載せませうという通知文まで南阿蘇村、高森町宛に出されているということでした。この41.17%、42.1%という数がどういうものであるかと申しますと、本年度の41人を達成いたしました高森中学校からの高森高校の進学割合は、34.7%です。白水中学校は20.0%です。下がったなとお思いでしょうが、その前の一昨年からしまして、それでも高森中学校は7ポイント上がっています。白水中学校も5ポイント上がっています。この間のいろんな施策等が41人崖っぷちで辿りついたということだと思いますが、私はこの41人という数が平成24年度にはじき出されていますので、やはりここを私たちは大きく目標に定めてやっていけば、40%を大きな中心校が出せば、他の学校のことは考えずに41人は軽く突破できます。その実績が平成24年度にあるということは、私共はやはり諦めずにそこを目指しながらやっていく必要がある。そのためには私は今求められているのは、来年どうするかということはもちろん課題ですけれども、中長期的な政策を私は今ここで打っていかなければならない。つまり、今までどのようなこの生徒の流れ、高森高校の進学者の流れの中で、中長期的な対策が、支援策が行えてきたかということも当然検証していかなければならないと思いますが、合わせてやはり中長期的なしっかりしたこれからの支援策を、地についた支援策をしていかなければいけないのではないかと思います。そのために2つのことを考えています。

私は2年間タッチしまして2つのことを反省として感じたわけですが、1つは高森高校の知名度アップです。それからもう1つは総ぐるみの存続運動、この2つが私はキーワードになるのではないかと考えています。

高森高校の現状が良く知られておりません。いろんなところでいろんな方々と話をしていく中で。それから高森高校は大事だと言いながら、今一つ盛り上がりがありません。これは南阿蘇全体に言えることではないでしょうか。良く伝わっていないという感じを私はこの2年間で感じました。それで支援策としましてまず第1は、町ぐるみ、地域ぐるみの存続運動を今こそ地についたものを始めなければなりません。生徒会も頑張っています、後援会も、それから今お話にありました同窓会も存続についていろいろ動かれています。やはりそういった点が線となって、線が面となって南阿蘇全体のこの盛り上がりということで町ぐるみ、または村ぐるみをあげた総運動にしていかなければ、またしていけばその40人という数は目の前にあるのではないかと考えています。

今、高森高校の野球部の後援会の方がこういうチラシを作られて、皆さん応援に行きましょうという盛り上がりがあります。こういったそれぞれにある点が、いろんな点が広がり、その点が線となって、線が面となる。そういう中長期的な対策を今こそ打たなければいけないのではないかということ強く感じます。

前回の質問のときに町長が申し上げられましたが、高森高校に対する町としては後方支援、応援団という言葉が使われましたが、そういった意味でやはり行政は後方支援、応援団ということでやっていくべきではないかと思っています。

2点目ですけれども、高森高校の認知度がまだまだ認められていない。認知度を上げる必要があるということで存在意義、魅力の周知徹底ということを総ぐるみでやっていかないといけないと思いますが、私は4点ほど今思い当たるといことでまとめました。

1つは高森高校の頑張りです。就職は昨年度も100%です。そして全て県内就職です。進学状況は3年間で国公立大学に8名進学をしています。今はやりのAO入試とか推薦入試とかははるかに高森高校をとおして、いわゆる自分の行き方を選んだほうが行きやすいという部分がたくさん出てきております。それから生徒指導でも10年くらい前はとても荒れていたということが今もって話が出てきますが、今の高森高校生の状況はそうではありません。ボランティアとか体力面とかいろんな点で昨年も表彰を受けておるような状況、そういったところももっともって見たいと思います。また部活動等での頑張り等もありますが、もっともって今の高森高校をみんなが知っていくという機会を広めなければいけないのではないかと思います。

2点目は経済的な有利性です。今のような経済の状況の中で自宅通学の経済性ということとはとても大きいものがあると思います。そういったことあたりも、やはりもっと具体的に考えていかないといけないのではないかということと同時に、先ほどから言いました高森町の支援事業、教科書代等々の補助、そういったところあたりももっと周知していく必要があるのではないか。案外知られていない部分があるような気がしてなりません。

3点目は今ご質問もありましたが、今新校舎が準備されております。平成27年の秋には高森高校はエコスクールと生まれ変わりますというキャッチフレーズでこの新校舎建設が進むように聞いておりますが、こういったこともこれからの高森高校の魅力の一つとして挙げられるのではないかと思います。また高森町の教育委員会としては高森町の教育システムという中で、中、高の連携、いわゆるICTの町

として、ICT教育、今英語教育等もしておりますが、英語教育等々、中、高の連携をしていく中で、本当に地域の方や生徒たちが行きたい学校を高森高校に、それをキャッチフレーズとして今こそ総ぐるみの支援が必要ではないかなど。そこにやはり行政としての支援の位置づけがあるのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、9番 三森です。

教育長のほうには大変ありがとうございました。分かりやすい答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。今日は傍聴者の方も数多く来ておられます。高森高校の現状を垣間見ることができたのではなかろうかと思えます。こういう機会を今後大いに増やして、皆さん方に高森高校の現状を、また今の素晴らしい高森高校の生徒たちの育んでいる学校だという部分を大いに進めていければありがたいなというふうに考えているところでございます。

2点目といたしまして、現在高森東中学校から9名が高森高校に来ております。また、町外の旧蘇陽町から15名、それと別に清和から1名来ております。学区内は2名、学区外が3名ということで、大変蘇陽町の存在というものがこの部分でウエイトを占めているわけです。蘇陽町にいたしますれば、結果的には峠を1つ超えますと蘇陽でございまして。そういう部分を含めると、要するに蘇陽から見る高森高校というものは、本当に素晴らしい学校、来やすい学校というイメージがあるかと思えます。生徒たちも大に進んで保護者共々高森高校にやりたいという保護者もいらっしゃるし、蘇陽中学校にまいりますと、校長先生や教頭先生のお話を聞きますと、非常に高森高校は今評判が良いですもんね、と言うような形でお答えをいただいております。そういうことを踏まえますと、非常に今、高森高校の目指している部分、今、教育長が答弁されました高森高校の位置づけというものが非常に中学校、他中学校にも評価されてきているというのが現状ではなかろうかと思えます。それを踏まえますと、せっかく高森東中学校もそうでございますけれども、蘇陽町にいたしましても、結果的には通学する手段として、送ってくるか、バス等が潤沢に利用されますならば良いわけでございますけれども、交通の便というものが非常に定まっていない。そういう部分において非常に保護者あたりの苦勞もあるわけでございます。その点、そういう部分の支援策として町として考えていただけたらどうだろうか、通学に対する支援策として考えていただけたらどうだろうかというふうに思っているところでございますので、特にこれにつきましては町長のお

考え等々をお聞きしたいなと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 自席から失礼いたします。

町長の答弁の前に、教育委員会のほうからちょっとお答えしてよろしいでしょうか。

今ご指摘のように町外、特に蘇陽からの通学者は高森高校の存続の大きな意味を持っているということは私共も認識しております。町外につきましては高森町の支援の前に、各方面での検討が必要ではないかなということを教育長としてはそういう受け止めを持っております。県の教育委員会のほうにも設置者でありますのでこのことでお尋ねしますと、実は蘇陽高校が廃校になりまして、その廃校になった時点で蘇陽中学校の卒業生に対して高森中学校進学者に適応される通学支援奨学生制度を県のほうが始めています。あまりまだ浸透していないような気がいたしておりますが、ただしこれは貸与ということと所得制限等がございますけれども、そういう県の制度等も動いておりますので、まずは各方面から検討する必要があるのではないかなというふうに思っております。高森東につきましては教育委員会としてもいろいろ考えておりますので、事務局長より答弁させます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 今のことでお答えしたいと思います。

特に高森東中学校についてですが、今のスクールバスが平成26年3月で契約が満了となります。南阿蘇交通、託麻運送の2社です。これにつきましては、先般の高森町公共交通会議のほうでも報告させていただきましたが、新たな施策としてもう一回契約が切れることに基づきまして、新たにスクールバスの交通関係について出させていただきたいということで、今の懸案事項としましては、スクールバスをすべて町所有、またはリースにして行うのか。従来とおりのやり方をするのかということで今検討を行っております。それから町民を併用できないかということで、スクールバスの時間帯に利用できたらということでの検討も行っております。それから東保育園は現在タクシーを使っておりますけれども、せっかく子どもたちと一緒にだったらそっちも併用できないかということで検討を行っている最中でございます。その中で、ではせっかく集めたので最低でも東中学校区の高校生についてはそれをうまく利用して、高森高校までの送迎ができないかということについても検討しております。なぜ検討かと言いますと、すべてが時間帯、いろんな問題がございます。それから保育園児になりますと小さいですので引率を付けなければいけない

と。では高森高校に降ろすためにスクールバスの時間をそんなに早くしていいのかと、もちろん子どもたち、小学生とかいますので遠いところで40分くらいかかっていますので、さらに時間を早めるというとは非常に子どもの通学もハードになります。そういうのを含めて現在検討をしております。蘇陽地区につきましては本町行政ではありませんので、これを私たちがではバスを回してということになるとかなり複雑かなと。それにはやはり山都町の支援が必要だと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

2つ目の質問ということで、高森東中学校や蘇陽のほうから通学している子どもに対しての通学支援の考えということでございます。

まずは1点目、高森東中学校に関しましては、今委員会局長が申し上げましたように、この交通体系の中でこれはいろいろな形で、検討していかなければいけないというふうに思っております。現在この会議の中も進んでおりますので、ぜひ議員もしっかりこの情報を入れていただき、意見等、アドバイス等があればいただきたいというふうに思います。その中で私が教育委員会のほうに私はこういう考えですということをお願いしておりますことが、1点だけはやはり良く私を含めまして、大人は将来の宝は子供だと、自分たちの子ども、孫、これが地域をつくっていくと。子ども、孫たちのためには自分たちは我慢もしなければいけないし、そこを最優先することによって地域がしっかり成り立っていくのだということの特に私のような政治家は言います。そういうことですので、私が教育委員会に申し上げておりますのは、新しい交通体制をつくる中で、一番私個人としての重要視していただきたいのは、やはり子供がしっかり議員がおっしゃったように、どこから通学されても山東部だろうが街中だろうが、本当に安心して通学ができる環境をつくるのが一番ではないか。その中でやはり大人が我慢するべきところは我慢していかなければいけない。このこともしっかり言っていかなければ最終的にはまとまりはできないのではないかとこのように思っております。

町外につきましては、先ほど佐藤教育長先生がおっしゃいましたように、これは山都町の実際、自治体の中ですので、大変これは山都町のご協力もいりますし、これは話し合いを持って進めていかなければいけないというふうに思っております。県の通学支援制度も私も知っておりますが、所得制限等々がかかります。分かりづらいところもございますが、まずはこの県の通学支援制度等があるということもあ

まり誰も知られていませんので、しっかりそこも取り入れて検討を進めていかなければいけないというふうに思っております。

また、最初に佐藤教育長先生が大変分かりやすく、傍聴者の方が今日は多いのでこのようなグラフを用いて説明をしていただきました。三森議員におかれましては同窓会でまた会長、また長く高森高校の存続に本当にご尽力をいただいておりますことに関しまして、お礼をまずは申し上げたいというふうに思っております。議員はすでにご承知だと思います。私も何回もお話しましたが、実はこの平成14年、平成15年のころから、この高森町に高森高校がなくなったら少子高齢化というのは、みんな大人は言っていたわけです。そういう中で子どもが減っていくというのは当たり前の認識の中で、結果的に高森町、南阿蘇村にどれだけの子どもが生まれたのか、誕生したのか、それを数字で出すと、その割合から言うと非常に将来厳しくなるというのは分かりきっていた話なのです。ただそこをしっかりと誰も議論しなかった、問題視しなかった。これが私は一番の原因ではなかろうかというふうに思っております。よく町民の皆さまも他の方も言われます。例えば専門の学科、農業とか福祉とかいろいろICT、情報とかございます。または部活をすごく特化した形で強くすれば集まる。確かにできたと思います。しかし、もしそれをやるとするならば生徒数が一番多いとき、このときにやらなければなかなか実現的には不可能ではないかなというふうに私自身は思っております。それと三森議員が普段からおっしゃっていますように、本当に議員がおっしゃるとおりでございます。平成21年度に例えばもう1点、寮の問題です。これも良く言われます。平成21年度に高森町の本間のマンションを高森町が税金の滞納によっておさえたわけですが、その頃でも私が資料を見直しますと、しっかり税務課は起案しております。その中でやはり高森高校のその存続、そのときのすでに高校の再編の前半に入っていたわけですので、やはりこういった形の情報公開がしっかりと町民のみなさんになされているとするならば、やはりそこで声が行政に届いていた、そうなることややはり執行部もしっかりした判断が、違う判断ができたのではないかなと思います。豪華な寮を建てる、しっかり管理ができる、今は昔ではございません。やはり栄養の管理から体調の管理までちゃんとやらなければいけないのが今の寮でございます。そういう中で本当に数千万、ましては億以上をかけるような形というのは、高森の財政の中でなかなか簡単にはできない。しかし唯一チャンスがあったことを私自身としては逃しているのではないかなと。それは情報の発信がなかったから町民の人が共有できなかった。三森議員がいつもおっしゃるとおりそのとおりではないかな

というふうに思っております。佐藤教育長先生が総ぐるみとおっしゃいました。非常に私は素晴らしい提案だと思えます。総ぐるみの一環といたしまして、やはり今日のような情報公開をしっかり町民の皆さんに投げかけるための今回のブロードバンド事業、光ファイバー網の整備でございます。高齢者もお年寄りも一発で分かりやすい、これが一番です。これが非常に分かりにくかったら、やはりなかなか理解を示していただけない。しかしながらチャンネル一発で情報を取ることができる。そのシステムを各家庭に全国初のこのやり方として届けるという選択を私がしたということに関しましては、やはり先ほど言いましたように、議員もいつもおっしゃられる情報の公開、町民の住民の人たちに町長は何でも言わないといけませんよということ、このことが私もありますのでブロードバンド事業に関しましても情報を分かりやすく伝えるということに重点を置かせていただいております。またそのことが高校の問題で総ぐるみの体制を取る一つの一環になるのではないかというふうに思っております。

議員におかれましては現在会長も務められておまして、やはり目の前の短期的な支援も含めまして、中長期的なこの展望に関しましては私の何倍もご承知だと思っておりますので、ぜひこれは一緒にやっていかなければいけない。そして議会の中には高森高校卒業の先輩の皆さまもいらっしゃいます。本気で取り組んでいくと、これは本当になくなったら、本当に町が火が消えたようになるということは皆さん認識されておりますので、ぜひやっていきたいなというふうに思っております。

それと傍聴者の方が今日は多いので、先ほど三森議員がおっしゃったように、高森高校は新築になるわけでございますが、これは例えば分校41名をここでいかなかったとしても建て直したわけでございます。行政は縦割りですので耐震化の問題と再編の問題は別でございます。だからこそ今回2年間かけて新しくなって分校にでもなったりしたら大変なことになると、本当に寂しくなりますので、ということで1年半前に議会の皆さまのご協力をいただいて高森町の校区になくしてはならない県立高校ということで、後方支援をさせていただいたということを再度ここでご理解していただきたいために、もう一度申しさせていたきたいというふうに思っております。なにはともあれ三森議員におかれましては、今後もしっかりいろんなアドバイスをいただいて、県立高森高校の存続に高森町は、行政は後方支援をしっかりやっていくという姿勢は一切変わることはございませんので、よろしくご指導お願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、大変貴重な、また懇切丁寧に説明をいただきました。

私をはじめ議員各位、また傍聴者の皆さん方も今日のはっきりと高森高校の現在の位置づけというものを知っていただけたというふうに感じているわけでございます。なかなかこれほど詳しく内容について今まで踏み込んで話を出したことはございません。しかしながら今日は本当に高森高校の存続に対する考えというものをしっかりと打ち出し、また行政側としてもその対策に対してもはっきりとお答えをいただきました。これからは高森高校はなくてはならない高森高校にするために、行政を挙げて、また同窓会も一緒になって取り組んでいく所存でございますので、これからはよろしくご支援のほどをお願いを申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午前11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） おはようございます。6番 森田です。

通告しておりましたとおり、町の防災対策について質問をします。質問の内容は避難所の現状と課題、それから見直しについて。2つ目としまして避難情報のお知らせ方法というようなことで質問をしていきたいと思っております。

今年も梅雨の時期に入りまして大雨が心配されるところです。台風も熱帯低気圧に変わり、何ら被害なくほっとしているところでございます。昨年、九州豪雨災害からやがて1年経とうとしています。災害で亡くなられた方に対しまして改めて哀悼の意の表したいと思っております。本町でも未だ1名の方が行方不明のままの状況であり、災害の怖さを身にしみているところです。町長の素早い判断力、行動において本町も激甚、激特災害の指定を受け、復旧工事が着々と進んでおります。災害地の中原、小七河原川流域においては、スリットダムの建設も計画され、前原川

の谷川地区の周りにおいても工事が随時計画なされ、1日も早い復旧工事を私たち議員といたしましても願っているところでございます。そういった中で避難場所の条件、また基準は本町において何を持って決められているのか。山東部におきましてほとんどの地区の避難場所は1カ所となっています。地域も広く小部落も多く点在していて、道幅も狭く、昨年のような集中豪雨が降った場合、避難場所に避難できるのか、高齢者も多く、山東部の実態にあった町単独の避難場所の要件、見直しなど考えておられるのかを質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 議員のご質問にお答えいたします。

避難所指定の要件についてというご質問であろうかと思えます。避難所につきましては災害の種別、これは火山被害、それから水害、それから地震などございますが、それによりますこと。それと立地条件、それから設備構造等を考慮して指定いたしております。その災害種別におきましては、完全にその要件を満たしているという充足しているということはない部分もございますが、その場所場所に依じて、そしてそこに適している最大の方法を考慮いたしまして、町としては指定をいたしております。つまり避難所の対応、形態、それから公共施設であること、それから耐震性、それから風水害対策性なども勘案いたしております。住民の方が参集、お集まりいただき、その場所でコミュニティーによる避難所運営を可能とする公共施設。そして長期に渡る避難も考えられますので、それらのことを想定いたしまして、避難所は寝起きができる学校施設等を指定しているところでございます。現在、昨年度以来から各方面で水害、地震その他たくさんの災害が発生いたしておりますが、避難所まで行く間に災害にあったということもございますので、今の避難のあり方につきましては、国のほう、県のほうの見直しもあっておりますとおり、まず身を守るということからご自宅で待機できる場合、そのケースバイケースでございしますが、そういったのもその避難のあり方ということになっております。従いまして避難所に一括集中して避難をしていただくということは、当然それは基本になりますが、それ以外に自分は自分の身を守るという、その身を守るあり方というのも新たに国、県の指定の中でも示され、それを受けて町としても検討をしているところでございます。今後は災害発生時に安全な公的施設、及び個人施設を臨機応変に活用いたすことは当然でございますが、そして緊急避難所として利用し、そして物資の運搬、それから情報連絡の拠点となるところを避難所とすることは基本でございます。

以上お答えいたします。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 自席から失礼いたします。

ただいま総務課長のほうから、完全に満たしているとは思えないというような話でございます。それから寝起きのできる学校施設を対象に避難場所に指定というような考えでございますが、私たちが思うにはあとでこの話も出てきますが、災害に遭われた方が集中して来られるわけでございます。その中において、やはり少しでも物資なり、それから今言われたような寝具のそういうものをどうにかならないかと私は随時思っているわけでございます。これは災害を受けた人でなくては本当に分からないのではないかと考えております。その点につきまして総務課長に答弁を願います。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 自席から失礼いたします。

まさしくその災害に実際に遭遇と言いますか、あったときにはそのそれぞれの対応が新たにいろいろと出てくると思っています。そういった点を私共行政といたしましても、国、県の情報はもちろんでありますが、今までうちの町もものすごくたくさんの方の災害を受けております。そういったノウハウと言いますか、その経験を活かしてより良い避難所に来られた方の対応等ができるようにということは当然に思っております。それができるようなことを少しずつ進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 現在町の災害マップはおそらく平成23年度の頃に県のほうでできたマップを町としても使っていると思っております。高森町はやはり傾斜地も多くございますし、特に町の中心部においてはカルデラの中でございます。昨年阿蘇市の坂梨地区を見た限り、ああいう災害が起きた場合に本当に今の現状の避難場所がいいのかというようなことがいつも頭をよぎるわけでございます。実際、私も昭和63年度、私もちょうど消防団でございましたが、地元の災害が起きまして、昨年の上色見の中山橋のような、うちの場合は堰堤のほうに木がたくさんつかえて、その水が大氾濫して道路を3人で輪を組んで渡った覚えもあります。そういう事態をいつも想定した町の単独でそういうふうな今後マップをどう考えておられるのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） おっしゃるとおり昭和63年災、それから平成2年災もございましたが、その場合場合に応じてのその水の流れと申しますか、そういったことは確かにいろいろと違ってまいります。従いまして避難ということが当然考えられる部分につきましては、いろいろな避難所の想定、先程からのご質問の趣旨はそこにありますが、その場所場所を十分に精査する必要があるというふうにそれは思います。なお、避難所までの行程等につきまして、まず住民の方それぞれが1番近い道をどうやって安全に移動していただくか。そういったことも含めましてお考えいただきたいというふうなことは、昨年配付いたしましたハザードマップ等にも書いておりますが、とにかく安全にまずは避難していただき、そして命を守っていただく。それが全てに繋がることかと思えますし、私たち行政もそれが1番の目的でございますので、とにかく大切な命が失われることがないように、それが1番の取り組みの基本であると私共は考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、総務課長のほうから自分の安全は自分で守るというような話でございます。私は一刻も早く町のマップを今作ってもらいたいと思っております。

続きまして、現在14カ所の避難場所が町内において指定されているが、災害が発生した場合、皆さんが避難場所に集中し集まってこられるわけでございます。特に高齢者、それから身体障害者の人にも対応できるバリアフリーなどのついている避難場所はあるのか、ある程度の設備が必要不可欠だと思いますが、町内の避難場所にはどのような設備がなされているのか、避難者の皆さんに不安を与えないような準備がなされているのか。なされていないなら、どのような対応を今後考えておられるのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） おはようございます。

ただいま6番議員のご質問ありましたように、災害時に避難されるときに要援護者、高齢者や支援が必要な方の避難に対応するように、各避難場所はそういうふうな対応ができていくかということですが、各避難場所は体育館や総合センター、そういったところが避難場所になっております。その場所によってはバリアフリー化がされておまして、高齢者等も避難するのに支援があれば差し障りないものと

考えております。それと当地域には大きな災害が起きた場合に、先ほど言われました要援護者の介護及び支援が必要になってまいります。そこで昨年の4月に町内の福祉施設、そちらのほうと特別養護老人ホーム梅香苑、障がい者支援施設高森寮、地域密着型特別老人ホームひめゆり、地域密着型認知症高齢者グループホーム阿蘇和楽、喜楽と町との間で災害が発生した場合における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結いたしております。この締結は災害が発生した場合に、町の要援護者等の受け入れ要請に対し、施設は可能な限りその範囲内で応じるように定められております。また各施設とは町との間に仮無線による通信システムを設置いたしております、今のところ月に1回は通信訓練を実施いたしまして非常に備えております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、住民福祉課長のほうから要援護者の介護の必要と、一部についてはバリアフリー施設も整っているというような話もございます。確かに要援護者がおそらくたくさん災害のときは出てくるのではないかと考えております。無理にバリアフリーを増設しろとは私は言いませんが、特に先ほどから言いましたように身障者などの確認、それから対応などが本当に充実して受けられるのかは、これは私たちが一番心配しているところでございます。その中において先ほど福祉施設などと締結して、月に1回の通信訓練を行っているという話がございます。その他にご存じのように町にも大きい、役場の下に企業もあります。こういうところの施設に集結などの対応を今後考えているのか、場所的に広い面積もありますので避難場所としての有利性もあるのではないかと考えているのですが、町としてのお考えはどうでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） お答えいたします。

広い場所という議員のご質問の中で、一つの検討、課題には値すると思います。それと基本的に安全である場所というのがやはりあります。そういうことから今現在では、今おっしゃいました場所については、指定はいたしておりませんが、広域、広い場所であるという条件には合致するものと考えます。また避難がしやすいところということもあると思います。なお、先ほどちょっと申し上げましたが、長期に渡る場合も結局宿泊避難になりますものですから、そういった設備が核として利用できるかという問題は一つの検討部分になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員、森田議員のご質問に対する答弁の補足をさせていただきます。

今、総務課長がお答えしたとおりでございます。避難場所地点の要件については先ほど言ったとおりでございます。それと議員がおっしゃりたいことはやはり自助、共助、公助の公助の部分でやはりしっかり柔軟性を持って対応しろということかというふうに思っております。まずは自助、自分たち、そして共助、この共助の部分が自主防災組織の現在、例えば草部の芹口地区。芹口議員の地元でございますが、他も等々地域で始まっております。そういう中で先ほど議員がおっしゃった高森町独自のハザードマップはどうかということでございますが、実はこの自主防災組織、地域の自主防災組織の中で独自のマップを作成しているわけでございます。すなわち、その地域に一番あった形を地域の人たちがみんな考えてつくっているということでございますので、ぜひ議員も地元も含めましてそういうお話があったときには、一緒になって協力していただきたいというふうに思います。またその今言った独自の地域のマップの中で議員の地元で例えて申し上げますと、これはあくまでも例えですが、例えばの話、一次避難場所を広場、例えば湧水トンネルの駐車場、そこで判断をして2次はこうすると。やはりその想定想定が地域の方が一番分かれると思います。そういう中でそこを地域のハザードマップに落としただけであればベストな形になるのではないかとこのように思います。

要支援者等の問題に関しましては、この災害時要支援者等地域支え合い体制づくり事業というものをやっております、その中で備品の確保もできておまして、先ほど課長が申しあげましたように、月1回の訓練を行っているわけでございます。東日本震災のときに施設は被害を受けましても、要援護者の方が助かれたというこの事例がございますので、今後もしっかりこの施設と連携を取りながらやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま町長のほうから地域マップを現在作成しているという話がございますので、その作成の中にも私たち地域、それから他の議員も自分たちの地域のここが一番理想ではないかというようなことを一つ一つ出してもらいたいと思っております。

次に自分たちがいつも使っている道路であっても、災害が起きたときにパニック

になって対応が遅れてしまいます。特に高齢者、身体障害者の方たちには特に大変だと思っている次第です。本議会において先ほど町長が話されましたように、避難場所に避難所、風力、それから太陽光発電街灯設置工事が計上されており、これも町長の並々ならぬ努力のおかげと感謝しているわけでございます。災害はいつやってくるか分かりません。特に避難場所に行く道しるべとして、誘導灯は私はぜひ必要だと思うわけでありまして、本町において現在どのような対応を取られているのか、また誘導灯の設置の考えなどは今後ないのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） お答えいたします。

今、お話の中にも出していただきましたが、避難所の街灯につきましては総額3,700万円の事業で、これは特別枠ということで、国から全額交付率100%でございますが、この事業での防犯灯を設置いたすということで本議会におきまして、補正予算を計上させていただいております。それによって進めてまいります。なお、そこまでの誘導灯ということでございますので、これにつきましても有効な補助金等の利活用を見極めながら推進していきたいと思っております。なお、先ほど自助、公助、共助、の話も出ましたので申し上げますと、それまでの間でございますが、すでに災害の際には必要準備品というものはそれぞれでお考えいただきたいということも国、県の広報にもありますが、町でも広報いたしておりますが、懐中電灯等につきましても、それからそういった自分で自分の身を守るということにつきましても、ぜひお願いしたいと、そういうふうに住民の方に啓発、広報を行っていききたいと思っております。なお、災害支援物資につきましても、前に私もボランティア等でやっておりましたが、4日間は支援物資が届かないという現実もございます。町でも町の食品店組合等々との契約を行いまして、そういった食品を供給していただくように契約を結んでおりますが、それにつきましてもそのように実施はいたしておりますが、それぞれで支援物資が届くまでは、各地域の災害現場でもそういった動きがっております。そういったこともご承知おきいただいて、自助、共助、公助が全てがうまく回っていくように、そして災害を乗り切っていただきたいと、そういうふうにするべきだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今後、誘導灯については補助金で考えているということがございます。せっかく避難場所にこういう施設ができます。これを活かすためにもやは

り誘導灯も大事な役目をしていくのではないかと考えております。特に一番始めに私が話をしたように、いつも自分が慣れている道でも、夜間は特に暗くなるわけでございます。本町におきましては山東部も多くございます。私はそういう誘導灯をやはりつけてもらって、安全に避難ができるような体制を取ってもらっておきたいと思っているわけでございます。それについて総務課長のほうから何かまたありましたら。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 先ほども申し上げましたが、誘導灯の整備につきましても十分に考慮、検討いたしまして、そして補助事業等を組み合わせまして有効な利用をしていきたいと思っております。そして自主防災組織での独自のマップづくりを今進めているところでありますので、地域に合ったそのマップによりましてのその誘導灯の設置場所等も有効に設置ができるようにということも加味しながら事業に取り組んでいく検討を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 総務課長のほうから有効な設置場所を選んで設置していくというような話がありました。どうかせつかくの避難場所に通じる誘導灯のほうもお願いしておきたいと思っております。

続きまして避難情報の設置の考えというようなことで2番目にお伺いいたします。

本町におきまして、山東部において集落も地域的に離れていて、防災無線の無線が聞こえにくく、災害のときに本当に大丈夫なのか疑問があります。家の中の無線機も年数が経ち、いつダメになるか分からないというような町民も多いのではないかと考えております。町には無線機の替えもないと聞いています、自主防災訓練も防災無線が聞き取れなくて、自分のうちの電話、それから個人の携帯電話で情報を交換しなくてはならないような状況が続いているというような話を聞いております。特に高齢者においては携帯も持っておられなくて、救急のときに連絡が取れない山東部において、細かく機密な避難情報をどのようにされるのか、町としての考えを伺いたいと思っております。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、そのとおりでございますが、基本的に全ての情報が災害のときに伝わるということは基本でございます。何事もそうでございますが、特に災害

においての情報伝達ということは最重要であるというふうに考えます。おっしゃるとおりその放送が聞きづらい、聞こえにくいということは私共も十分に認識いたしております。無線マストが全地域には設置がなかなか難しいということもございしますが、そういったことからご迷惑とご心配をおかけしているということはあるところでございます。地形的な観点からマストの増設だけでは、受信機能を満足することはちょっと難しいことがございますので、整備する場合はそれにコストがかなりかかるということが予想されます。今現在、光通信網の整備を進めております。それからそれによりますそれを充実させることにより、その光整備の中で行政情報の提供を的確に網羅していきたい。いくつかの手段を持ち寄りまして複数の手段で情報を正しく伝えるということを町としては進める上で光整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、課長のほうからマストだけでは対応はできないと。光整備を今後引いて情報を日々に出すような考えを持っているというような話でございします。その機敏な行動が、やはり私は山東部においては必要ではないかと思っております。先ほども言いますように、高齢者は連絡も本当に取り難く、大変な災害が起きた場合には大変な問題が起きてくるのではないかと思います。早急にそういう対応をできるような対応策を今後変えていただきたいと思っております。

それから確かこの防災対策について4番議員の質問が12月にありまして、町で無線機の小型化を考えているというような話を少し耳にしましたが、以後どうなっているのかをちょっと質問いたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） お答えいたします。

無線機の貸出でございしますが、現時点で本町の防災無線機が150メガヘルツ帯と申しまして、その無線機のハンディー機と申します子機が12台ほどございします。これにつきましては予備がございしますが、基本的に町消防団が所有しておりますものと同じでございしますが、災害が発生した現場におきましてはより詳しい情報を得るために、役場対策本部等に配置することとして、今現在は考えております。従って災害発生の際には該当する地域の災害情報それぞれを集約する、把握するというのを目的といたしております。その貸出と申しますと特に災害の場所にもよりませんが、その現場にその無線機を配置いたしまして、より詳しい情報を集約するとい

うことには、有効に活用してまいりたいと存じます。災害が発生した際には、まずは情報の収集と伝達が必要となりますので、地域ごとの自主防災訓練をとおして、防災関係の補助事業等を見ながら、無線機の増設も進めたいと考えているところでございます。いずれにしましても災害におきましては、今ご質問いただきました情報の伝達の部分に関するその無線の有効活用というものは、最も重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、無線機の貸出は最も重要なことだというような話でございます。やはりもう家庭用無線のほうも二十数年経っているような現状でございます。早くそういうのを配慮し、各家庭に早くそういうのをまた今後取り付けるような計画もなされてもらいたいと思っております。

続きまして無線マスト等の無設置区域の対応についてというようなことで質問いたします。

これも4番議員が12月に対応はどうかしているのかというようなことで話をされております。新興住宅色見、上色見地区のほうで個別受信機については申し出があれば町のほうで対応すると聞いています。現在、マストも立っていないような現状をちょっと見るわけでございますが、特に昨年のような災害が起こらないとは限りません。地域の人たちとの話し合いなどで、年に何回ほど行政としては話されているのかを質問させていただきます。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 無線マストの無設置地区の対応についてということでのご質問かと思えます。先ほどもお答え申し上げましたが、確かにマストの無設置地区はございます。それによりまして情報が十分に円滑に伝達されているかどうかというところは、大変心配するところでございますが、先ほども申し上げましたとおり、光網の整備を今現在進めております。それによって情報の提供は数段にアップするというふうに考えております。避難情報につきましても、現在携帯電話に配信するエリアメール、それからテレビのデータボン等で発信いたしておりますが、今後はその光通信網によりまして、テレビにて情報が伝達するというところで行ってまいります。なお、防災無線とも重複しながら二重、三重の対応をしていくということにも繋がる部分であるかと存じております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） マストについては費用がかかるというようなことで現在携帯のエリアメール、それからテレビのデータボンで対応していくというようなことでございます。そういう対応を新興住宅の地域の人たちに、早く解決をしてもらいたいと思っております。

続きまして無線機の貸付の考えというようなことで、これは先ほど消防の各分団には備え付けがあるというようなことでございます。私がなぜこれを質問したかというのは、現在本町については災害の情報は無線マスト、個人の携帯電話、テレビのデータ放送を利用した災害情報がいち早く拾得できるわけでございます。しかし九州北部豪雨においては災害を受けた地区の無線マストについては電気の故障で不通と、携帯電話においてはパンク状態、テレビのデータ放送も災害を受けたところは全滅だったと聞いています。何でも電子機器が優先されていますが、無線マストにおいて家の外で大雨が降っていたり、雷が鳴っているときは受信ができる可能性も低くなり、部落単位で避難していてもはっきりした情報が入るか問題もあると思います。災害が起きたとき一刻も早く情報を入手するのも行政だと思うのですが、消防の各分団には1台ずつ無線機がありますが、スムーズな対応を取るために区長への無線機の貸付などは今後考えておられないのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 消防に配備いたしております無線機につきましては、先ほども申し上げましたが、それと同じものの予備が役場のほうに12台ございます。それにつきましては、その現場現場に応じまして、また災害の状況に応じましてその無線機をお貸しする。区長だけではなくて、各必要な部署に役場の職員も当然ですが災害対策本部だけではなく、その区長にお渡しして、実際の情報等を把握していただく等々も今後あり得るかと思しますので、貸付等は当然あり得ることと存じます。なお、議員がおっしゃいました、電気が来ない状態ですね、この状態でもこの無線機は使える状態でございます。先ほど要援護者対策につきましても無線機の話もあっておりましたが、要援護者対策の無線につきましてもバックアップ電源を何重にも施しております。そういったことで、停電時の対応ができる対応ということは今からの防災対策には当然のことになってまいります。いずれにしましてもこの無線機を必要とところ、必要な現場現場に応じまして、ケースバイケースで貸出、そして情報を集約するというふうな町の考えでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、課長のほうから無線機の貸付は区長だけではなく、他の人にも貸し付けるということでございます。やはり災害のときは、町長もいち早く昨年指導され、対応を素早くされたおかげで最小限の災害に免れたわけでございます。それについて今後の対応策として、先ほどから私が話をしていますように、地元高森町は本当にカルデラの中にあリまして、今後の大雨の中でそういう被害が出たときの対応策を早急にできるような体制を取ってもらいたいと思いますので、今一度、町長のほうからも答弁のほうをお願いいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは最初に議員がおっしゃるとおりでございます。やはりスピード感を持った対応をするためには、全てのことをやらなければいけないということだというふうに思います。そういう中で、まずはこの無線マストの設置地区に関しましての対応等につきましても、やはり光ブロードバンド、ファイバーの整備により情報の提供は数段アップするということです。これは今日は傍聴者の方も多くお見えですので、通常光ファイバーの整備となると、例えば西原村とか平野部が多いところですね、阿蘇の中でも、南阿蘇村とかは真ん中は無線で大丈夫です。俗に言う今で言うと無線を使ったやり方というのがございますが、本町高森町は色見地区も含めまして、山東部もご承知のように大変無線が100%届くかといえ、それは誰しものがそれは無理だろうというふうに認識を持っているわけでございます。その根拠はやはり携帯電話の電波が届くように、平成21年に整備をいたしておりますが、結果といたしまして、現状全て山東部で届いているか、色見地区で届いているか、津々浦々届いているかといえ、そうではございません。これが根拠でございます。そういう中で今回高森町が光ファイバー、ブロードバンド整備において、インターネットの契約をしなくても、お年寄りの方や必要がない方はやらないわけです。しかし行政のこの情報だけは100%各家庭に届けるという、これが日本で初めてのやり方でございます。そのことによって先ほど総務課長がおっしゃったように、情報の提供が数段アップするという手法を今回取らせていただいているということです。そのために熊本市に近い西原や、例えばいろいろ、菊陽等々ございますが、そこに比べれば若干整備費用が多くはかかりますが、無駄なことをやるよりも全家庭にしっかりそれが届く、そして議員がおっしゃったように、ではそれが切れたらどうするのか、無線も届かなかったらどうするのか。その二重、三重を考えなければいけない

ということで、ブロードバンドも1本がだめだったら今度はこっちで繋ぐように。それがだめだったら例えばもう1点考えるとして、もう繋がっている阿蘇市やいろんなところと協定を結んでそこを借りてくるという、そういうことも今後考えなければいけないというふうに思っております。そういう中で、最終的にこの無線機の貸付の考えはということで、6番議員がおっしゃったのは12台予備を町が持っていて、そのときそのとき災害が起きたときに判断して貸すのではなくて、常時区長に各1台ずつ備え付けたらどうかということをお問われたというふうに思っております。それは確かに必要なことではないか、検討に値することだというふうに思います。財政面なこともございますので、今回避難場所の避難灯に3,700万円の100%補助の採択を受けたことも一つの例でございますが、ぜひ補助率が高い、できれば町民の負担にならないような、なるべくならないような補助事業に高森町が採択に乗るようなプランニングをしっかりと行政の職員が立てて、そして国にちゃんと意見を申し上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） どうも、町長のほうから答弁ありがとうございました。

現在梅雨もちょうど真ん中頃でございます。これからが本当の大雨の時期になってくるわけでございます。機敏な対応を私も今後災害が出たときにはよろしく願いしておきたいと思っております。また私たち議員も先ほど町長が言われましたように、マップの作成などについては随時いろんな場所の提供など、また山東部においてもそういう状況などを把握しながら検討していきたいと思っておりますのでよろしく願いしておきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君の質問を終わります。

5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） みなさん、こんにちは。5番 立山です。

私の今日の質問は町長が就任以来、任期の半分を過ぎられたところでありますので、町長政策集の進捗状況について伺いたいと考えています。

さて、町長は町長選に臨まれるにあたり、草村大成政策集を示され、住民に真意を問われ町長に就任されました。政策集は3項目の決意。1、将来への明確なビジョン。2、積極的な情報公開。3、政策実現のためのリーダーシップ、であり、それをもとに新しい高森町をつくるための6つの挑戦。1、観光立町を実現するため

の町づくり。2、住民と共に行財政改革を実現する町づくり。3、農業に親しむ町づくり。4、思いやりの教育による町づくり。5、お年寄りが憩える町づくり。6、健康イコールスポーツによる町づくりで、それぞれ具体的な言葉で分かりやすく表現してあります。

さて、最初の質問ですが、政策集全体から見た政策の進み具合はということで伺います。

限られた任期において、あれだけの施策を実行するためには、かなりの労力と時間を必要とすることは、私も十分承知しているつもりではありますが、進捗状況の検証は必要でありますので、政策の進み具合はどうかあえてお伺いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番 立山議員のご質問にお答えします。

通告どおりでございます。政策集全体からみた政策の進み具合はということの質問でございます。

先ほど議員がおっしゃったように、就任いたしましたして半分が過ぎたわけでございます。大変2年間というのは早いものだなというのが率直な感想でございます。2年前の平成23年のときに、私は新しい高森をつくるためにこれは必要だという考えのもと、政策集を出させていただきました。

それともう1点、地方自治体の首長の選挙でほとんどが1枚のリーフレット、もしくは二つ目は地方自治体の首長の選挙によくあるようなお願いしますの連呼やもしくはあまり詳しく詳細に書かれた、落とし込んだ政策集が過去はなかったと思います。それも一つの新しい高森町をつくるための第一歩だということで、例えば私は行政の経験がございませんので非常にチャレンジャーとして数字目標の落とし込みや、細かい施策を挙げることは大変困難でございました。しかも誰かに相談したとかそういうことは一切ございません。これは行政経験があられる、今私の後ろに座っているベテランの課長であれば、もしくは議員の皆さまであれば、あの政策集を見れば、これは自分の思いだけでつくっているなというところがあるのではないかというふうに思います。なぜかと申しますと、やはり当時政権は民主党でございました。そして大変国の国債が増えていく中、借金が増えていく中、ハード事業の減少、それに伴い本当に地方をしっかりと活性化させるためにはソフト事業を重視しなければいけない。最近になってよく言われる社会資本の老朽化、すなわち10年前、20年前、30年前に建てた体育館や学校やいろんなハード事業で建てたものが、どんどんどんもうタイムリミットを迎えて、もう一回やり直さなければい

けない、これは道路も一緒です。そういう中でお金は一方ではかかる、一方では国の借金が増える中で、なかなかハード事業の施策を挙げるということはできなかったわけでございます。すなわち今言ったことは、当時の政権から今、自由民主党の政権に変わりました、やはり政権与党でございますので国の立ち位置そのもの自体が変わったというわけでございます。

また、もう1点は私が平成23年度に政策集をつくった中のときには、消費税増税の議論なんかまったくございませんでした。それが私が就任後に消費税の議論が出てきたというふうに思っております。

なぜ今この2点を説明したかと申しますと、やはりあの政策集をつくったとき、世の中、この政治の流れも含めまして変わってきた、施策自体が。とするならば、やはりあの施策も私の政策集の中ももう一回精査をしてこの修正を必要とするならば、修正をやっていかなければいけないというふうに思っております。そういう中で議員がおっしゃるように、この進捗状況、政策の進み具合はということでございます。これは政策推進課のほうにこの全ての項目を一つ一つチェックをして、進捗具合等々の詳しいことを精査をしていただきたいということを今指示をいたしまして、作業を行っておられますので、施策推進課のほうからその進捗具合に関しましてはご説明をさせて、答弁をさせていただきます。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） 政策集の進捗状況についてお答えいたします。

議員のご説明でございましたように、政策集には新しい高森町をつくる6つの挑戦が掲げられております。その6つの挑戦それぞれにいくつかの宣言がございまして、さらに合わせて目標とそれらを実現させるための具体的な例が掲げられております。

町長の就任後2年を経過するこの時期におきまして、町長指示によりこれまでの施策集に関する事業の達成状況を把握し、今後重点的に取り組んでいくべき部分を確認するために政策集に記載されております宣言、目標、具体的な例の全ての項目を84に区分いたしまして、一つ一つの項目について関係する課、局と共に進捗状況の確認を行ったところでございます。この進捗状況につきましては、4段階で評価をいたしてございまして、政策集の内容が達成されたものについては完了。それから事業等、取り組みに着手している場合は実施中、事業等の取り組み内容を検討している場合は検討中、まだ検討にもいたっていない場合ですとか、事業を行わないというふうな判断をした場合には実施せずといたしてございます。このような4段階

の評価において事務方で確認しましたところ、完了いたしている項目が12、実施中とされたものが34、検討中が27、実施せずが11と判定をいたしております。なお、実施せずとされた項目の中には、今町長の答弁にもございましたように、政策集が作成された時点と比べて社会情勢が変化しているものですか、あるいは多額の費用がかかるといったことなどから実施せずと判断されたものがございます。今後はこういう実施しないことについて明確な理由があるものを除いて、政策集に記載されている事項の完了を目指しまして、また町長の指揮の元に必要な部分について修正があれば修正を行い、優先順位を見極めながらスピード感を持って取り組むことといたしております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

政策の進み具合はということで今、審議員のほうから答弁をいただきましたけれども、次に課題の改善、または良くなった、解決したと言えることを挙げればどういったことがあるかということをお伺いしたいと思います。

就任以来、半期が過ぎましたので、具体的に自分が就任してということで、今申し上げましたことをお聞かせいただきたいと思います。住民の皆さまもそれを聞けば町長の考えが良く分かるのではないかと思いますので、もし事業名あるいは政策集の大きな見出しでも出されて、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。今、議員の2つ目のご質問ですが、改善、または良くなった、解決したということ挙げれば一体どういうことがあるかということでございます。まずはこの課題の改善等に関しましては、もちろん私が自分のことを言う一つではございますが、やはり住んでおられる住民の皆さん、町民の皆さんがどういうふうに感じられているかということが一番ではないかなというふうに思います。もちろんまだ半分ですので随分改善できたところと、まだまだ改善できてないと言われたところはたくさんあるというふうに思います。そういう中で、今検証作業を進めているわけではございますが、議員がおっしゃる何か事業名を挙げてくれと、その政策集に載っているやつで申し上げますと、観光旅行者の安全の確保等々に関しまして、これは携帯電話による防災メール等の施策、また各種委員会が実動型、要は充て職ではないということと、民間人員の起用、例えば社会福祉協議団体、社協の会長という、この町長の充て職だったことも降りさせていただいております。また指定管理者選考委員等の、これは非常に大事なのですがこ

の充て職も廃止をさせていただいております。また適正公平税の確立ということで家屋の一棟調査を実施いたしました。これは固定資産に関わることでございます。また対話ということで、もちろん議会の皆さまも議会説明会をされておりますが、私もなるべく小さい単位で、できれば小部落単位でできるところはということで、政策説明会を去年はさせていただきました。今年もこれからするところでございます。また農業専門員を配置し、いろいろな相談、行政職員では対応できない本当に農業の専門の職員を窓口置き、いろんな問題に関してアドバイス等々の専門の相談窓口も設置いたしました。また有料の牛の貸付制度ですね、それにも政策集には例で載せていたのですが、この貸付制度に関わる条例も議員の議会の皆さまのご協力を得て制定しました。最初に私がやりました、あとランドセルの一律支給制度の見直し、現金キャッシュバック等々、就学支援と選択制、子どもに選択させるという選択制も導入いたしました。また総合型スポーツ高SPOの設立、敬老祝い金の一律支給、特に子どもの教育についてICTの促進等々はできているのではないかというふうに思っております。また事業実施のための資金の確保、いわゆる財源の確保でございますが、そういうものに関しましてはどこよりも早くいち早く、激甚災害特別指定やもしくは多くの国の補助事業等々で、この財源の確保をさせていただいたのではないかなというふうに思っております。ちなみに今回の経済対策におきましても、もう議員の皆さまが各地域におられておりますので、ご承知だと思っておりますが、高森町はかなりの採択件数をいただいております。また私がこれは政策集に載せていなかったわけでございますが、これは間違いある仕事ではございません。例えば県道の新規着工、県の仕事でございますがこの2年間戦略を持って取り組ませていただきました。私の父が県会議員の時代に本当はやっておかなければいけなかったこと、しかしながら他の事業は進めたけれどこれはできていなかった。20年、もしくは15年、20年、25年止まっています新しい予算がついていない県道の新規着工につきましても、少なくともかなりの採択の件数を、今年もうすぐ県議会の建設委員会でございますが、いただくのではないかなというふうに思っております。私といたしましては、2年間ではしっかりと取り組めたところと取り組めてないところが今言ったようにある。しかしその判断に関しましては行政としては政策集の進捗具合で判断いたしますが、一番大事なことはやはり住んでおられる方がどういうふうにそれを感じられるかということではないかというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 冒頭に申し上げましたけれども、就任されてその前半の2年が経過しました。昨年は今答弁の中にありましたけれども、政策説明ということで各地区を巡回され、草村町政の目指すところ、取り組むべき課題について説明され、また疑問に答えておられました。これは町長の政策実現のためには強いリーダーシップが必要ということと、積極的な情報公開の一つの表れでもあると思います。政策説明会は、先の定例会の挨拶の中で本年度も実施するという話も話されていましたが、現時点で振り返って、これまでの町長としての2年がどういった2年間であったのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼します。5番議員の次のご質問で通告どおりでございます。

半分の2年間が経過したが、どういった前半だったかということでございます。私は行政経験がございませんでしたので、少なくとも民間の経験しかございませんでした。そういう中で一つは民間の経験、それとやはり私が幼少の頃から政治家というものを目の前で見えてきております。その自分が家族としての体験、経験を、それを元に2年間は忙しい毎日を過ごしたのではないかなというふうに思っておりますが、ある程度の挑戦を果敢にやってきたのではないかなと自分では思っております。まずこの2年間、もちろん議会の皆さまもそうでございますが、行政の職員、議会の初日に申し上げましたように、例えば農林政策課の若い職員が今回施策を自分で短期間の間につくって、そしてそれを採択事業まで持っていったことによって高森町が例えばイノシシ、鹿の駆除の補助金についてもどこよりも多く取っているという現時点での現実がございます。そういうことに関しましてもやはりこの行政改革は言うばかりの改革ではなくて、本当にこの高森町に必要だったこと、私はやはりこの一番大事なことは外への人脈、政治家だけではなくて行政の職員がどんどん外に打って出ていく。そのことによって横のパイプ、横軸ができて、横軸が縦軸に繋がっていき、それが住民サービスに繋がるのではないかという、このことを一生懸命この2年間の中でやったおかげで、少しずつ形ができてきているのではないかというふうに思います。また私は選挙のときに、養鶏場食鳥処理施設の建設の白紙撤回等々を自分の公約として選挙のときに訴えておりましたが、就任2年経ちましてやはりこの環境の条例を今後つくらなければいけない、これは県が指導いたします。さらに世界農業遺産等々、これをやはり世界文化遺産に繋いでいくと。ジオパークをもって世界文化遺産に繋いでいくということ等々を含めまして、やは

りある意味では間違っていないかというふうに思っております。なにはともあれ住民の皆さまの支えや励ましの言葉、または叱咤も含めまして叱咤激励等、そして議会の皆さまのご理解、それと2年間かなりスピードを上げましたことに関しまして、どうにかついていくぞということで対応していただいた行政の職員に感謝を申し上げたいと思います。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、町長の答弁で今までの2年間に対する思いは分かりました。とすれば、今後残された2年間を政策の実現に向けてどのように進んでいかれるのかということが大事であると思っておりますがいかがでしょうか。表現は悪いと思いますが、施策を実行する立場の人間は、その任期限りという強い意思を持っていなければならないと思っておりますが、それらを踏まえて残任期間に臨まれる町長のお考えをお聞きします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼します。

質問の内容は残任期間の2年間をどのようにして政策集の実現に向けて進もうとしているのかということというふうに思います。今、大変議員が素晴らしいことをおっしゃられたと思います。任期はやはり4年間でございますので、この1期4年の中でしっかりやっていかなければいけない。要は次の任期やその次やいろんなことを考えずに、とにかく目の前にあることをしっかりやっていかなければいけないということは、私も5番議員も共有していることではないか。もしくは皆さんも共有していることだというふうに思っております。またそうでなければ、どうしても任期どおりの施策になってしまいますので、決してそれが住民のサービスに繋がるとは私は思いません。そういう中で、残り2年間は先ほど申し上げましたように、政治や経済の日本の国自体の大きな環境の変化がっておりますので、今後この政策集を精査して、それでできているところ、できていないところ、そしてできていないところに関しては、果たして今の経済状況や政治状況の中、この国の情勢の中で本当に必要なものなのかということも精査して、修正が必要であれば修正をして取り組んでいかなければいけないというふうに思います。また、それと同時に来年の総合計画や私が1丁目1番地に挙げております、今回観光立町基本条例ということも議会に今図っているわけでございますが、観光立町計画等々でやはり政策集を元にしたものからも修正が必要であれば、それも反映していかなければいけないというふうに思っております。

最後に残り2年間を今までどおりスピード感を持って、とにかく成せば成ると、ピンチはチャンスということととにかく打って出る、前に打って出る、一步でも打って出る、とにかく休まない、そして若いこれだけの歪な年齢構成ではございますが、若い職員がたくさんいますので、やはり本当の意味で次の世代、子どもたちの世代、お孫さんたちの世代にしっかり働けるような行政、つまり施策をちゃんと積み上げることができる。それを実現して採択まで持ってこれる。この人脈形成もスピード感を持って努めてまいりたいと、形成してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今日には町長政策集の進捗状況ということで質問しましたけれども、先ほど政策推進課の服部審議員のほうで84項目に細分化して、現在検討中が27項目だというご答弁がございましたけれども、この27項目を検討されて実施されるのか、されないのか、スピード感等々を持ってやっていただきたいと思っております。

最後に町長に一つ言葉を贈りたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

ときの総理大臣、田中角栄が在職中に良く好んでいた言葉がございますので、それを私も好きですのでこれを町長に贈りたいと思っております。

こういう言葉です。「末ついに海となるべき山水も、しばし木の葉の下くぐるなり」と。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後1時10分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前12時25分

再開 午後13時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） みなさん、こんにちは。3番 興梠です。

私は前回に引き続きまして、農業振興による農家の所得向上対策について質問をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

まずは質問に先立ちまして、今回提出してあります、平成25年度補正予算におきまして計上してある、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金384万円につきまして、スピード感を持って積極的に仕事に集中できる予算をとということで、常日頃言われておりますことを有言実行されまして、どこの町村よりもいち早く予算獲得をされましたことは、被害に対しての泣き寝入りの農家にとりまして、また猟友会にとりましてもこの上ない朗報だろうと思っております。当初予算と合わせますと約900万円というような、大変高額な予算となりまして、今後有害鳥獣の減少に必ず繋がるものと期待をしているところでございます。この場をお借りしまして町長並びに担当課に対しまして厚く御礼を申し上げます。

さて、前回の質問におきまして、TPP交渉参加を踏まえまして、今後の農業再生に向けた若者の専門農家の育成、支援策につきまして質問をいたしましたけれども、その中の町長の答弁におきまして、一極集中型や新しい形の農業のモデルをつくらなければならない。また、若い農家によるモデル団地を形成して非常に有望な作物に的を絞り、農産物をつくることも検討する価値はあると答弁をされております。現在、山東部の草部、野尻地区ですけれども、高森町の面積の約72%を占めているところでございます。人口を見ますと平成10年では2,271名であったものが、平成25年では1,620名と651名減少し、高森町全体の約23%しか占めておりません。現在ソフト事業の一環として子どもたちの健全育成ICT活用の教育改革。少人数だからできる教育も学校の維持すらも大変厳しくなる状況にあると懸念をされております。そこで人口減少につきましても、前回質問いたしましたけれども、これ以上の人口の減少を地域の衰退を食い止めるために、過疎化が進む各地区におきまして幸せに生き生きと暮らしていくための取り組みとして、現状、課題、また夢につきまして、また地域の環境を活かし、若者が定住できる経済環境を構築するための農業振興方策について協議検討がなされております。今回山東部における農業振興方策について、その協議内容の一端を述べさせていただきます。

山東部においては耕地面積582ヘクタール、うち水田の面積は157ヘクタールで30%にも満たしません。国策であります中山間地域等の直接支払制度、農地・水事業、集落営農事業においては、本町においては水田地帯だけが対象とされ、

この国策も畑作の衰退に繋がった一因かと考えられます。前回の町長の答弁ではございませんけれども、有望な作物に的を絞り、標高750メートルから800メートルという高冷地の気候、環境を最大減に活かし、特色ある高品質の農産物の生産を行い、販売の差別化によって付加価値を見出すことにより、地域の振興、人口増加を目指すものであります。その施策の一つとしてハウス施設の導入により、農業振興の核と位置づけ、新規就農者の研修、担い手の育成、法人化によりまして高齢者の雇用等、地域振興の拠点とするものであります。TPP交渉参加を踏まえ、参加による農畜産物の影響額、減少部分をカバーするためにか、安倍総理は成長戦略の一つに農家所得倍増計画を打ち出しております。その対応として、今後国策として何らかのモデル事業との補助事業を打ち出してくるものと思われまます。また、今回阿蘇地域は世界農業遺産に登録されたことによりまして、世界農業遺産という新たな価値が阿蘇ブランドに加わることで、農業再生の転機に繋がるのではないかと考えられます。そこで今を好機と捉え、行政がモデル事業として新規就農者、及び担い手の自立、畑作地帯の再生を図ることを目的として、取り組むことはできないかをお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 3番 興梠議員のご質問にお答えをいたします。

行政がモデル事業として新規就農者の確保や、担い手の自立、畑作地帯の再生を図ることを目的として取り組みができないか、というご質問でございますが、この内容につきましては、去る3月の定例議会において、町長のほうで、例えば農業団地というモデル的な団地を形成し、若い農家が集まって、ある作物をつくることでモデル的なことができないかというふうに、町長が個人的には考えておりますという答弁をされております。端的に言いますと、その後担当課であります農林政策課では、具体的な検討をまだしている段階ではございませんけれども、いろいろな状況を考えてみますと、この間、人・農地プランの策定でありますとか、いろんな状況を勘案してみますと、山東部にあつては議員がおっしゃいますように、高齢化によって極端に言いますと、農業者の人口はおそらく10分の1以下の担い手の確保しかできないような状況になっていくと思います。半面、広大な農地はどうやって維持していくかということが、人・農地プランの策定の中であぶり出されてきた部分がございます。そういった中で、これは山東部に限ったことではございませんけれども、有望な作物があるかというようなことを考えていきますと、地域の担い手が限られている半面、広大な農地がございますので、全農地の耕作はやはり容易で

はないというふうに誰もが判断するところではないかと思います。そういう中では土地利用型農業から施設栽培に転換していくことは現在もされておりますけれども、そういった選択をせざるをえないと。また行政としてもそういった形態に誘導していかざるを得ないというふうに考えております。先ほどおっしゃいましたところによりますと、地域の中ではそういったことを検討されつつあるということで、これは非常に今大事なことでありますし、農業者の皆さまが危機感を持って、自主的にそういう動きをされているということは非常に大事なことであります。町が主体性を持ってさまざまな振興策を示すことは、これは大事というよりも成すべき義務でもあると思いますけれども、町が主体的になりすぎると、なかなか責任の所在が不明になったり、怪しくなったりということで、過去にも私もいろんな事業に携わってまいりましたけれども、町がやっているからというような、結果に繋がってしまうということが往々にしてございました。そういう中で農業者の方々がそういう気運の高まり、意識の向上、それから組織の形成があつてこそ、それらの事業の現実性が高まってくるというふうに考えます。また全体的なプランを立てる中にも、これだけ高齢化が進んだ現状にあつては、そういう特に特化したような事業もやる必要がある、やらなければならない時期になっているのではないかとこのように私共も思いますし、またそういう特化した事業につきましては、当然町民の皆さん全体のご理解があつてこそ実現するものではないかというふうに考えております。

T P P の交渉参加については今日の新聞にも現在のところのスケジュールが若干載っておりますけれども、今年中にある程度まとめないといけないと言いつつも国内ではまだ賛否が分かれておりますし、確かな方向性が定まらない状況であります。そういう中でどのような施策が打ち出されていくか、まったく予断を許しませんけれども、注意深く今後の動向を見極めながら本町の農業にとって最善の策をとる。また農業者の皆さんのバックアップをするということが私たちの役目だというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 興梠議員のご質問にお答えいたします。

以前の議会の中で、そういう先ほどおっしゃったような一極集中型や、もしくは新しい形のモデル等々、また若い農家によるモデル団地等を形成して、有望な作物に的を絞るようなこと等も検討する価値があるというふうに言っております。また今日は先に議員にまずはちょっと質問にしっかり答えたいと思いますので、お答え

していただきたいことがございます。

1点目が今日のご質問に関しましては、まずはこれはT P P参加を踏まえてということでございます。T P Pというのは議員が一番ご存じだと思いますが、国際競争力の向上、それとブランド化をして世界に売り出すということに関して議員が賛成だと、それを前提とした質問であるということが1点。

それと議員は議員になられる前に、私は民間だったのですが、議員は農協のほうで専門でやられてきたわけでございます。そういう中で自分が所属されていた農協時代に、自分が主導されて要は農協主導でやった事業のときに、例えば事業や指導も含めまして、いろんなことに関しまして農協主導でやったときの問題点が、過去の経験で何かあったと思われることがもしあるとするならば、お答えしていただきたい。その下でご質問にお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 自席から失礼をいたします。

今、町長の答弁の中に私のJ A時代の経験をということでございましたけれども、前回の質問の最後に申し上げましたとおり、私は金融方面の業務を長年携わってまいりました。その間、一番感じたのは農家の所得が、私が農協に奉職した時代に比べますと激減をしたと。それによって農家の経営も苦しくなり、高森町の農業も衰退に至ったと。その原因についてはいろんな原因があるかと思えます。農協主導型、行政主導型、ほとんどの資金等については、行政の資金等を利用しながら、それを農協が窓口となって貸付を行って指導を行っていくと、営農面をですね。そういう流れになっております。現在の農業をどう維持していくか、農協においても理事を含め幹部等で十二分に検討はしておりますけれども、これといった得策が見えなかったのが現状かと思えます。一番感じたのは、産地は変わるという言葉は私は耳にしたことがございます。高冷地におきまして以前は高冷地野菜等で大変な高収入を上げられた方もございます。しかしその野菜も長く作付をいたしますと、畑地が転作をできないような状況になりまして、良い品物ができなくなると、そういう現状において減収に至ったという現状もございます。私の経験といいますのはそういうぐらいでございますけれども、一つ質問のほうに移らせていただきますけれども、T P Pの交渉参加を踏まえまして、熊本県が影響額として米等の農産物につきまして減少額を試算をしております。米におきましては熊本県が試算した中では、203億円ほどの減少で、約半分になるのではないかというような試算をしております。

ます。この減少率を高森町に当てはめると、米においてはどのくらいの減少額になるのか、影響があるのかをもし試算をされておられれば、ご回答お願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） T P Pの参加後に本町にどの程度影響があるかというご質問でございますけれども、私共も具体的な数字の算出は現在のところしておりません。ただ、この減収率というものがどういう形で算出をされているかというところは、農業サイドからの算出なのか、T P Pの参加交渉を正当化するための数字ではないかというふうに思われる部分もございますので、確かな減収額という形で算出は現在のところしておりません。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

今のT P Pの算出につきましては課長が答弁したとおりでございます。まずは議員のこの質問に対して、質問された趣旨ということがベースの部分で理解をさせていただきました。要は要約いたしますと、自らが議員がプロの時代、要は民間のJ Aにいらっしゃった時代に経験されたことは、やはり行政の資金を使ってそれをJ Aが運営して営農の指導等々にやってはきたものの、自分が現職の間は結果を見れば所得の低下を見れば得策はなかったと。その中で言葉といたしまして格言といたしまして、産地は変わると、大変農業は難しいということを感じたとおっしゃったと思います。そういう中でやはりその経験があったということは、やはり今までと同じやり方をやっても多分同じになるだろうと。私より農業に詳しい3番議員でございますので、すなわちそれは12月の議会等で、私が言ったこととほぼ似たような方向性ではないかというふうに、まずは認識をいたしました。その中で佐藤課長の答弁にありましたように、やはりJ Aでも同じだと思います。先ほど行政主導、この民間主導とおっしゃいましたが、やはりどうしても主導をあまり行き過ぎた主導になってしまいますと、先ほど課長が答弁いたしましたように、一体責任の所在がどこにあるのか、もしくは、例えばそのまともってやらなければいけないときのまともり性等々がなかなか高まらない、固まらない。すなわち気運の高まりや組織の形成等々がしっかりしていただくことによって、やはり現実的な施策の立案、落とし込みになっていくのではないかというふうに、私も思っております。要は最終的に申し上げますと、畑作地帯の再生を図ることを目的として取り組みができないかということですがこれはできます。しかし、できるベースが必要だと、こ

のベースのときに、ぜひ農協時代の経験を活かしていただいて今までと同じやり方ではない、そして今までと同じ考え方ではない、これまでのようなやり方をやってもなかなかできなかったと先ほど同じような趣旨で、申されたと思いますので、ぜひとも議員のご協力をしっかりいただく。そしてそのベースをつくった上で落とし込みであるとするならばできるというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今現在、地域おこしにおきまして、各地域で先ほど言いましたように、いろんな協議等が行われております。この協議、地域の活性化を図るためには、やはり先ほどから言われています、地域主導型と同じだと思います、農家においてもですね。農家の方々が主導的に気運を盛り上げていただかないと全ての事業についてうまくはいかないと、それは感じております。当然そうだろうと思います。その中で平成23年の12月定例会の中にもありましたけれども、輸入物に負けない足腰の強い農業を目指すと。それに安心安全な農産物栽培が重要な課題と認識をしているというような話があります。その中で足腰の強いものということで6次産業化について取り組みを行うというような回答もいただいております。その後1年半、2年くらい経ちますので、この6次産業について具体的な対策等がとられているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 6次産業化につきましては現在、農林政策課としては具体的な取り組みはしておりませんが、ただいま政策推進課のほうで、観光とそれからグリーンツーリズムを主体に学習会がなされております。またそういう中で、具体的に6次産業化の方向に、農家の皆さんの意識を誘導できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

6次産業化についての取り組みで、農林政策課としては具体的に明確に取り組んでいる、その施策としてはないということでございます。その打ち出しの部分はないと思いますが、この6次産業化の一番スタートの第一歩というのは私が言うまでもなく、議員が一番ご承知だと思います。要はベースづくり、すなわち人づくりがここのスタート地点でございます。生産、つくる部分、ここの部分の土台を誰がど

ういうふうにするのか、そのベースが何なのかということがすなわち土づくりは人づくりで、人づくりは土づくりに繋がる、これが第一歩ということでアグリセンターの直営化というふうにさせていただきました。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 次に移ります。

今回、世界農業遺産に阿蘇地域が登録をされました。この世界農業遺産という新たな価値が加わることで農家の担い手や観光面などで幅広い波及効果が期待されます。この世界農業遺産の登録を今後どのような活かし方をされるのか。またどのような波及効果があるのか、それと合わせてこのモデル事業に山東部の畑作地帯の再生に向けての利用の仕方と言いますか、そういう考えはないかをちょっと伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 世界農業遺産につきましては、先日認定をされたばかりでございますし、なかなかまだ町民の皆さんへの周知がまだ徹底していないのは申し訳ないというふうに考えております。ただ、今回の今週28日に農協の青壮年部、4Hクラブ、商工会の女性部等に呼びかけて、県から担当者呼びまして、この世界農業遺産の説明なり、今後の取り組み方について研修会を行う予定でございます。この世界農業遺産という冠をどう使うか、どう活かしていくかというのはやはり今後行政でありましたり、農家の皆さんの考え方、手腕にかかってくるかなというふうに思いますし、そういう期待と言いますか、そういう前提でこの認定がなされたというふうに考えます。そのモデル事業の中で、先ほどモデル事業のことがありましたけれども、その中でこれがどういうふうに活かされるかと申しますと、例えば、今町長のほうから申しましたとおり土づくりであります。土づくりというのは今、熊本県が提唱しておりますグリーン農業とか、そういう薬や化学肥料になるべく頼らないような、いわゆる有機生産の農作物。それから、例えば熊本県の赤ということで売り出されているトマトですとか、そういったものをそういうアイテムを使っていくことによって、モデル農場なりはその存在価値を示すものではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） テレビではございませんけれども、今でしょ、ですか。安倍総

理が先ほど言いましたように、所得倍増計画、それからこの阿蘇地域の農業遺産登録、今を好機と捉えられて、ぜひ先ほど言いました畑作地域の再生に向けて取り組みをお願いをしたいと思います。それから午前中に質問等がございましたけれども、町長の政策集の中に、農に親しめる高森町をキャッチフレーズに体験農園、それから町民農園の開設を視野に、また、子供が学校、観光客に農に親しむ機会を提供できる環境整備に促進しますとあります。先ほど言いました、モデル事業をソフト面、それからハード面と兼ね合わせた展開ができるかなと思っております。この体験農園、町民農園というのは具体的にどのような構想を現在お持ちなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） これは以前にも少し申し上げたかもしれませんが、現在私たちが考えておりますのは、アグリセンターは有機農業推進施設でございますので、その中核としてアグリセンターが農地なりを借り受けまして、それを町民の皆さんに分譲してお貸しするような市民農園。そういったことはできないかというふうに今構想を持っておりますけれども、先ほど政策集の進捗状況の判断をしましたときに、私共が申し上げたのは、本体であるアグリセンターの運営について今一生懸命取り組んでいる状態ですので、今しばらく時間をいただきたいという回答をしているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。自席から失礼いたします。

今、佐藤課長がお答えしたとおりでございます。先ほどに戻りますが、世界農業遺産に関して一番必要なのは広報です。そしてこれは熊本県民自体がこの阿蘇の農産物がいかに美味しいものかということのを逆に認識する方法も県に働きかけていかなければいけないと思います。そういう中で、「今でしょ」とおっしゃいました。そのとおりでございます。これは6次産業化というのはまず生産、加工、流通、議員が一番ご存じだと思いますが、この生産の部分の土づくり、人づくりができていたとするならば、議員がおっしゃった農協時代のような、思いもなされていなかったと思います。要はできてないからそういう経験があったとおっしゃったわけでございますので、その生産の部分、人づくり、土づくりの部分は今仕掛けたというわけでございます。本来であるならば「今でしょ」とおっしゃるとおりに、この生産の

部分がしっかりベースの人づくり、土づくりがもし数十年前から取り組んで、できている部分もあるかとは思いますが完成はしておりません。ですので、ここができていけば加工、流通に乗せるこの世界農業遺産の冠というのは、一番大事なことはやはり加工、そして最もアピールできる部分のマーケットにアピールできる流通の部分、この部分に関しては、非常に大きな効果を本来であれば発揮できるというふうに思っております。

もう1点、高森町の農業のみならず、これは阿蘇全体の農家の所得やメンタルの向上ということを考えますと、やはり高森ができなくてもよそができることであれば、また一緒に手を取り合ってやっていかなければいけないし、高森でやるときには他の自治体からの応援も借りなければいけない。そして総合的に進んでいくことが、世界農業遺産をうまく利活用するというのではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 地域を守る、それと合わせて農家を守るには安定した所得向上しかないと思います。ぜひ先ほど言いましたモデル事業をソフト面とハード面を合わせた取り組みにご一考いただけますように、最後にまたお願い申し上げて次に移らせていただきます。

2番目の、人・農地プランについてでございますけれども、今回提出してございます人・農地プランの策定によりまして将来の高森町の農業を担う8名の方に、経営体育成支援事業が決定したことは、高森の農業振興にとって大変明るい材料だと思います。また現在草部南部地区におきまして、農地集積に向けた取り組みがなされているところですが、人・農地プランを作成し、担い手に農地を集めることが地域を守るのが農地集積だと思います。その農地集積の進捗状況と農地集積の効果を発揮するのは米、麦、大豆などと比較的広い農地を利用する作物だと思いますけれども、立地条件の厳しい本町におきまして、人・農地プラン、農地集積はどのように活かされているのかお伺いをします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 立地条件の厳しい本町、それから特に本町においてその中でも厳しい地域があるわけですが、人・農地プラン、それから農地集積、これはどのように活かしていくべきかということですが、特に畑作地帯では今後、先ほども申しましたとおりに、土地利用型農業が拡大するということはない

り難しい、拡大するとはあまり思えないというのが現状でございます。このプランを作りましたからといって、単純に農地の集積が進むわけではないというふうに考えます。ただこの人・農地プランにつきましては、今回経営体育成支援事業の取り組みが決定されましたけれども、これに代表されますように、国の補助事業に取り組むためには必ず、人・農地プランの策定が必要でありますし、そのプランの中にその地域の担い手として、位置づけられていることが求められております。今回8名というふうになっておりますけれども、実はこれと同数ぐらいの方が、決定から漏れております。それはただ人・農地プランに位置づけられるだけではなくて、様々な点数・ポイントを取る必要がありますので、そのポイントを2点以上クリアしないと、採択にならないと。最近の補助事業の採択はそういった形でポイント制になっておりますので、ただ単に人・農地プランに位置付けられただけではダメだというふうになっております。それにしましても、人・農地プランへの位置付けが義務付けられているということは、間違いない事実であります。ただこの人・農地プランの策定そのものは、現在のところまだほんの一部の方々です。例えば認定農家であったり、今回青年就農給付金を受ける方、今回の経営体育成支援事業に手を挙げられた方。そういった方を中心に現段階では、人・農地プランの取りまとめを行っているところです。本来ですと全て、例えばこの土地は誰が、この土地は誰がという形で、完全に今後の担い手に位置付けていくことが理想的ですけれども、そこまでは現在のところは求められておりませんし、またそういうことも刻々計画を変更しながら、100%に近いものにしていくべきだろうと思います。ただ今回のプランの策定ということをそれぞれの地域に投げかけました結果、それぞれ高森には7つのプランの地域がありまして、それぞれの地域でそれぞれの問題があるということもはっきりいたしましたし、そういったことの課題を、改めて確認することが、地域の農業のありかたですとか、地域の農地をどう護っていくか、それからその地域社会自体をどう考えていくかという機会にさせていただきたいというふうに考えております。そういう中で立地条件は確かに厳しいですけれども、今後農業を継続していくためには、それぞれの地域で、やはり戸別に営農されてもなかなか効率的なことができないのではないかと。例えば機械の利用にいたしましてもそうですし、そういったことを効率的にするためには、少ない担い手の方ではありますけれども、営農集団化を目指していただいて、その上で農地集積を活かす、または農地集積が可能になるのではないかとというふうに考えております。今回、草部南部地区では農地集積に向けた取り組みをやっておりますが、結果的にいろんな施策が

水田中心の施策ではありますけれども、これは地域の説明会でも申しましたけれども、補助のあるなしに関わらず、みなさんがその地域で農地をどうするか、担い手をどう確保するか、そういった問題を考えていただくことが、本当は重要なことではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 農家の方はほとんどの方が農地に愛着をもっておられます。この面を考えますと、農地集積というのは大変難しい問題もあろうかと思えます。先日新聞のほうに掲載されておりましたけれども、その中に実現するとも思えない、農地集積で農業の足腰を強化するというようなおためごかしは無用ですというような記事も載っております。先ほども課長が最初のほうに言われましたけれども、集積はできないように思われるというような表現をされました。しかし国策ではなく地域住民主導によって、集積、地域の畑作地帯の振興を考えたらというような課長の答弁ですけれども、再度、草部南部地区におきまして具体的に町がどのぐらい本腰で進めていかれるのか、もう一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 行政の本気度ということのお尋ねと思えますけれども、あくまでも草部は重点地区という指定をいただきまして、いろんな集約に向けた補助金をいただけるような形にはなっております。ただ、先ほど言いましたように確かに集積はなかなか難しい、畑だけであつたら集積は難しい部分はかなりあろうかと思えます。それを例えば一つは農地を農地として活用する観点から見れば、収益が大きくなって金や手のかからない作物を栽培して、農地の荒廃や遊休化を防ぐということ、例えばアグリセンターであつたり、農業機械の共同利用組合、そういった組織がそういうことを担っていけないかというふうに考えております。ですから農地の集約は難しいのですけれども、そういう手当をしながら集積はやっていくべきだというふうに思います。草部の部分につきましては水田地帯も多いわけですから、今後は国が個人的な基盤整備、そういったことも検討しているようですので、もし希望する方があれば、そういったことにも取り組みをしながら個人的な土地の基盤整備をできるだけやっておけば、担い手が集約できやすくなるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 先ほど言いましたように、担い手に農地を集めることが地域を

守るのが農地集積だと思いますけれども、農地を守る、振興を図るには先ほど言いましたように、山東部におきましては、高齢化の一途をたどっております。担い手不足ということも現状でございますので、行政側の今後の指導、情報の提供等を今後お願いをしたいと思います。

続きまして3番の中山間地等について少し触れたいと思います。

本町におきましては、国策であります中山間地域等の直接支払制度について、水田中心の政策が推進され、水田地帯だけが対象となっております。その経緯と畑作地帯はその制度の対象となり得るのかをお伺いします。

また駐在区ごとの高齢化率を見ますと、その上位は全て山東部となっております。中には60%を超える地区もございまして、有害鳥獣被害、人口減少といった現状を考えますときに、山東部の農地は将来どうなるのかというのが大変危惧をしております。今後、山東部における畑作地帯の農家対策をどのような考えでおられるのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 現在、本町で取り組んでおります国の事業について現状を報告いたしますけれども、中山間地域直接支払制度につきましては、平成22年度から平成26年度までの現在第3期対策に取り組んでおります。1期が5年ですけれども第3期対策です。

現在、急傾斜の水田だけを対象に、約152.7ヘクタール、それが13集落で取り組んでおりますが、交付金の合計は約3,206万8,000円というふうになっております。また農地・水保全管理支払交付金事業は平成19年から村山牧野組合の150ヘクタール。平成22年度からは芹口・草部地区の水田50ヘクタールで取り組んでおりまして、平成25年度の本年度の交付額は、両地区合計で490万円を予定しております。本町においては、国の事業に十分対応していないという指摘もありますし、事業開始時点の本町の財政事情、それから各集落での説明も少し足りなかったかもしれませんけれど、各集落での理解等の相違がかなりありまして、それぞれの地域でかなりの温度差があったというのは、現実の形であろうかと思えます。ただ、その中でも先ほど言いましたように、牧野が該当になったり、中山間地域の直接支払いでも畑地でも対象になります。ただ、本町の場合はどうしても地形的な条件、それから面積的な条件ということでこれに取り組んだとしても、ごく一部の地域に限られてしまうという判断から、畑地への取り組みはなされなかったというふうに聞いておりますし、現実私共が取り組もうと思っても同じ形にな

るかというふうに思います。ただ、その中で中山間地域の直接支払制度につきましては、先ほど言いましたように1期が5年間でありまして、その5年の途中でその協定の中の取り決めごとを変更するというのは、かなり難しい問題がありますので、例えば平成22年度から平成26年度までの第3期と申しましたけれども、平成25年度から取り組むということは、その協定、地域全体に及ぼす影響が大きいためになかなか変更ができないという形で、中途での取り組みは、私たちもちょっと難しいなというふうに考えております。そういったことで、平成27年度から今協定に取り組んでいらっしゃる地域では、第4期への取り組みも十分地域のためになるということで、第4期への取り組みを強く要望されております。第4期につきましては、農林政策課としては全町的になるべく受益者となられる方が大きくなるように、本町での取り組みの制度自体をもう一度考え直して、なるべく多くの交付金を町にいただけるような形で検討をしていくところです。近々土地改良連合会と打ち合わせをして、農地の状況等を調査する打ち合わせを始めたところです。そういったことで畑地帯につきましては、遅ればせながらそういった事業に取り組むことによって、手当てをしていけたらというふうになっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柵壽一君。

○3番（興柵壽一君） よろしくお願いを申し上げます。

あと5分ほどしかございませんので次に移ります。地域農業マスタープランについてお伺いをしたいと思います。

前回の町長の答弁の中に、人・農地プランがしっかりと策定できたうえで、稼げる農業、魅力ある農業を2年目標とした高森町農業振興計画、つまり地域農業マスタープランを平成25年度内に策定したいと答弁をされております。再度、地域農業マスタープランの策定に向けた策定委員会を立ち上げるとされておりますが、何を策定の柱とされるのかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

町独自のプランニング、これは仮の名前だと思いますが、地域農業マスタープランの策定に向けて、何を策定の柱にするのかということです。1番はもちろん稼げる農業という目的はそこにいくために、何をしなければいけないかというプランニングを立てたいというわけです。そういう中で、1番この策定の基礎のベースになるものはやはり地域主導型、先ほど議員がおっしゃった、まさにそのとおりでござい

ます。そして課題としては選択と集中、それと土づくりアンド人づくりですね。これは有機農業の推進及び担い手の育成等々に繋がるというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

次にアグリセンターについてお伺いをしたいと思います。

アグリセンターの経営につきましては、4月から指定管理者から町管理ということになっておりますけれども、今回町長の考えられる農業政策、農業振興においてどのように活かされるかをお伺いをしたいと思います。また先ほど言いました世界農業遺産の登録におきまして、野焼き、放牧、採草といった営みの繰り返しが評価を受けたそうでございます。このアグリセンターにおきまして、この採草等を利用した堆肥のブランド化について、今後どのようなお考えをお持ちかをお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

指定管理から町直営としたと、農業政策の中でどう活かしていくかという質問でございました。先ほどいろんな答弁の中でお伝えしていると思います。先ほど一つ前の質問にもお答えいたしました。町独自のマスタープランニングの中心に課題として有機農業の促進を先ほど挙げましたが、これはもちろん土づくりが基本でございますので、この要はプランニングの中心の位置づけをされる。すなわちそのことによって、高品質な農産物を作り上げると。要は選択と集中にもそれが繋がることではないかというふうに思っております。アグリセンターのこの循環型等に関しましては、佐藤課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） これはもう何回もいろんなところで出てきますけれども、アグリセンターにつきましては、町内の畜産農家から排出されます畜産廃棄物を適正に処理するというのが第1義の目的でありますけれども、この畜産廃棄物、それから原野から採れます刈り干しあたり、それからその他の草を中心に高品質の堆肥を生産して、耕種農家に供給することで、また安心安全の農産物を生産していただく。これが町内での循環型かなというふうに考えております。今後はいろんなところでいろんな原料を使わせていただくことも出てきますので、そういったところとの連携を始めて、また町内だけではない高森の堆肥の大きな循環型が形成でき

るように、今度その方策を検討しているところです。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 最後になりますけれども、町長におかれましては、就任後2年
が経ち、公約どおり今回高森観光立町推進基本条例案を提出されております。今ま
で地域の農業を確立していくのは、観光立町の大きな柱ということで説明をしてお
られます。今回の条例案を見ますとその説明のとおり、第8条におきまして魅力あ
る食文化の形成、湧水、景観及び史跡を利用した観光拠点の整備。観光旅行者との
交流及び地域特産物の販売のための施設整備。また第9条におきましても自然体験
活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とするような施策を講ずるということ
でなされております。説明のとおり農林水産業関係につきまして十分配慮をされて
います。今後残されました期間、任期中に具体的にどのような施策を講じるお考え
なのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

観光立町条例制定の中で、今議員がおっしゃったとおり、その条例の中で今提案
をいたしておりますが、しっかり農業との連携という部分で取り入れさせていただ
いております。これは配慮したことではなく、これをやらなければいけないという
ことであります。その中でワンフレーズで言いますと、やはり「選択と集中」、こ
こに焦点を定めなければいけないというふうに思っております。そこに行き着けれ
ばやはりブランド化や、今議員がおっしゃったとおり、今回条例の中に入れてい
るようなことをやっていかなければいけないようになると考えております。その中
で具体的にどうかということに関しましては、今から条例を議会で精査していただ
いて、そして条例制定後、その条例を基にパッケージをつくっていくということにな
っておりますので、その中でいろいろご提案やまた意見等があれば議員からもいろ
いろアドバイスをいただきたいと思っております。ただ、1点、私の今日午前中の5番議
員の質問お答えいたしました。やはり充て職ではなく、実動型をやっているとい
うことでございます。全てにおいてそれを目指していると。すなわちそのこととい
うのは、やはり行政が主導してやっているという気持ちを持たれているのであれば、
なかなかゴールは行き着かないということでございますので、やはりその部分だ
けは先ほど議員がおっしゃったように、議員の自分の思いでもございます地域主
導型、このことをしっかり反映させた形での振興施策を取り入れていきたいというふ

うに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 最後にこれも新聞に載っていた件ですけれども、鹿本町の小地区におきまして新たな担い手組織が誕生したそうでございます。農地集積をするために地区での話し合いは、農家の高齢化が進む現状を知ってもらうことから始めたということでございます。当初申し上げましたように、各地区におきまして、幸せに生き活きと暮らしていくための取り組みということで、地域の現状、それから課題、また夢について、それからまた地域の環境を活かし、若者が定住できる経済環境を構築するための農業振興方策について、協議・検討を行いまして、地域の問題を共有化に向けた取り組みを行っているところでございます。今後行政におかれましても、地域マスタープラン作成等で、地域等に入って行かれると思いますけれども、この地域マスタープランは今後高森町の農業の核となると思います。どうか農家の所得向上に繋がるプラン作成と情報の提供、ご指導をお願い申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後2時25分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時10分

再開 午後2時25分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） みなさん、こんにちは。2番 後藤です。

今回は町長が選挙公約の一つに挙げられていた、観光立町による町づくりが、平成24年度の高森町観光立町推進に関する調査研究を経て、基本構想をまとめられ、今6月定例会に高森観光立町推進基本条例として提出。さらに今後具体的に町民、事業者、関係団体等の役割分担や、年次目標など、観光立町の実現に示す総合的な指針となる基本計画の策定に、進んでいかれるものと思いますが、議員である私

も一町民として、大きな期待と、できる協力をしていきたいと考えております。

そのような意味から今回の一般質問は、高森町を代表する歴史的な地域資源であります、高森湧水トンネルについて、高森湧水トンネルと周辺整備として質問させていただきます。

この高森湧水トンネルにつきましては昭和48年12月、高森から高千穂までの23.2キロを結ぶ鉄道延長工事として着手されたものでありますが、私が建設課水道係として勤務していた、昭和50年以降、度重なる失水により町の水源が切断され枯渇することとなり、町民の皆さまも日々の生活をも脅かし、担当者として昼夜を問わず、飲料水の供給に苦慮した思い出があります。その後、鉄道建設公団から保証金と共に町へ譲渡され、今日の安定した飲料水、農業用水の供給となり、取水地であります、飲料水や農業用水に影響がない箇所を公園化を図り、現在に至っているものであります。公園化当時は坑内の温度が一年をとおし一定であることと、水源としては他に類を見ないことと重なり、県内外から多くの観光客がおいでで、町としても、観光面でも財政面でも大きな期待をしたものであります。その後数年が経過し、その賑わいが現在も継続しているのか、今後の高森町の観光を語る上でも非常に関心があるところであります。

そこで初めの質問は、現在までの観光客数の推移、収益面を含めてどのような状況であるのかお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 2番 後藤議員の質問にお答えいたします。現在の観光客数と入園料、その他についてのお尋ねについてお答えいたします。

まず入園者数ですけれど、平成9年の7月開園以来ピークは、平成12年の31万人の入園がっております。その後、平成18年まで大体20万人前後で推移し、平成19年に18万人台となっております。平成24年度では10万2,072人となっております。ピーク時の平成12年度の約33%となっております。ですから67%減ということです。

入園料につきましては、平成13年度までは賛助金として徴収しておりました。平成14年から平成15年の8月までは入園料を条例で定めまして大人100円の入園料を徴収いたしております。その後平成15年の9月から300円に値上げをしております。入園料の収入のピークは平成16年度で7,300万円ほどありました。現在は2,800万円と約4,500万円の減額、ピーク時の38%という数字になっております。

支出面ですけれど、支出面は主に徴収委託とか保守点検委託、あとトイレとかの浄化槽の管理委託、トイレの清掃委託等で約770万円ほど支出しております。ですから、平成24年度の収支としましては、2,800万円の収入に対しまして800万円の支出で、約2,000万円が収入、超過というふうになっております。

湧水トンネル公園の整備につきましては、ご存じのとおり、平成17年から平成21年にかけて、町づくり交付金事業において、湧水トンネルの外側の噴水とか棧橋、つまり八ツ橋の整備を行いまして、入り込み客の増を図ったものの、現在は減少の一途をたどっているわけでございます。またトンネルの内部につきましては、住民の方でご存じない方もおられると思いますが、入園料を徴収している関係上、補助事業が受けられないため、ここの整備につきましては、単独整備を行わざるを得ないという状況であります。

町づくり交付金事業は、そもそも湧水トンネル公園の入り込み客の増加を図りまして、観光交流センターへ誘導することにより、中心市街地の活性化をすることを目的としておりましたが、先ほどから申し上げますように計画どおり進んでいない現状であります。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 自席から失礼いたします。どうもありがとうございました。

答弁にもありますように、年々減少していることが伺えます。特に入り込み客は3分の1に減少したということでございますが、これまで町としては、その改善策として施設整備やイベントの開催、七夕祭りやクリスマスファンタジー等の取り組みを行ってきましたが、今言われたように、その減少を食い止めるまでには至っていないというご答弁であります。ちなみに隣村の白川水源をとおりますと、平日でも多くのカップルや団体客、さらには大型バスが止まっていることを良く目にします。非常に厳しい状況ではあろうと思いますが、何で高森町と南阿蘇村ではそのような差が出るのか不思議でなりません。そこで良く聞く話として、駐車場問題や公園内に緑地がないなど、さらに分水嶺の町であるのに湧水池に流れている水面には藻が繁殖し、見た目にも悪い印象を受ける。さらに両面のコンクリート壁がむき出しとなっており、違和感を感じる等の話を伺います。本町でも駐車場の確保や施設内の整備を行ってきましたが、このような話としては、町当局としても既に承知のことと思います。そこで今後の施設内の整備計画等があればそのお考えをお聞かせください。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

施設内と外について、分けてご説明したいと思いますけれど、まず施設外ですけれど、これにつきましては、先ほどから申しますように、補助金を受けられる状態です。これにつきましては昨年度、地方自治研究機構と共同で実施しました調査、研究で、湧水トンネル公園は重点整備地区として抽出されております。本年度策定する観光立町の基本計画で具体的な整備方針を策定して、それを実施していきたいというふうに考えております。ただ、昨年度に今後の基本計画の策定の参考にしてくれということですが、九州地方整備局のほうから、社会資本整備に関する連絡会議というのが設けられております。その中で、湧水トンネル公園の現状調査に来られたときに、外側のほうの指摘をされたことをちょっと申し述べておきます。

まずトンネル公園と現在発掘されております、幅・津留遺跡との関連について、整備するべきではないかということと、フェンス、ガードレール等が錆びたり、フェンスがあって景観を壊している。その取り替えとか先ほど議員が言われたような壁面の緑化、これについてもご指摘がっております。それと駐車場の舗装や線引き、それと観光客の回遊性の検討、これが必要ではないかというような指摘を承っております。

以上がトンネル外部の検討です。

それとトンネル内部につきましては、先ほども申し上げましたように、補助金、交付金を受けられないため、単独整備しかないわけですが、先ほども申しましたように、一応観光立町の基本計画で定めてはまいります。今のところでは地元の有識者が提案されていることは、町内の方で特技を持った方がいらっしゃる。その特技を持った方の作品を展示するスペース、ゾーニングですが、それを行ったらどうかという案が出ております。それとかこれは山口県の岩国市にあるのですが、やはりトンネル内をブラックライトで幻想的な空間をつくり出す。そういうふうな方策をしたらどうかというふうに伺っております。先ほど言いました、町内の方で特技を持った方というのは、あそこは水分が多いもので、なかなか難しい問題がありますけれども、竹明かりとかステンドグラスとかそういうような特技を持った方がいらっしゃいますので、そういうようなのを活用したらというふうに現在考えているところです。いずれにしても観光基本計画が大元になりますので、その計画策定の段階で提案していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいまご説明いただいたようなことを今後も継続的に行っていただき、観光客の増加に向け努力をお願いしたいと思います。

さて数年前、西側駐車場として利用されていた借地を購入され、災害備品の備蓄庫及びトイレ等が設置されておりますが、朝夕駐車場前をとおりますが、満杯になった状態を見たことがありません。その上、現在も借地として2カ所の使用料を払われています。年々観光客が減少している中、なおも借地が必要なのかお答えをお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 湧水トンネル公園の駐車場の借地についてご説明いたします。

駐車場として利用している土地で、民地を借用しているところは、水汲み場の近くの東側駐車場で、約2反、1筆の2反であります。それと踏切近くの西側駐車場に2筆ですけれど、1反5畝。いずれも1年更新で借地契約をしております。もちろん駐車場として利用しているわけですが、この借地のところも入園者が20万人とか30万人あった頃に借用したものでありまして、また西側には広範囲な面積を買収した経緯がありまして、西側の駐車場につきましては、ほとんど利用されていない状況が続いているのであります。以前、前町長の藤本町長時代ですけれど、この駐車場と買収した駐車場の一部、それとその西側に広がる田んぼを利用してパークゴルフ場として検討したことがあります。ですけれども、面積的にゴルフ場と比べた結果、狭いということでそのパークゴルフ場の計画も頓挫した経緯が残っております。従って担当課としましては、地権者へ戻すことを含めて検討中ですが、ご覧のとおり実態を見てもらうと分かると思いますけれど、町道と購入した駐車場の間に借地があります。そこは三角地帯のようにして残っております。なかなか地権者へこれを戻すということも言い出せないところがあって、これといった有効利用が現在見い出せないというのが現状であります。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ありがとうございます。

これまでの質問は主に現状とこれまでの改善策について伺ってきました。観光客の増加を図ることは、非常に難しい面もたくさんあり、質問のようにはいかないの

が現実であることは承知いたしております。

そこでこれからの質問は私の考え、またこうあってほしい等の願いを込めて質問をしたいと思います。

まず観光地で一番大事なことは、道路アクセスではないでしょうか。私自身、朝夕に県道熊本・高森線を利用いたしますが、近年俵山トンネルの開通により高森への車の往来が非常に多くなってきているのを目にします。高森においででの観光客は高森町と南阿蘇村の境から町内に入るには狭い町道を走っておられ、離合の際に危ないなと思ったこともたくさんあります。その意味からも県道熊本・高森線の早期完成が急務となりますが、現在までの推移と道路完成の見込みについて伺います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 工藤英二君。

○建設課長（工藤英二君） 2番 後藤議員のご質問にお答えします。

本道路は当初平成19年度から調査が始まり、平成23年度に調査終了予定でありましたが、調査中に佐賀県の遺跡に匹敵する重要な遺跡であることが判明しました。そのため調査が平成26年度まで延長となり、そのあと平成28年度に全線改良工事が終了予定です。先週、県に出張しまして、相談しましたが、埋蔵文化財の調査が最優先という回答しかいただけませんでした。ただ、平成24年度に災害対策で一部調査が遅れていましたが、今年度調査費用の増額及び調査方法の見直しを行い、平成28年度の完成は今のところ変わらないということを再度確認し、合わせてさらなる早期完成を振興局のほうに要請してまいりました。

以上、報告します。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま答弁いただいたとおり、本工事箇所には幅・津留遺跡の存在があります。特に県内最古の花弁状住居跡をはじめ、縄文時代早期、弥生時代中期末の人々の痕跡が見られ、貴重な遺跡であることは十分承知いたしておりますが、この道路建設に貴重な土地を提供された多くの人は、通行が便利になることに加え、観光客を見据えた新たな農業展開を計画されていた方々も、たくさんおいでであるということも聞いております。その意味からも町は県に対し早期完成を強く呼びかける必要があると思いますが、そのような取り組みをされてきたのか、また今後されるのかご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 後藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは観光立町基本条例、そしてこれから進む基本計画に向けて協力をいただけるということに関しまして、お礼を申し上げたいというふうに思います。そういう中で議員の地元でもございます、この高森一番の観光地であります湧水トンネルについてご質問をいただいております。その中で1に現状報告、それについての改善策。そして2に借地に対して、これから先も借りていくのかというご質問でした。そしてその中で現状を踏まえた上で、これからどうしたほうがいいのかということで後藤議員の提案として、一番にやる必要なことは、道路のアクセスではないかという問題点だというふうに認識をいたしております。そういう中で、先ほど議員がおっしゃったように、この大変希に見る幅・津留遺跡の縄文時代から、弥生時代にかかわる大変貴重な遺跡が発掘されたわけでございます。議員におかれましては、行政経験が大変長くございますので、私よりも詳しいと思いますが、行政というのは縦割りでございます。はっきり申し上げまして、県のこの担当によって、やはりその課のセクションによって、一方では遺跡をどんどんしっかりしたい。一方では道路は最初は計画していたのに、遺跡が出たのでやはり計画も変更しなければいけない。やはりそこに労力もいれば、計画変更も必要になってくるので、なかなか住民、県民の前ではちゃんとしたことは、発表はするものの、実際はどっちが進む、どっちが止まるという部分があるということは、私は正直なことではないかなというふうに思っております。そういう中で、県道熊本・高森線の早期完成に向けてのこの要望に関しては、どうかということでございますが、当然、前建設課長の廣木課長の時代、そして今の建設課長の工藤課長の時代にも毎年県のほうに陳情を行っております。またこれは個人的なことでございますが、この県道熊本・高森線、通称俵山トンネルを抜けての道は、私の父が県議会議員の時代に、副議長の内々定を受けたにも関わらずそれをやめまして、国対委員長としてこれを実現に政治家として尽力をした。私にとっても非常にこれを完成させるのは、一つの私の政治家としての役割ではないかと、目標ではないかというふうに思っております。そういう中で、高森町のこの平成28年の完成に向けての陳情、要望に関しては、これは県が私が町長に就任いたしました後には、もう早速この県道熊本・高森線が非常に重要であるということを打ち出していただいております。それはやはり高森町が元々主導して、この俵山トンネルを開通させ、そして当初の予定であれば、今議員がおっしゃる地元のところまでの道は、とっくの昔に完成しているわけでございます。それも現状、南阿蘇村のアスペクタの十字路のところから、二子石に入る道が、非常に幅員が狭くなっておりますが、元々私の父が当初予算を組んだときの、県が示し

た内容によりますと、本来であるならば用地買収も含めまして、また道を曲がって高森町に届くというような計画も、当時はあったわけでございます。ということもこれは県のほうももちろん資料で残っております。それと同時に、政権与党であります自由民主党のほうに働きかけまして、ぜひ高森町ももちろん平成28年度まで完成をしていただくことは当然である上に、もう一回このアスペクタから先の、あの十字路から先の構想を少しは考えていただけないか、少しでももう一回考える余地はないのかということも、個人的に水面下で働きをかけている次第でございます。何はともあれ、観光立町を達成するために大変重要なアクセスであることが1点。それと今回、中九州横断道路、そして57号線の4車線化がほぼ実現が可能だというふうになっておりますが、それと同時に、阿蘇地域に関しての災害のときのもう一つの主要道としてこの県道熊本・高森線というのは、大変有意義なものであるという認識の元、これから以降も陳情を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） どうもありがとうございました。

私も津留公民館で開催された地元説明会に出席いたしましたが、そのときのお話では2年前になりますか、東北災害の復興予算にこの事業費が回されたということで、先ほど建設課長が述べられたように、当初の計画は少し遅れて平成28年度まで工事がかかるということでございますが、現在の状況は少しずつまた変わりつつありますので、そういった意味でも、町として粘り強く国、県への働きかけをしたいいただき、早期完成をしていただきたいというふうにお願いするところであります。

次に町営住宅の建替えについて質問します。

私が常日頃から疑問に思っていることは、観光地と町営住宅の共存問題です。当地の場合、町営住宅地の横に観光地ができた。すなわち町営住宅地が先に建っていたわけではあります。現状を見てみますと昭和40年代前半に建築された、簡易耐火平屋の住宅団地で、耐用年数を裕に過ぎており、特にトイレの水洗化もされていなく、高森町公営住宅ストック総合活用計画では、一次、二次、三次共に建て替えの判定となっております。そこでいつ頃の建て替えをお考えなのか、また町長には建て替えの際、同地区の別の場所への移設もあり得るのかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 工藤英二君。

○建設課長（工藤英二君） 後藤議員からのご質問に、村中B団地建替えについてです

が、本住宅は湧水トンネル駐車場に隣接し、住宅の生活が丸見えになり、非常に観光立町を目指す高森町としては対策が必要と感じております。当団地は議員が先ほどのようなご指摘のとおり昭和43年から昭和45年に建築が終了し、すでに43年が過ぎ、耐用年数を過ぎています。また19家族45名が現在居住されております。公営住宅ストック総合計画では村中B団地を同じ場所に建て替える計画はなく、現中川原団地に新たな団地を建替え、村中団地跡地は観光施設として利用することになっております。しかしながら現実的には村中B団地に限らず、古い住宅は住宅家賃が一番安いので400円。通常村中B団地は3,000円から9,000円以下であります。新規住宅を立て替えて移転した場合、段階家賃を5年間を制定してもかなりの負担増となります。また他の住宅で転居をお願いした経緯もありますが、年配者は特に子どもをそこで育てたということがありますので、思い出もあり、このままここに住みたいという強い要望もあることも事実です。そのような状況でありますので、まずは入居者に対して本年度アンケート調査を行いまして、基礎資料として入居者の意向を踏まえた上で、来年の総合計画で検討したいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

2番議員の後藤議員の現状の報告のあとの改善策について、今後はこのストック計画はなされているが、それに対しどういうふうに現状進んでいるのかということの質問と、私に関しましてはこの跡地の問題をというか団地をどこに移動するのかというご質問でございました。

まずは、議員は行政の職員だった現職時代に、この高森町公営住宅ストック総合計画ということをご承知だと思います。計画の中では、村中団地は当地区の建て替えの計画はございません。そして現中川原団地に新たな団地を建替え、現村中団地の跡地は観光施設として利用することに、その計画上なっております。そして5年前の藤本前町長の時代に、それをまた継続審議という形で継続されたわけでございます。そういう中でやはり私は今、建設課が考えているこのアンケートというのは非常にいいことだなというふうに思います。それは2番議員の政治家としての理念であります、地域の声をしっかり町政に届けるという、典型的なアンケート調査に関しましては、特に地元ですので、そこは議員も配慮される、考えられると思います。そういう中で実際に団地の建替え、移設等々のこの中の問題で一番大事なことは、私はやはり良いことばかりを言うことではなく、しっかり情報を公開していく

こと。例えばやはり高齢者の方に先ほど建設課長が言いましたとおり、400円から900円くらいの中での安い家賃の方に、ここは新築に立て直して良かったですね、とそこまではみんな言うのですけれど、家賃も5倍も6倍も上がるのですよということをちゃんと行政は果たして今まで言ってきたのかと、そこが実は一番大事であって、その部分をしっかり伝えた上でアンケートの調査もさせていただきたいというふうに思います。また調査結果におきましては、これは地元の議員ですので一番これを参考にさせていただいて、それから新たな形のストック計画をもう一回見直すにしろ、そこにしっかり反映させていきたいというふうに思っております。例といたしまして、もし例えば建替え等があれば、いま町が持っている町有地がございますので、その中の選択としてやはり、例えば昨年議会にお願いをして提案いたしました、畜協の跡地とかいろいろ町が持っている土地がありますので、そういう中での計画になるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） なぜ移設の質問をしたかと申しますと、一つ目は先ほど申しました、観光地と町営住宅地の共存の問題です。町営住宅入居者にとっても高森湧水トンネルとあまりにも隣接しており、日々の生活環境において観光客の目が気になるのではと考えたからです。

二つ目は、高森湧水トンネルの一番良い場所に憩える場所がないことです。このため移設が叶うならば、町営住宅地跡地に緑化公園化を行い、憩いの場所を提供してはと考えます。このことにつきましては、現在もそういう考えでおられるということで、安心はいたしております。さらに現在のトンネル坑内への侵入口は、南側に設置してある借地、駐車場からは反対側に設置された鉄骨の階段を利用することとなりますが、高齢者や小さい子どもにとっては、上り下りが非常に苦となっております。特に車イスでお越しの観光客にはその利用ができない状況であります。

そこで提案でございますが、坑内のコンクリート擁壁の一部を開放し、緩やかな車イスゾーンの設置をしてはと考えます。三つ目にはその新設した道路が非常時の脱出通路ともなるからです。合わせて借地として使用している2カ所のうち、南側の駐車場は、現在もメイン駐車場として利用されていますが、西側の駐車場は全くと言っていいように利用されていない現状であります。使用しない借地はお返しになることも必要と考えますが、私はその箇所の有効利用として、例えば季節の花々等を植えるなど、緑化に努めてはと考えます。例を挙げますと種類の違う花で、町

のマスコットである風まるを描く。そしてそれを眺める木製の展望台を設置するなど、新たな観光名所づくりに取り組んではとありますが、町長のお考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。もちろんアンケートを取るわけですが、例えば移設をするというふうになったときに、やはり跡地の利用としては、憩える場所、緑化公園等々がやはり緑という部分が、大変重要ではないかということでございます。それはやはり当然でございます。何と言いましてもやはりこの観光地というのは、子どもから高齢者まで来るわけでございます。まずは安心で安全でないといけないということです。そのためにはこの気持ちの高ぶりとかが落ち着くこと、あれだけ大きな駐車場を持って車の通行量も多いわけでございますので、やはり緑という部分に関しては非常に必要、視覚的にも必要なものというふうに認識をいたしております。

また提案といたしまして、その車イスゾーンの設置に関しまして、またそれを非常時の防災等も兼ねていると思っておりますが、脱出の経路にするということは、これは非常に検討する価値があるのではないかとこのように思っております。

三つ目の先ほど前の質問で挙がりました借地に関して、もちろん返すのも一つの手であるが、やはり有効利用をすることはどうだということ、これもこの花を植えていって、それを例えばの話、風まるをいろんな花で描くというようなことでございます。大変参考になる提案ですので、先ほど甲斐課長が申しあげましたように、この観光立町基本計画のこの重要地点、地域に湧水トンネルは含まれておりますので、その中でやはりこういう部分もしっかり議論をして取り入れていかれるところは、取り入れていくべきではないかというふうに思っております。大変有意義な参考の意見、また提案として受け止めさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 前向きにお考えいただくということで、ありがたく思っているところでございます。

最後の質問となりますが、この高森湧水トンネルのある場所は、皆さんもご存じのとおり市街地から少し離れたところで、近年住宅建設が進んでいる地区で、またその周りには、施設園芸や農地も数多く存在しています。この地区も他の地区と同様に高齢化比率が非常に高く、後継者がいないことから農地を手放す者や、他の農

家に土地を貸し付けるなど、耕作放棄者も増えてきている現状であります。このようなことから、その農地を町が借り受け、また既存の農家と共同して都市との交流、体験型農地等々として活用し、観光と農業をタイアップさせた新しい展開を図ることが必要ではと考えます。今年から開催されている高SPO主催の泥りんピックや農業体験教室は、まさに都市との交流、体験型農地等の模範となる取り組みであり、自分で植えた作物の成長を気にすることと、季節季節には家族を連れて必ずお越しになることと思います。合わせて当日見物においでになった地域の皆さまからも良い取り組みだとの話をいただきました。幸いに近くの農家でもこのような取り組みを行っている農家の方々も当地におられます。また新たな農家の方の参加をいただきながら、観光立町による町づくりを進めてはと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。体験型農地等の拡大、交流の考えはということでございます。これは体験型の農園や、例えばこれは農園等も一緒だと思いますが、私の政策集に載っておりますので、現在政策集を精査している中で取り組む価値があると、検討中であるというふうに出ていると思います。またある一部では取り組んでいる。それはすなわち先ほど議員がおっしゃった先般のイベント等でございます。また私もあのイベントに参加をさせていただきました。本当に行政もそうでございますが、地域の方が一緒になって年代問わず大変楽しまれておりました。また地元が楽しむということは、よそから来られた方も非常に楽しいわけでございます。ぜひこの体験型農地等の拡大、拡充また新しい展開の考えというのは決してやらないのではなくて、やる方向に積み上げていくべきというふうに考えております。具体的なことは、これは教育委員会のほうの答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 今のご質問ですけれども、先般、昨年平成24年度は初の体験として高SPOでウォーキング大会をやっております。この中では参加人数が約300名ですが、これにつきましても試験的にやってみたということで、これも交流ということで、10番議員もいらっしゃいますけれども、地元の老人会、前原の老人会のほうにもいろいろ出し物というか、お漬物など出していただきまして、非常に地元の老人会の方とウォーキングされている方が、お話をしたりとかということで、高SPOでは基本的に地域の方、関係者を取り込んで事業を実施

しております。泥りんピック、農業体験につきましては、高SPOのスタッフ、行政も一部加勢はしておりますけれども、ほとんどがスタッフの方、それからJA青壮年部、4H、それからさらには商工青年部と、それと今できています女子会、こういう方々のご協力をいただいております。さらには行政でも農業体験がありますので、農林政策課のほうもかなりスタッフを出していただきますと同時に、農業体験教室なんかの取り組み事業計画まで含まれて入っております。

今後につきましては、せっかく来られた方の収穫体験ということで、2回ほど計画をしております。その中には当然地元も入っていただきますので、非常に地元と来られた方の交流も進んでいるということでございます。さらには、今度第2回ウォーキングということで、さらに規模を拡大させまして現在計画中ですけれども、20キロコースと8キロコース。それもどうしても平坦部のほうに事業は集中していますので、現在コースとして考えています20キロコースは、ちょっとハードなのですけれども、清栄山を超えて赤羽根を抜けて休暇村の上まで来て、そして休暇村、町民体育館のほうに集合ということで、この一つの狙いは、また草部地区の方にも協力いただいて、参加された方との交流が進めばいいかなと。それと高森は決してこんな平坦部だけではないのですよ、こういうところもありますよという紹介も兼ねております。さらには、この農業体験教室等々についても、次年度はもう少し拡大をして、いろんな方を巻き込んでやっていきたいなど。それからもう一つは交流ということで、現在まだ不確定要素も大分あるのですけれども、県内の他の総合型スポーツクラブの方と連携して、高森町のほうで、交流駅伝大会なるものを計画しようかということで、まだ素案の段階ですけれども、それも現在計画しております。高SPOだけで規模をどんどん拡大していきますと、今言いましたように、もちろん行政の私たちも入っておりますが、基本的には地元の方の運営で成り立っております。どこまで規模を拡大できるかということで、やり過ぎますと返って不評も買いますので、そこは一回一回実証しながら、先般やりました農業体験、ウォーキング等も実施をしながら、まずいところを改善しながら、対外の方にもたくさん参加していただく。教育委員会は基本は本来地元住民に対する事業が本来ですけれども、それは当然地元の方もたくさんスタッフとして参加していただいて、町外の方との交流をどんどん進めていただくということで、今後も教育委員会、高SPOでは事業を拡大しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

体験型農地等の拡大ということですので、政策推進課としての考えをちょっと述べさせていただきますと思います。

政策推進課としては、先ほどから申しておりますように、具体的には本年度策定する観光立町推進基本計画の中で、この幅・津留遺跡の観光としての取り組みを検討することとしておりますが、今のところこれは以前の議会の一般質問でもお答えしたと思いますけれど、遺跡発掘ボランティアツーリズムということを考えております。どういうことかと言いますと、現在発掘している遺跡で、道路部分だけなのですけれど、その周辺の農地を田んぼ1枚ぐらいですが借り受け、また買収しまして発掘ボランティアを主たる商品とした、観光振興を実践することを考えております。具体的には、あそこが現在縄文とか弥生の遺跡が発掘されておりますので、そのレプリカ商品を作ったり、焼畑伝承料理の開発や販売、また遠く北海道のほうで、北の縄文がありますけれど、北の縄文と南の縄文ということで、その連携による事業を考えております。しかしボランティアツーリズムも取り組みの当初は遺跡フィーバー等で、一定期間の活性化は望めると思いますが、福岡にちょっと行ってきましたけれど、歴史資料館等を見てみますと、やはりかなり慎重な検討が必要ではないかというふう考えている次第です。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） どうもありがとうございました。

高森町にはたくさんの自然、農産物、歴史、文化、産業などの様々な観光資源が存在しますが、それらの資源を活かした新たな観光施策を展開することで、観光立町による町づくりの推進を大きく前進するものと確信しております。とりわけ高森町の玄関口である、当高森湧水トンネルの施設整備と周辺整備を行うことで、開設当時の賑わいを取り戻し、その観光客が街中の商店へ、また至るところに点在する町内の観光地へ足を運んでいただく、高森湧水トンネルがそのための拠点となることを期待し私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さんこんにちは。1番 宇藤です。

5名の議員たちがそれぞれに一般質問をされ、6番目ということで、お疲れのところだと思いますが、最後の一般質問でございますので、よろしくお願いします。

また、昨年度の九州北部豪雨災害から早くも1年を迎えようとしております。町執行部におかれましては、大変な1年だったと思いますが、いち早くいろいろと対応をしていただき感謝申し上げます。住民にとりましては、安心して暮らせるように、なお一層の取り組みをよろしくお願いいたします。

本日の一般質問ですが通告に従いまして、高森温泉館、朋遊館の現状及び今後はこのことについて質問させていただきます。

まず初めの質問ですが、高森温泉館、朋遊館の経営の状況はこのことについて質問させていただきます。

指定管理から町直営となり1年が経っておりますが、はっきりとした経営状況、数字が出ていると思いますので詳細にご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 1番 宇藤議員のご質問にお答えいたします。

高森温泉館の経営状況はこのことですので、まずは入館者数と収支面についてお答えいたしたいと思っております。

平成24年度の入館者数は12万7,830人です。これを開館日数、1年365日のうち288日開館しております。それで除しますと、1日当たり444名の入館者となっております。月別で1番多かったのが、平成24年8月の1万7,219人。1日当たりになりますと、574名となっております。1番少なかった月は、ちょうど1年前ですけれど、平成24年6月の9,046人。1日当たりになりますと362人というふうになっております。これは開館当初の平成7年に比べますと、平成7年の総入館者数が40万293人です。これでパーセントでいきますと、68%減というふうになっております。

一方収支状況ですけれど、まず収入面ですけれど、入館料、これは家族湯等の入湯料も入っておりますけれど、入館料、売店売上、ロッカー使用料、店舗使用料等で総合計で、平成24年度で3,238万4,000円となっております。これには入湯税の568万4,000円は含まれておりません。先ほどと同じように、最も入館者の多かった8月で462万9,000円の売上。最も少なかった6月で218万4,000円と、月によって半分ぐらいの数となっております。

支出面では、人件費をはじめ一番多いのは人件費と燃料費ですけれど、総額6,287万円で、先ほど収入面を申しましたけれど6,287万円から総収入の3,238万4,000円を差し引きますと、支出超過で3,048万6,000円というふうになっております。この支出には、指定管理者の時代との比較もありますので、

大規模修理が含まれておりません。大規模修理につきましては、この他に483万1,000円かかっております。この主なものは、大広間のエアコン修理とか各男女の浴室に入る前のトイレの洋式化とか、それと泉源ポンプの配電盤の取り替えを行っております。これが歳出面でプラスされるわけなのですが、これと先ほど申しました入湯税、これは別な収入となっておりますけれど、568万4,000円を収入に入れますと、差し引きで支出超過が2,963万3,000円となっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 総務課のほうで、朋遊館は管理しておりますので、私のほうから朋遊館の管理状況、それから経営状況を報告いたします。

ご質問の朋遊館の経営状況につきまして、昨年の入浴者数で申し上げますと、4,432名で入浴料ベースで言いますと、66万9,400円です。なお、今データで残っておりますものをご紹介いたしますと、平成11年に開所いたしておりますが、平成19年度ベースのデータがありますのでご紹介いたします。平成19年度では入浴者数が8,329人。入浴料では116万8,000円でございます。約45%程度減少いたしていると思っております。なお朋遊館の収入には入浴料と会議などで使用する朋遊館使用料がございます。その支出項目には賃金、消耗品、燃料費、修繕費、委託料などがございますが、それらを合計いたしまして、平成22年度から平成24年度までの3年間の収支についてお答えいたします。

平成22年度収入が98万450円、支出803万6,775円。差し引き支出超過でございます705万6,325円。続いて平成23年度でございますが、収入83万9,100円、支出944万2,047円。差し引き支出超過の860万2,947円。平成24年度を申し上げます。収入は76万8,000円ちょうどでございます。支出は746万8,358円。差し引き支出超過の670万358円となります。

以上、経営状況についてのご説明といたします。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 自席から失礼いたします。

2つの経営状況がはっきりいたしまして、今聞いたところで合算しますと約3,500万円ですか、2,963万円と600万円。3,500万円くらいの赤字が2つの施設で出ているということでありまして、数字を聞きまして本当に驚きました。

このことを町民の人が知れば、本当にこれは赤字が出ているなというのが歴然としておりまして、この中で先ほど利用人数のほうが出ておりましたが、例えば高森温泉館の場合ですけれど、昨年度町直営となつてからの1日の平均利用人数が分かるならば教えていただきたい。町内だけです。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 先ほどお答えしたのは、1日当たりの町内、町外含めた人数でしたけれど、町内だけということであれば、入館者数が7万4,125人です。うち開業日が288日ですからそれを割りますと257人が1日当たり入館されているということです。町内です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、ありがとうございます。

町民は7,000人ほどおられますが、本当にわずかの割合の利用なので、このことにつきまして、先ほどの赤字また利用人数、このお答えの中で今町民の中で、ちょっとたくさん赤字が出ているのに何も改革しないのか。例えば料金を上げるとか、無駄使いをされるなら税金を払いたくないですよという意見も聞きます。そのことにつきまして町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

高森温泉館のこの赤字について、去年の議会等々でも申し上げましたように、1年間のこの実数をしっかり把握しなければいけないということで、この1年間直営にさせていただきました。なぜ1年間かと申しますと1年経たなければデータがしっかり出ないということが1点。それともう1点の一番大事だったのは、この指定管理から直営に、去年の平成24年の3月議会終了後に、高森町の町民の方がつくられた高森温泉館を守る会からの要望で、早期営業再開、現状サービスの維持、すなわち現状サービスの維持と申しますと、全て今のままでやっていただきたいということを約430名の署名が直筆でなされた分が、私宛に提出されたわけでございます。一般的に考えまして、値段を上げればいいではないかという意見も出ることは重々承知いたしております。でも一方では町民の方が、430名の方がそのままの値段でやっていただきたい、早期再開をしていただきたいという意見があったというわけです。とするならば、やはり1年間はしっかりデータを出さなければそれは根拠にならないというふうに思っております。やはり地域の声をしっかり吸い上げるという点では、これだけの要望が出るとするならば、やはりその精査の期間

というのは、必要であるというふうな、判断の元そのようにさせていただきましたので、どんどん、どんどん、広報等で、開示をしていくと同時に、やはり赤字になれば今までも赤字だったわけですが、何をやっているんだと声が出てくるのは重々承知した上で、やはり一方で町民の方がこれだけの方が、そのままやっていただきたいという要望もあったということで、しっかり精査するために1年間そのままの値段でさせていただきました。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1年間ちゃんとした数字を出すように、町民のほうにしっかり答えていくために1年間精査したいというお答えでした。

その中で、この2番目の質問に入りますけれど、運営協議会がいち早く設置されて会議がっております。その会議の内容を聞きたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 運営協議会の会議の内容はということですが、この温泉館運営協議会は、平成24年の4月に設立されております。委員8名をもちまして開催しておりますが、平成24年度で9回開催しております。平成25年度、現在3カ月経っておりますけれど、まだこれは開催しておりません。

協議会の内容につきましては、まず第1回目から3回目につきましては、今年の平成24年の4月にそのひと月で開催しております。と申しますのが、指定管理者から直営に転換しました。その転換に関する諸事項の協議を行っております。例えば営業時間をどうするかとか、休館日をどうするか、物品販売のやり方、今までリース物件があったのをその処理をどうするかとか、優待券が出してあります。その優待券の処理をどうするかとか、そういうのをこの運営協議会の中で検討しております。

それと保健所の許可、つまり今まで指定管理者で運営していたわけですが、直営にした関係上、保健所の許可を取り直さなければなりません。ですからそれがありましたので、再オープンをできるだけ早くという声は聞いていたのですが、結果的に行政としては、5月1日からということでしたが、保健所の許可のほうに幸いに早くおりましたので、4月29日から営業しております。つまり4月は2日しか営業しておりませんが、4月29日から営業しております。それと4回目は、5月に開催しておりますけれど、これは当町内入館者の延べ人数分かっているのですけれど、実際に来ている人数、これを調査したほうがいい

のではないかとということで、スタンプカードを各個人に配って、10回から1回無料にしますということで、そのスタンプカードの数を数えることによって、実人数者の把握を行いました。これは一応9月まで行ったと思いますけれど、それによりますと450名前後の実人数が出ております。ですから、町内で450名の方が何回も来られて、その延べ人数になっているということだと思います。この数値が、先ほど町長が申し上げました、高森温泉館を守る会から430名の署名が挙げられております。それと似通った数字になっているということです。それと5回目から7回目は6月から7月に行っておりますけれど、これは主に泉源ポンプの故障が頻繁に起きました。2回起きております。その対応策を検討しております。それと第8回を9月に行っておりますが運営状況の広報配布、ですから今出しておりますけれども、運営状況について広報で月々配布する、これをこの第8回で決定しております。それとこの時点では、丸1年間精査することが、私たちのほうに理解が足りませんで、アンケートをできるだけ早くしたいということで、この時点でアンケート調査の検討を行っております。11月に泉源ポンプもやっと修理が収束しましたので、その取り替え工事の経緯について説明し、また収支の報告と年末年始の営業について協議しております。大体それが9回ですけれど、その後開いておりません。今年も1年間の収支が5月ぐらいにしか分からないこと、それとアンケート調査がまだできていなかったことで、本年度もまだ開いていない状況であります。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 協議会の内容を聞いて良かったのですが、この中で4月から始まって、1年間やって4月が来た時点で丸々1年経っているわけですよね。その中で、その1年間来たところでアンケート調査や収支報告が遅れているのですよね。まだアンケート調査等もされていないと思いますけれどなぜ遅れたのですかね。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） アンケート調査については、当初町長のほうから申し上げていたと思いますけれど、4月から直営による運営を始めましたので、4月いっぱい様子を見ると。ですから、その後しかアンケート調査はできないわけですよね。ですから一応平成24年度の収支につきましては、3月いっぱい閉めておりますが、支払い等の関係、請求の関係でやはりどうしても4月いっぱいかかるわけです。ですからすぐにとすることはちょっと無理な面もあります。

それともう一つは、アンケート調査の内容について、その内容の詰めに時間がか

かったということで、それがアンケート調査が遅れた主な原因でありますけれど、明日運営協議会を開催いたしまして、アンケート調査はこういうふうな、ここに出しておりますけれど、この形でやりますということを説明しまして、6月末までには発送予定としております。ですから住民登録なる全世帯の約2,800世帯につきましては、6月末までに発送予定としております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） アンケート調査を6月に発送するということになりますと、そのアンケート調査を集計し町民に知らせ、それを回収しますよね。それをまた回収した内容を町民のほうに知らせる、これはいつ頃なのですか。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） アンケート調査につきましては、6月いっぱいには配布し、7月いっぱいをめどに職員が回収にあたります。というのができる限り100%に近い町民の方の意見を反映させたいし、またその町民の真の声を元に今後の運営を検討したいということで、職員が回収にまいます。それでその後集計をいたしますけれど、集計につきましてもやはりやってみないと分かりませんが、1ヶ月くらいかかるのではないかというふうには思っております。その後、町としては、そのアンケート調査を元に今後の運営を検討したいというふうを考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問に補足いたします。

アンケート調査が現状6月になった理由というのは、先ほど甲斐課長が伝えたとおりでございます。4月29日から営業を始めましたので丸1年で4月いっぱいまで5月にこのことをやったわけでございます。アンケート調査の内容につきまして、これは今から協議会のほうに出すわけでございますが、まずはその詰めた内容は、高森温泉館直営に関するこれまでの主な経緯というのを8項目挙げさせていただいております。そして高森温泉館の開館からの収支計算、これは直営でなされていた頃、すなわち非常に収益が良かったころ、最初建てたばかりのころの時でもプラス1億円しか出ていないということです。委託のときはすでにマイナス1億円、指定管理のときはマイナス1億5,700万円。要は今年が約3,000万、2,963万円になっているわけでございますが、ほとんど同じでございます。この指定

管理に出していた年数のときの収入というのはございませんので0というわけです。右側に直営とは、指定管理制度とは、来客することとはと3つ詳しく分かりやすく書いております。例えば直営になりますと、町が直接温泉館を運営することで良い点、悪い点。良い点は運営に必要な雇用や資材の購入、飲食施設の設置等について地元、要は高森町の方に配慮することができる。また多少の費用が必要でも、町民の福祉の向上や健康増進といった目的のために運営することができる。これは良い点。悪い点と言いますと、やはり利益だけを追求して運営することは、大変困難です。費用が大きくなる傾向があると。また特別な法律を守る必要があるため、民間企業の運営に比べて柔軟性に欠けるということでもあります。指定管理制度とは民間企業や町以外の団体に運営を委託すること。良い点といたしましては、民間企業のノウハウを活かすことができるので、集客を向上させる工夫や経費の節減等によって利益を上げる運営が期待できると。悪い点といたしまして、利益を上げることを目指されていますので、地元の雇用や資材の購入、地元の飲食施設の設置等について地元への配慮があまり期待できないということです。指定管理に任せるとしても、町は相当額の運営費を補助し、要は修繕等に関わることはほとんどが町の負担金となるわけでございます。この1年間の赤字が約3,000万円が出ておりました。その数字に驚かれた方が、やはり1番議員にこれだけ赤字が出ているのにというふうにおっしゃられたと思いますが、指定管理をやっていた頃も公表してない頃も、要は同じだったわけでございます。それをはっきりここに明確に打ち出しているということです。そして売却することは、毎年2,000万円、3,000万円の要は今マイナスになっている分のお金はいらぬ。そして仮に売却できれば、固定資産税として約350万円が入ってくると。これも昨年議会にお願いをしてその調査費用を組ませていただいたわけでございます。売却することの悪い点と申しますと、約20年前の高森温泉館建設時の福祉の目的が達成されなくなるということです。また現実的に年数の経過した温泉館を購入する意欲のある民間企業があるかどうか不明だという、要はこの一連の説明を表のページにいたしまして、このページを見ていただいて、裏面がこのアンケート用紙になります。年齢、性別、お住まいの地区、温泉館をどれくらい利用されているか、裏面の先ほど見せた面を参考に、どういうふうにするべきかということを選択していただいていたかのような形になっております。例えば入館料について、営業時間について、閉館日についてどう思うかということを書いております。このアンケート用紙自体はA3の大きさで配られますので、現実的にお年寄りの方や、ある程度年齢が至った高齢者の

方でもしっかり文字がはっきり見える大きさに配布をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、ご説明ありがとうございました。

いち早くやはりアンケート調査を約束しておりますので、早く出していただいて、町民の方々に早くそれを集計して知らせるということが、私は行政としては一番重要ではないのかなと思いますので、早急なアンケートの実施、また回収、またその報告をよろしくお願い申し上げます。次の質問にまいります。

他の市町村の温泉の運営状況はということで、分かる範囲で結構でございますのでよろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 他市町村の温泉の運営状況はということですが、ちょっと時間が短かったせいで、南阿蘇村だけしか調べておりませんがご了承願いたいと思います。また、この南阿蘇村につきましてはレストランとか宿泊所を併設している施設がありますので、温泉に限って調べさせていただきましたので報告させていただきます。

まず白水温泉瑠璃ですが、入浴者数は平成24年度で約16万人、入浴収入が5,100万円です。同じく四季の森ですが、入浴者数が6万4,000人、入浴収入が1,828万円です。それと長陽にありますウィナスですが、入浴者数が11万7,000人、入浴収入が2,351万円です。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ここにホームページに記載されておりますが、阿蘇白水温泉瑠璃というホームページのコピーはございます。その中で私も南阿蘇村の村会議員にいろいろと知っている方がおられますので、いろいろと聞きまして、瑠璃温泉とかいろいろな運営はどうなっているのですかとということで資料をいただきました。その中で瑠璃温泉の収入のほうですけど、約1億8,000万円。それで先ほどから管理委託料で高森町のほうは1,900万円だったので、この瑠璃温泉に関しては200万円です。支出のほうも変わらずにいらいますので、ほとんど赤字が出ていないのですよね。四季の森温泉にいたしましても収入が1億3,000万円。そのうち支出があつて管理委託料も1,100万円です。これが500

万円くらいの赤字ということで、全然高森町と内容が違いのですよね。唯一ウイナスなのですけれど、ここは収入が700万円で、うち管理委託料が2,200万円。高森町と似ているのですけれど、ここが赤字が2,800万円となっております。何が言いたいのかと申しますと、高森町温泉には温泉だけ。でもこの瑠璃温泉と四季の森温泉は宿泊とレストランを併設しているわけです。ただレストランと宿泊を併設しているだけで、倍の収入が挙がっている。これはやはり高森のほうも注意しなければいけない点かなと思いますので、その点に関しまして町長はどのようなお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。大変個人で調べていただいております。私もこの数字は既にこの問題を提起する時点で、要はこの高森温泉館を直営に戻す時点である程度知っております。要は1億8,000万円のうちの5,000万円が入浴の収入で、1億3,000万円が瑠璃温泉に関しては宿泊プラス食事だということです。四季の森に関しても1億1,000万円がその宿泊プラス食事の面の収入であるというわけです。簡潔に申し上げますと、福祉施設でなければ、基本的に観光施設のみであるとするならば、やはりこの収入と、この入り込みというのは、決して驚く数字ではないのではないかというふうに思っております。よく比較されます萩温泉等は、金額的にはもっと頑張られているのではないかというふうに思っておりますが、とにかくはっきりしていることは、やはりレストラン、宿泊所を併設しているところは、温泉の分は赤字だとしてもそれを埋め合わせていると。すなわち他からのお客さんをメインにした施設になっている。要は高森温泉館の設置理念とは違うということでございます。だからこそアンケート調査を元にどういうふうにするかということは、町民の皆さんがしっかり答えていただく。要は町民に因るためにアンケートをとると。だからこそ1年間しっかり途中で止めずに、半年では分からなかったぞとかあとから言われぬように四季、春夏秋冬ちゃんとこの1年間のデータを提示して、アンケート調査に臨みたいということでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 次の質問にまいります。

高森町のハザードマップがございまして。このハザードマップの中の4ページになりますけれど、ここに温泉館の建っているところが、危険地帯に指定されているわ

けでございます。そこに今温泉館が建っているわけでございます。そのことに対して町はどのようにお考えなのか、よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 5番目のハザードマップの危険地帯に建設されているが問題ないのかという質問ですけれど、確かに温泉館の上流域は山腹崩壊危険区域に指定されております。温泉館の施設のある場所につきましては、土石流災害警戒区域に指定されております。このような場所で公共施設であり、また多くのお客さんが訪れる温泉館としてふさわしいのかという疑問ではありますが、建設当時は平成6年ですけれど、危険箇所であるという意識はなかったかと思えます。私たちも直接担当ではありませんでしたけれど、そこまで考えたこともありませんでした。ただ、温泉が出る場所で景観が良ければとそれだけで、あの場所になったというふうに私自身思っております。でもこのような警戒区域においての今後指定管理者とか、売却等いろいろ支障になるということが予想されますけれど、実際建物が存在する以上は不利になるのは覚悟の上で、今後考えていかなければ仕方がないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） これは非常に私は問題があるのではないかなと認識しております。これも色見保育園の新築工事というのが出まして、私も今までは知らなかったわけでございます。いろいろと案が出てから温泉館の近くに保育園を建てたらどうかということで、いろいろホームページ等で調べて、県のほうからもここは危険地帯に入っているからということで、改めて私も知りまして、これは非常に問題があるなということを感じました。今後、アンケート調査次第ですけれど売却とかいろいろなったときに、果たして買うところはあるのかなと思ってこの質問をいたしました。ぜひこれからの温泉館もそうですが、その下のほうでも町民体育館のほうにおきましても、そのような地帯に建っていると思います。そこでも保育園の運動会等も行われておりますが、何ら問題はないのでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 災害担当課としての回答を申し上げたいと思います。

ハザードマップの危険地帯に建設されているということで、そのとおりでございます。この土砂災害警戒区域とは、豪雨が発生したときには、土砂の影響は受けるが建物の被害まではないと考えられるというふうに規定はされております。当然危

険が全くないということではないということでは間違いありません。ですが同施設及び体育館におきましても、大きな被害はこれまでは発生はいたしておりませんが、昨年の温泉館の駐車場には土砂が流れ込むと等々がっております。ですからそれは当然そういう危険性を留意しながら、熊本県の総合型防災情報システムや天気予報は当然ですが、いち早く降雨の危険性を十分に把握し、必要な事前対策や周知を行い、危険時には当然休館等の処置も含めますが、万が一のときのためには高森総合センターに避難等への対策の必要性の認識など、実際にまた避難訓練などこれまでも行ってありますが、そのときの状況に即応して必要な対策を講じていく必要があると思っております。ご指摘のとおり、危険がないとは申し上げませんが、その時その時に応じた必要な対応を行って参ります。また火山災害、それから地震災害におきましては、有効な避難場所とはなりません。そういうことをお汲み取りいただきご理解いただければと思います。

充分なご説明になりませんがよろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ぜひ町民の安心安全に関わる問題でございますので、以後よろしく願いいたします。6番目の質問にまいります。

今後の高森温泉館、朋遊館のいろいろな改修に多大な予算がかかると思われませんが、その対応策はということで、ご質問をさせていただきます。

例えばもう建設をしてからだいぶ20年近く経っていると思えますけれど、屋根の改修とか壁の改修とか、特にまた今ボイラー等が故障したりとか、これを全部入れ替えるとなると相当な予算がかかると思えます。その中のことでどのようなお考えがあるのかよろしく願います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 温泉館の修理について多大な費用がかかると思われるが対応策はということですが、ご存じのとおり温泉館は平成6年に新築しております。もう20年くらい経っているわけですが、もう温泉館に行かれると分かると思えますけれど、修理の箇所はいっぱいあります。まず浴室内のガラスの取り替え。1枚ガラスで根子岳が見えるような1枚ガラスを貼っておりますけれど、これを取り替えましたら約600万円です。それとあとは2階のベランダ修理とか浴室内の簾の張替えとかトイレの改修、それと外周りの改修。これらを含めると約3,000万円ぐらいかかるものと思えます。それと近い将来に先ほど議員も言われましたように、屋根の瓦の改修ですが、これは屋根が約3,000平米くら

いあります。直接見積もりはとっておりませんが、足場から入れていけば1億円近い数値がかかるのではないかと考えております。それと先週ですが、ボイラーが2機あるのですけれど、ボイラーの1機に穴が開きまして、水漏れと油漏れが生じました。これを今はセメントの用なもので埋めて応急処置していますけれども、これは1カ月もたないということで、1カ月以内にはそのボイラーの部分を取り替えなくてはならないということです。ですけれども、それをちょっと見積りをとりましたらそれが80万円ぐらいかかります。ですけれども、どっちにしてもボイラー自体がかなりいたんでおります。これを今、化石燃料、重油を使っていますけれども、例えば木材チップを使用した場合、以前見積もりをとった段階では2機で、7,000万円ぐらいかかるという見積もりが出ておりました。ですから、先ほどの3,000万円と今言った瓦とボイラー取り替えで、1億7,000万円になりますので、約2億円ぐらいの改修費がいるのではないかとこのように考えております。

その対応策はということですが、先日の新聞に掲載されておりました高度成長時代に急ピッチで建築された公共施設がいっぱいあります。この大規模改修がどの町村でも全国的に急増しているということで、その対策に各自治体が皆頭を痛めているわけですが、自治体によっては長期の補修計画を立てまして、年次計画で整備する方針を固めております。これにつきましては国の総務省が公共施設を解体する場合、その財源としては地方債の発行を認める方針を明らかにされております。ですから、まだこれは決まってはおりませんが、来年度ぐらいにこのような決定がなされるというふうに思っております。町長も日頃から申していると思いますが、社会資本の点検や補修工事については町長が就任当初から言われていることでありまして、特に町道の維持補修については、その金額の膨大さに対応策を常日頃から訴えられているということはもうご存じのとおりであります。その他にも町の施設としましては温泉館をはじめ庁舎とか隣の総合センターに大規模改修が必要でありますし、また野尻の林業センターとか草部の基幹集落センターと、草部南部小学校と解体が必要と思われる建物もあります。先ほど申しましたように総務省とかの補助事業を活用しまして、年次計画で進めていく必要があるというふうに感じております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。高森温泉館については今、甲斐課長がお答えしたとおりでございます。今後考えられる修繕の金額が約2億円という膨

大な金額がかかるということでございます。ではその予定されている金額をなぜアンケートに記載しなかったかと申しますと、やはりもうこれだけお金がかかりますよということだけをアピールするのが、アンケートではございませんので、ちゃんとした1年の収益をしっかりと出すということと、元々の設置理念がやはり今は健康増進、当時は福祉という形になっておりますので、その下でのアンケートの形になったということもご理解をしていただきたいと思います。それと朋遊館については私のほうが答えさせていただきます。

これは8番の甲斐議員が地元におられますので、一番甲斐議員がご承知だとも思います。議員におかれましては他の議長もそうでございますが、大変朋遊館に関してご協力をいただいているわけでございます。現在地元と行政として分かれて話しますけれど、地元、津留・野尻地区の各2名の方々による委員がいらっしゃいまして、朋遊館管理運営委員会という中で、今後のより良い利用法、地元の意見をまとめた利用法とイベントの開催等についての利用増進について、協議が現在続けられているところでございます。ですので、要は先ほど3番議員のご質問にもありましたように、地域主導型の意見がしっかり出てくるということでございます。

また行政といたしましては、3年計画で野尻出張所、草部出張所を総務課分室という位置づけの元、3年計画で地域振興係長を1年目、そして2年目は現職の10年未満の若い職員を各支所に1名ずつ配置するというやり方を取っております。またその甲斐がありまして、地域振興係と健康推進課の介護保険係が連携して、県の中山間地域等住宅サービス提供体制モデルづくり事業というものがございまして、それに取り組むかどうかということも現在協議を開始しているところでございます。これは山東部の野尻、草部の方で高齢化の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、この朋遊館はまだ施設も新しくございますので、やはりこれを核として、必要な事業展開ができないかということも協議するというところでございます。またこの協議会には駐在員、民生委員、民生児童委員、介護支援専門員、そして高森町社会福祉協議会と本町の保健士が、連携をしておりますいろいろな協議がなされているわけでございます。現時点では協議中でございますが、地元の甲斐議員、田上議員の意見等々もいただきながら、要はこの朋遊館が地域になくてもならない施設だという位置づけの元、事業展開を図ってまいりたい、利活用を図ってまいりたいというふうに思っております。そのためには地域主導型の意見がしっかり出てくることを期待してやみません。

以上でございます。

- 議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。
- 1番（宇藤康博君） 先ほどお答えいただきましたが、2億円の改修費がかかるのではないかとございますが、隣村の先ほどの話の続きではございませんが、瑠璃温泉の改修が最近あっております。その改修でかかった費用が9,000万円です。主にこの改修した内容なのですけれど、これが貯湯タンク、温泉から出たお湯をポットみたいな貯湯に入れて、それで全然冷めないようなポットというかそういうふうな施設があるそうなのです。それでそのお湯をまた循環させるということで、かなり燃料代等を安く挙げている。湯前町のほうに私の知っている議員がおられますけれど、湯前町のほうもそのポットを利用して温泉から引いたお湯のところの間を全部そのポットで絶対冷えないようにして、そこの貯湯タンクに入れるといういろんなそういう工夫をしている町村もございます。今から先、先ほど言われたような金額等もございますが、そういう燃料等を下げるような工夫等があれば、そういうお考えがあれば、利用したいというお考えがあればお答えいただきたいと思ひます。
- 議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。
- 政策推進課長（甲斐敏文君） 1番 宇藤議員の今の例について参考にさせていただきたいと思ひます。またうちのほうでは先ほど申しましたように、ボイラーにつきましては、化石燃料を利用するものではなくて、チップボイラーや木材とかを利用するボイラーに替えていきたいというふうに考えております。これにつきましては、補助金とかの手当もありますので、それを有効利用して進めていきたいというふうに思ひます。今後ともよろしくお願ひします。
- 議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。
- 1番（宇藤康博君） 先ほど町長のほうにご答弁いただきましたが、いろいろな協議会を設置して、その民意の上で頑張っていくというお答えをいただきました。今までの1番から6番までの質問の中で、この7番目の一番最後の質問ですが、高森温泉館、朋遊館の今後ということで、再度町長のほうからお考えをお答えいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。
- 議長（田上更生君） 町長 草村大成君。
- 町長（草村大成君） 1番 宇藤議員のご質問にお答えいたします。高森温泉館、朋遊館の今後ということで、高森温泉館に関しましてはやはり今回、満を持しての住民アンケートでございます。なぜかと申しますと、料金を上げていただきたい、プランニングを変えていただきたいという意見、もしくは売ったらどうかという意見

とかが一方ではあり、一方ではそのまま継続してくれという町民もいて、2つに大きく分かれたわけでございます。それが1年間正直に情報開示することによって、批判も出ますけれど実態も分かったわけです。その実態に対してのアンケートですので、このアンケートの答えは大変重いものではないかなというふうに私は思っております。今後アンケートの答えが出た方向性で進むことは間違いございません。そういう中で、先ほどハザードマップ等の問題等々もございますが、基本的にはこのアンケートが出た答えの方向性でまずは考えなければいけない。だからこそその住民アンケートだという認識をいたしております。

朋遊館に関しましては、先ほど申し上げましたように、現在地域を挙げて協議会がつくられております。そして地域主導型の意見が出てくるわけでございます。また中山間地地域住宅サービス提供体制モデルというのがございますので、そのモデル事業に取り組むとするならば、やはりまだまだこの地域になくてはならない施設として位置づけができるものだというふうに信じております。ぜひこの朋遊館に関しましては、地元で気運が高まっておりますので、しっかりその中で議論をして精査をして、また議会の皆さまにご協力、ご指導をいただきながら最終的により良い方向にいくように進んでいきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 力強いご答弁をいただきました。

私もこの質問をする前にいろいろと調べさせていただいて、本当にこの高森温泉館のことを考えて、そしていろいろと調べていっているときに、先ほどの湯前町の件を言いましたけれど、ここがやはり売上のほうが1億4,800万円。レストランの売上だけでも7,600万円ですね。そして宿泊が2,300万円、温泉が2,300万円。合わせて1億4,800万円なのですけれど、なぜこれだけにこの売上が上がっているのか。湯前というと球磨川鉄道がありまして、一番最終駅、高森と良く似たところなのですよね。でもいろいろな取り組みがされております。まず4月1日にご当地グルメ、サラダちゃんぽん継続販売とか、日帰りグラウンドゴルフプランの発売とか、母の日、お母さん入浴料無料、先着100名様におっぱい饅頭プレゼント。夏はずっと生ビールフェアとか開催されております。そういうのは高森町にも何かあっているのではないかなという、今協議会等でいろいろ、アンケート調査等も実施されますけれど、そういうふうの一つでも捉えていけば、高森温泉館は素晴らしい観光施設になるのではないかなと思ってこの質問をさせていただきました。

きました。

私もまだまだ勉強不足でございますが、やはり自分の町の温泉館、やはり若いときから子どもたちが小さいときからずっと連れて行って、本当に慣れ親しんだ温泉館でございます。どうかみんなで育て上げて行って、何か素晴らしい温泉になればいいかなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

これを持ちまして私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の一般質問は全て終了しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

傍聴者の皆さまに一言だけご挨拶申し上げます。

大変足元の悪い中、傍聴においでいただきまして本当にありがとうございます。今日の一般質問中で答弁等が行われました。町長は町長で政策報告会を開催をされておりますし、議会は議会でまた議会報告会等も実施をいたしております。皆さん方と色々な情報を共有しながら、皆さんのご意見を拝聴しながら、これからも住民が本当に安心して安全に暮らせる町づくりのために町長、執行部そして議会一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思いますので、どうぞ皆さん方のご理解もお願いを申し上げます。本日は本当に傍聴いただきましてありがとうございます。

本日はこれを持ちまして散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後4時10分

6月26日（水）

（第3日）

平成25年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成25年6月26日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 特別委員長報告について

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	宇藤康博君	2 番	後藤三治君
3 番	興梶壽一君	4 番	芹口誓彰君
5 番	立山広滋君	6 番	森田勝君
7 番	田上更生君	8 番	甲斐正一君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	草村大成君	教 育 長	佐藤増夫君
総務課長	岩下公治君	政策推進課長	甲斐敏文君
健康推進課長	村上源喜君	住民福祉課長	橋本和則君
税務課長	色見継治君	農林政策課長	佐藤武文君
建設課長	工藤英二君	会計課長	廣木富八君
教育委員会事務局長	後藤正三君	政策推進課審議員	服部信一郎君
健康推進課審議員	沼田勝之君	総務課長補佐	東幸祐君
健康推進課長補佐	新井堅太郎君	住民福祉課長補佐	阿南一也君
税務課長補佐	佐藤幸一君	農林政策課長補佐	後藤健一君
建設課長補佐	松本満夫君	教育委員会事務局次長	阿部恭二君

監査事務局長 安 方 含 君 総務課財政係長 岩 下 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古 庄 良 一 君 議会事務局庶務係長 丸 山 雄 平 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

議案第34号 高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第34号、高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第34号、高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、6月20日、第3、4委員会室において、午前10時15分から、総務課より岩下課長、東課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第36号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（田上更生君） 議案第36号、高森町過疎地域自立促進計画の変更については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第36号、高森町過疎地域自立促進計画の変更については、6月20日、第3、4委員会室において、午前10時15分から、総務課より岩下課長、東課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、高森町過疎

地域自立促進計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 37 号 高森町工場等設置奨励条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第 37 号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5 番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第 37 号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正については、6 月 20 日、第 3、4 委員会室において、午前 11 時 15 分から、政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 38 号 高森町観光立町推進基本条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第 38 号、高森町観光立町推進基本条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5 番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第38号、高森町観光立町推進基本条例の制定については、6月20日、第3、4委員会室において、午前11時15分から、政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、高森町観光立町推進基本条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第39号 高森町税特別措置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第39号、高森町税特別措置条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第39号、高森町税特別措置条例の一部改正については、6月20日、第3、4委員会室において、午前10時00分から、税務課より色見課長、佐藤長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、高森町税特別措置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第40号 業務委託契約の締結について

○議長（田上更生君） 議案第40号、業務委託契約の締結については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第40号、業務委託契約の締結については、6月20日、第3、4委員会室において、午前10時00分から、税務課より色見課長、佐藤長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、業務委託契約の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第41号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第41号 平成25年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第41号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、6月20日、午前10時00分から、第3、4委員会室において、税務課より色見課長、佐藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、午前10時15分から総務課より岩下課長、東課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また、午前11時15分から政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第41号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、6月21日午前10時00分から、第3、4委員会室において、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長、阿部事務局次長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、午前10時50分から住民福祉課より橋本課長、阿南課長補佐、各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また、午前11時10分から健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐、各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第41号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、6月24日午前10時00分から、第3、4委員会室において、建設課より工藤課長、松本課長補佐及び各係長に出席を求め、また、午前1

0時50分から農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

なお、審議のあと、大戸ノロ災害箇所の流れ木処理ならびに中原橋の嵩上げに伴う建設課の説明を受け現地視察をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第42号 平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第42号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第42号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、6月21日午前11時10分から、第3、4委員会室において、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。
お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第43号 平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第43号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

- 建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第43号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、6月24日午前10時00分から、第3、4委員会室において、建設課より工藤課長、松本課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第2、特別委員長報告についてを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、6月25日に開催し、6月議会広報「絆」52号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。内容につきましては、6月定例会初日の質疑、平成25年度の一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんにわかりやすくお知らせする予定です。今回は8月初旬発送を目標としておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

-----○-----

日程第3 議員派遣の件について

○議長（田上更生君） 日程第3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。併せて、詳細ならびに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に

配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長ならびに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項については、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

一言ご挨拶申し上げます。

19日から本日26日までお疲れさまでございました。昨年の7月12日の豪雨災害後、今回もまた梅雨末期の特有の本日も雨が降っているところでございますけれども、住民の皆さん方も大変今回の雨もまた不安に思っておられるかというふうに思っております。職員を始め議会もそうでございますけれども、職員の皆さん方も住民の皆さんが、安心して本当に対応できますように、職員の皆さん方も対応にもよろしくお願いを申し上げたいというふうに思いますし、住民の皆さん方の安心・安全にですね、ぜひ心配りをお願いしたいというふうに思います。

-----○-----

○議長（田上更生君） これをもちまして、会議を閉じます。

平成25年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成25年第2回定例会

平成25年6月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話(0967)62-1111